

41

103

41-103□



1200501255199



始



エトW-58

41
103口



日本書紀通釋

第四



飯田武郷著

内外書籍株式會社

日本書紀古寫本 (東京帝國博物館所藏)

日本書紀古寫本中、最も特色ある玉屋本である。もと江戸吉屋玉屋山三郎の舊藏である。神代紀上より卷十應神天皇紀迄を存す。良海の書寫する所にして、其の年代は各卷共一定して居らない。筆者が各地圖歴中、善本を得るに従つて書寫したもので、従つて其の居所もそれ／＼異なつて居るのである。

卷第一 神代上始應永廿三年書之。

卷第二 神代下(奥書無)。

卷第三 於河内國磐田八幡宮東一院東陽屋寫之。

卷第四 永享五年三月、於江州大上郡武林峯辰巳邊御拝書之。

卷第五 永享五年五月書之、於若狹國瀨敷下宮。

卷第六 自應永廿三年至于永享五年書之、於若狹國瀨敷下宮。

卷第七 永享五年、於江州大上郡武林峯辰巳邊御拝書之。

卷第八 永享五年三月、於江州大上郡武林峯辰巳邊御拝書之。

卷第九 永享三年三月、於河州長野山磐田八幡宮東一院書之。

卷第十 永享三年卯月、於河州長野山磐田八幡宮東一院書之。

體裁は冊子本、縦八寸三分五厘、横五寸二分五厘、明朝紙、一行十七字詰なり、卷第一及び卷第二の始め、卷第十初葉にのみ朱點あり、其の他は間點あるのみである。卷第五、四七の流布本と異なる所あるを特色とす。今より五百年以上の雜寫である。

一 神代上日本紀卷第一

古來地未割、陰陽不分、異姓如鷄子、俱洋而合、牙及其清、陽者、海靡而馬、天皇國者、池淵

而為地精妙之合、稱易重濁之類、燭雞矣夫

先成而地、後定然、後神聖生其中、壽故曰、開

闢之初、洲壞淨、濤聲、群游魚之海水上也、千

氣、將天地之中、生一物、狀如葦牙、便化鳥、神、統

二國、常立、身、次、可、以、事、牙、成、男、尊、又、有、物、若、滸

不特神命臣羅生、且有利益、矣、乃、向、天皇

、後、則、與、而、自、死、之、群、臣、聞、之、皆、流、淚、和、易

也、田、道、明、命、是、三、宅、連、之、始、祖、也、以、近、國、葬

今日、村、子、邊、塚、道、常、甘、之、野、馬

日本書紀卷第六

自、六、承、化、三、年、至、于、承、基、五、年、之、

皇、後、國、也、

長、壽、也

十月七日

○人此等河村事
と申す御母の
名田村と申す

日本書紀通釋卷之五十五

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第二十三

息長足日廣額天皇

舒明天皇

息長名近江地名天皇の御母息長真子王の女なり
御母廣姫と相息長子坐しん故御母方の名を以此天
皇の御号とも考ふる人足日多美称廣額を御名
御れりるへし舒明の御徑出処未詳集解に淮南子
原道訓曰舒之煥於六合卷之不盈於一握約而能張齒而
能明と云文を引れりるなりりともおもひり文

息長足日廣額天皇

○孝人大兄皇子押坂孝人大兄皇子とも申せり敏達御子也

飯田武郷先生自筆原稿

41-103

日本書紀通釋第四

目次

卷之四十二

日本書紀卷第十三

允恭天皇紀

安康天皇紀

卷之四十三

日本書紀卷第十四

雄略天皇紀

卷之四十四

雄略天皇紀續

二三四一

二三八四

二三〇〇

二二六四

附錄(浦掛水
門考證)

二四二九

卷之四十五

日本書紀卷第十五

清寧天皇紀

二四三三

顯宗天皇紀

二四五二

卷之四十六

顯宗天皇紀續

二五〇五

仁賢天皇紀

二五一五

日本書紀卷第十六

武烈天皇紀

二五三二

卷之四十七

日本書紀卷第十七

繼體天皇紀

二五六九

卷之四十八

日本書紀卷第十八

安閑天皇紀

二六四三

宣化天皇紀

二六六六

卷之四十九

日本書紀卷第十九

欽明天皇紀

二六八二

卷之五十

欽明天皇紀續

二七四六

卷之五十一

日本書紀卷第二十

敏達天皇紀 二八一五

卷之五十二

日本書紀卷第二十一

用明天皇紀 二八六六

崇峻天皇紀 二八八七

卷之五十三

日本書紀卷第二十二

推古天皇紀 二九二一

卷之五十四

推古天皇紀續 二九八八

卷之五十五

日本書紀卷第二十三

舒明天皇紀 三〇五二

日本書紀卷第二十三終

日本書紀通釋第四目次終

日本書紀通釋卷之四十二

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第十三

雄朝津間稚子宿禰天皇 允恭天皇

穴穗天皇 安康天皇

雄朝津間稚子宿禰天皇 允恭天皇

本に證號を脱せり。今例に據て補。尙書堯典云。文思安安。允恭克讓。

雄朝津間稚子宿禰天皇。瑞齒別天皇同母弟也。天皇自岐嶷至於總角。

仁惠儉下。及壯篤病容止不便。五年春正月。瑞齒別天皇崩。

自岐嶷。自字與國本になし。按に岐嶷は。字書にも峻茂之狀とありて。綏靖紀垂仁紀にイコヨカと訓る。

允恭天皇
紀



其義なり。されは其義に就ては。自岐嶷と云へきよしなきか如く。興國本に従ふへきかと思ふに。なほしからず。文選吳都賦注に。岐嶷少而賢者とある義をとりて。こゝは幼少なることを岐嶷とは書るなり。垂仁紀。生而有岐嶷之姿。及壯云々。故其意を得て。古くこれをカフロと讀來れり。故通證に童卯禿鬚曰加夫呂。此以義訓之耳。と云れたるはあたれり。されは本文に自岐嶷とあるは。自幼と云に同じき文なり。自字なきは中々に非なり。さてカフロは被るにて。童なるほごは。頭髮を其まゝ被りたるを以て云るなり。故次の總角に對したる名なり。○至於總角。やゝ長じて彼被りたる髪を。額上に束髪したるをヒサコ花と云。頭上に分て結をアケマキと云り。この事は景行紀用明紀に委く云れは見るへし。さて此の文は。自幼至三七八間と云へきを。かく髪にて知らせたる上古のさまなり。○儉下の訓。通證に倍利與三倍須同。抑損之意とあり。按に物の少くなるをヘルと云も此なるへし。和訓栞に。へらすは令減の義なり。へらぬ體。へらす口なといふも。不減の義なるへし。堪囊抄にへらす答ふと見えたり。とあり。○五年。本に六年に作る。今熱田本興國本舊事紀等に據る。其説は既に上に由。

爰群卿議之曰。方今大鷦鷯天皇之子。雄朝津間稚子宿禰皇子。與大草香皇子。然雄朝津間稚子宿禰皇子長之仁。孝。即選吉日。跪上天皇之璽。雄朝津間稚子宿禰皇子謝曰。我之不天。久離篤疾。不能歩

行。且我既欲除病。獨非奏言。而密破身治病。猶勿差。由是先皇責之曰。汝雖患病。縱破身。不孝孰甚於茲矣。其長生之。遂不得繼業。亦我兄二天皇。愚我而輕之。群卿共所知。夫天下者大器也。帝位者鴻業也。且民之父母。斯則聖賢之職。豈下愚之任乎。更選賢王。宜立矣。寡人弗敢當。群臣再拜言。夫帝位不可以久曠。天命不可以謙距。今大王留時逆衆。不正號位。臣等恐百姓望絕也。願大王雖勞。猶即天皇位。雄朝津間稚子宿禰皇子曰。奉宗廟社稷。重事也。寡人篤疾。不足以稱。猶辭而不聽。於是群臣皆固請曰。臣伏計之。大王奉皇祖宗廟。最宜稱。雖天下萬民。皆以為宜。願大王聽之。

我之不天。本に之字なし。今熱田本秘閣本に據て補ふ。左傳襄公我實不天。○不能歩行。記傳云。篤疾を治玉はむとて。峻き療を爲玉へるによりて。不能歩行なりぬるにや。また不能歩行も篤疾のわさか。と云り。○汝雖患病。本に雖字なし。熱田本北野本舊事紀に依て補ふ。○更選賢王宜立。北野本に宜

元年壬子

字更字上にあり○號位。考本に號を帝に作れり。されど本の方よろし。

元年冬十有一月。妃忍坂大中姬命苦群臣之憂吟。而親執洗手水。進于皇子前。仍啓之曰。大王辭而不即位。位空之既經年月。群臣百寮愁之不知所爲。願大王從群望。強即帝位。然皇子不欲聽。而背居不言。於是大中姬命惶之。不知退而待之。經四五刻。當于此時。季冬之節。風亦烈寒。大中姬命所捧鏡水。溢而腕凝。不堪寒以將死。皇子顧之驚。則扶起。謂之曰。嗣位重事。不得輒就。是以於今不從。然今群臣之請。事理灼然。何遂謝耶。爰大中姬命仰歡。則謂群卿曰。皇子將聽群臣之請。今當上天皇璽符。於是群臣大喜。即日捧天皇之璽符。再拜上焉。皇子曰。群卿共爲天下請寡人。寡人何敢遂辭。乃即帝位。是年也太歲壬子。

忍坂大中姬命。記に品陀天皇之御子。若野毛二侯王。娶其母弟百師木伊呂辨。亦名弟日賣真若比賣命。

生子大郎子。亦名意富々杼王。次忍坂之大中津比賣命。ごあり。忍坂は倭の地名城上郡忍坂なるへし。さて又記に。品陀天皇娶迦具漏比賣。生御子川原田郎女。次玉郎女。次忍坂大中比賣。次登富志郎女。次迦多遲王。柱五ごあるは。記傳に。紛れたる傳なり。迦具漏比賣ごまをすは。實は若沼毛二侯王之妃なり。と云れたり○洗手水。大御手水なり。集解云。按進鹽水者。蓋亦取鹽洗。而受劍璽之義。ごあり。さも有へし○群望。群下考本臣字あれども。无かた宜しかるへし。但し古語拾遺に。編秩群望ごあるは。此ごは眞なり。紛ふへからず。○大中姬命所捧。本に命字脱たり。考本及舊事紀に據て補へり○璽符。漢書注に璽信也。符謂諸所合符以爲契者也。ごあり。御シルシご云るに。かゝる文字を借たるまてなり。字義に泥むへからず○即帝位。大日本史云。水鏡帝王編年記皇年代略記。並日時年三十九。歷代皇紀三十八。今不取。ごあり。さて例に據に。ごに遷都の事あるへし。記云。坐遠飛鳥宮。治天下。也ごあり。飛鳥は大和國高市郡にて。式飛鳥坐神社。飛鳥山口坐神社。飛鳥川上坐神社。ごある地にて。此後顯宗舒明皇極齊明天武の數帝の都も。皆此飛鳥にて。かくれなき地なり。飛鳥ごしも云るは。記の履中段に。反正天皇詔に。今日留此間。而先賜大臣位。明日上幸。此地の事は既記上に云り。近飛鳥の山口に留り坐て。故號其地。謂近飛鳥也。上到于倭。詔之。今日留此間。爲被禊。而明日參出。將拜神宮。故號其地。謂遠飛鳥也。ごある如く。二ごにも明日ご詔へるに依れり。さて此名は。二處共に反正天皇の御世になりて。故に名け賜へる名なるへし。然れば近遠ごは。丹比之柴垣宮より。近き遠きを以て云るなりと。記傳に云れたり。宮地

は大和志に遠飛鳥宮飛鳥村とのみありて。其宮趾は詳ならず。舊都趾要覽に。飛鳥村大字飛鳥字大垣内は。内裏垣内の意にて。皇居の一局部なりと云り。○太歳壬子。年代記を考るに。東晋安帝義熙八年にあたり。

二年癸丑

二年春二月丙申朔己酉。立忍坂大中姫命。爲皇后。是日爲皇后。定刑部。皇后生木梨輕皇子。名形大娘皇女。境黑彦皇子。穴穗天皇。輕大娘皇女。八鈞白彦皇子。大泊瀬稚武天皇。但馬橋大娘皇女。酒見皇女。

己酉。十四日なり。○立忍坂大中姫命。本に命字脱したり。考本に據て補ふ。○定刑部。記云。爲大后御名代。定刑部。記傳云。刑部は忍坂部なり。於佐加辨と訓。和名抄に伊勢國三重郡。遠江國引佐郡。備中國賀夜郡。英賀郡などに。刑部と云郷名ありて。皆於佐加倍とあり。因勢國高草郡にも。同じ郷名ありて。於無左加倍。しか訓るゆゑは未だ詳ならず。推放。さて此は大后の御郷。大和國城上郡なるを。刑部としも書故は。其郷なる忍坂部の人等の。刑部の職に仕奉しこのありしより。やかて其職名の字を書ならへるなり。されば辨と云名は。忍坂部にて。刑部職には由あるに非ず。刑部の字は忍坂部と云名に由あるに非ず。本は別なり。然るを於佐賀辨を。本より刑部の職と心得たるは非なり。と云れたるか如し。さて集解云。檢類聚鈔。伊勢國三重郡。參河國碧海郡。遠江國引佐郡。駿河國志太郡。信濃國佐久郡。下野國河内郡。因幡國八上郡。高草郡。備中國賀夜郡。英賀郡。備後國奴可郡。惠蘇郡。三谿郡。有刑部。垂仁紀。爲五十瓊敷皇子。

定刑部。至レ此又爲皇后。定刑部。則諸國所存刑部之名。不知孰是皇子刑部。孰是皇后刑部。と云り。これも又さる説なり。○木梨輕皇子。記に木梨之輕王とあり。記傳云。木梨も地名か。はた梨の一種にて。其を負玉へる御名か。式播磨國賀茂郡木梨神社あり。輕は大和國高市郡の地名とあり。○名形大娘皇女。記に長田大郎女とあり。記傳云。長田地名なるへし。和名抄に攝津國八田部郡。伊賀國伊賀郡。伊勢國飯野郡。遠江國長上郡。などに長田郷あり。阿波國に名方郡あり。式に近江國高島郡。美作國大庭郡などに長田神社あり。なほ有へしと云り。さてこの紛はしき事あり。雄略紀注に。去來穗別天皇女曰中蒂姫皇女。更名長田大娘皇女也。大草香皇子。娶長田皇女。生眉輪王也云々。記にも安廣段に。殺大日下王。而取之。持來其王之嫡妻長田大郎女。爲皇后。とありて。中蒂姫皇女の更名をも。長田大娘皇女とせり。故記傳には。この名形大娘皇女。記に長田大郎女。は。履中天皇の御子なるか。紛誤りたる傳なりと云れたれど。二書にかくたしかに見えたれば。誤とも定めかたし。仍て思ふに。此はかの履中の御子とは別皇女にて。雄略紀注なる。中蒂姫皇女更名長田大娘皇女とあるか。かへりて誤なるへし。もとより此の皇女は允恭の御子にて。安康の御同妹に坐せれば。記傳にも云れたる如く。后と爲賜ふへき由なければ。更に其筋には關り玉ふまじきなり。なほこの事雄略紀につきて云へし。○境黑彦皇子。記に境之黒日子王とあり。記傳云。境は地名なるへし。書紀雄略卷に。此王の婚死され玉ふ處に。坂合見れば。此人若くは御乳母方の人か。然らば境は御乳母の姓かとも思はるれど。なほ然らばあらし。と云り。黑彦は次に白彦と云に對て。共に面色によれるなるへし。此皇子の御事雄略紀にみゆ。○穴穗天皇。地名に依れる御名なり。下に云。輕大娘皇女。記に輕大郎

女。亦名衣通郎女。御名所_三以負_三衣通王_二者。其身之光自_レ衣通出也。とあり。輕は御兄王の輕と同じ。此皇女の御事下に見ゆ○八釣白彦皇子。記に入瓜之白日子王とあり。八瓜は地名。大和高市郡上八釣村。十市郡下八釣村あり。萬葉の歌に入釣山みえたり。此皇子の御事も雄略紀にみゆ○大泊瀬稚武天皇。泊瀬に居住坐しなるへし。泊瀬は和名抄に大和國城上郡長谷郷。神名帳に同郡長谷山口神社もあり。記紀萬葉等其後の歌にも見えて名高き地なり。名義は未思得す。さて長谷と書く事は。地のさまに因てなるへし。大宮も即其處なり。稚武は美稱なり。記には大長谷命とあり○但馬橋大娘皇女。記に橋大郎女とあり。橋は地名にて大和國高市郡にあり_、^{今も橋村とてあり。}名義は上宮太子拾遺記と云書に。橋寺者。此地多_三橘樹_一爲_レ林。故名_三橘寺_一橋京寺。其本名是鳥宮也。と云へり。記傳云。此御名を書紀に但馬橋とある。但馬は即ち橘なるを。誤りて重りたるなりと云り○酒見皇女。又云。これも地名か。和名抄に播磨國賀茂郡酒見郷。式に尾張國中島郡酒見神社とありと云り。神風抄に酒見御厨あり。

初皇后隨_レ母_一在_レ家。獨遊_二苑中_一。時鬪雞國造從_二傍徑_一行之。乘_レ馬而莅_レ籬。謂_二皇后_一嘲_レ之曰。能作_レ園乎。汝者也。_{汝。此云。那。鼻。也。}且曰。壓_レ乞_レ戶母。其蘭一莖焉。_{壓。乞。此云。異。提。此云。親。自。此云。親。自。}皇后則採_二一根蘭_一與_レ於乘_レ馬者。因以問曰。何用求_レ蘭耶。乘_レ馬者對曰。行_レ山撥_レ蟻也。_{蟻。此云。摩。愚。那。岐。}時皇后結_二之意裏乘_レ馬者辭

无_レ禮。即謂曰。首也余不_レ忘矣。是後皇后登_レ祚之年。貢_レ乘_レ馬乞_レ蘭者。而數_二昔日之罪_一。以欲_レ殺_レ爰_レ乞_レ蘭者額_レ搶_レ地。叩_レ頭曰。臣之罪實當_二萬死_一。然當_二其日_一。不知_レ貴_レ者。於是皇后赦_二死刑_一。貶_二其姓_一謂_二稻置_一。

隨母。御母は昨候長日子王之女。百師木伊呂辨。亦名弟日賣真若比賣命と申す。上に見えたり○鬪雞國造。上に出。大和國山邊郡なれば。其邊に住居しなるへし○乘馬而莅籬。貴き皇族の住坐る家の籬を。馬に乗ながら莅て嘲けり奉しは。いかにもはごしらぬやうに思はるれど。此頃となりては。漢籍意やう／＼に世に行はれて。皇位をもおのつから輕蔑するに到れるならんと。思ひ遣れていとかなし。かつ其言辭の不敬なる。皇后のいきどほりおもほしけむ。けにことわりに思遣られ奉るなり○作園乎。園熟田本北野本に圃とあり。其方然るへし○汝者也。雄略紀に娜毗勝耶喃磨珥と云るに據て。こゝもナヒトヤと訓へし。汝人にて汝と云はかりの詞用ならんと。或人云り。也字を衍字ならむと云る説は。中々に非なるへし○壓乞戶母。萬葉集に乞字欲得字などをイテと訓り。こゝに壓乞字を書ると。相發して其意を知るへし。人の言ふ事をも聞入れず。其はいかにもあれど。壓立押入意なり。中古の物語文などに。いでやども。またいて／＼など云も。みな其こゝろなり。いつよりかこれを發語の如く意得て云る説は。甚くたかへり。こゝも即其にて。否めるものを壓付ても乞ふ意あるが不敬なるなり。戶母は

婦人の稱なり。通證に倭名抄曰。負俗作刀自。列女傳曰。古謂老母爲負。今訛以貝爲自歟。史索隱。按負是婦人老宿之稱。袖中鈔曰。戶自登云事波。或波女官也。或波官奈良禰等。老女爾母若女爾母。涉利互云邊利。今按家母見現報靈異記。主人母見遊仙窟。波々刀自阿母刀自見萬葉集。此指老母也。薩戒記曰。內侍所刀子。年來在二南朝。此女官也。詳見禁秘御鈔。夫人訓大刀自。見天武紀。萬葉集云。吾兒之刀自。此謂少女也。類聚國史節婦部。和邇部廣刀自女。漢部福刀自。多産部。村國連等志賣。三村部。黒刀自之類。謂婦人。也。然則婦女通稱。猶男子稱麻呂也。とあり。さて言義は戸主なりとも。戸知なりとも云り。いづれにても其一家を知る女と云義より轉りて。老たる若き女の通稱となれるなり。戸母と書るは一家の主なるより出たるなり。○蘭は。倭名抄に蘭萬和名阿良々木。荒々蕙の義なりと云り。大膳式に蘭幾把とあるこれなり。又山蘭も式に見えたり。爾雅に萬山蒜是也。又澤蘭和名佐波阿良々木とあり。さて又蘭を布知波賀萬とも訓り。是は別ものなり。字鏡集に蘭アラ、キ、子ヒル。フ。賀茂翁云。打細。萬葉新撰萬葉等に藤袴と云て。其字を出さず。和名抄に蘭字をふちはかまに充たるを宜しき。しかれども古へ日本紀延喜式等には。蘭をアラ、キと訓て。薑蒜の類に用ゐたり。和名抄にも蘭萬二字にてアラ、キと訓り。字鏡のみ倭の字をアラ、キとよむ。さるは御國の古。蘭は食菜のあらきなりしを。和名抄より蘭はふちはかま。蘭萬はあらきと別れたり。から國にても唐の代に蘭と云しは。藤袴の事なるを。後々の世に南邊の國より。出せし香草を以て。蘭と呼はせしかは。名同くてもものことになれり云々。字鏡今の本には倭

を倭と誤れり。説文に倭蠶類にて。口を香はしくするものと云り。と云れたる此説にて。大方明らかなり○撥蠶。蠶は小虫の名なり。倭名抄に。爾雅集注云。蠶蠶小虫亂飛也。禮則天風。春則天雨。日本紀私記云。蠶未久奈木。とあり。源氏物語明石に。まくなきつくらせてさしおかせてけり。とある抄に。まくなきとはまたまきをいふ瞬字なり。まくなきと云小微虫の飛散る時は。目叩をする故に。此虫の飛散る時の様に。觸動するなりとみえ。長慶帝の書せ給へりといふ仙源抄に。まくなき瞬メクハス物をかくし忍へは目はしす云云。蠶此云魔愚那岐。日本紀。奥州には彼虫多くて。狩にも新取にも。あらきと云草を笠に取付なり。目の回を飛をみて。目をしげくたしくなり。依て目はしすれば。此虫をまくなきと云なり。何れも瞬字の心なるへしとあり。通證にも右等の説をあけて。さて漢語抄加豆。或人云。蘭蕙は蒜にて。薤の葉に似たれば。其本を括り柄をつけ。拂子の如くして蠶を撥ひしにやと云り。但し蘭蕙と薤。事の義は右の如なれど。こゝに栗田寛云。古く婚ひすることをなくと云り。武郷云。この事は。神代紀に既に云り。かくて按ふに。此の蘭蕙國造か云ることは。陽にはこの蘭蕙を以て。亂飛て目に入る蠶を拂はむと云るのみに聞ゆれど。陰には少女を婚かむとする者あらむ時に。このあらきを用て。防禦せむと思ふなり。と云意を含みて。嘲り戯れたるなり。武郷云。此説に就て思へば。マクナキは目婚なるへし。目合など云も同じ。婚のさま互に目を合はすはなり。若し然らすして。たゞ能作圍乎汝者也といひ。歴乞戸母と云ふ語の。不敬を憤り給へるならむには。然はかり意に結ひて。余不忘矣と詔ふへき由なきを思へし。縦憤り給ふとも。汝また戸母と云るのみならば。いかて死刑に處せらるはかり

の罪ならめや。此を思ひ彼を思へは。所謂不禮の語は。全く撥^レ蟻^ノ二字にある事を知るべきなりと云
れたり。此説もおもしろし。古人の戲謔かくもあるへきか○結之意裏。結下熱田本秘閣本於字あり○
謂曰。謂下同本之字あり。集解には補ひたり○首。記傳云。首はもと尊稱にて。大人の意なるへし。こ
ゝは對ふ人を指て云り。首長の意に云るは。景行紀邑之無^レ首。顯宗紀縮見屯倉首。孝德紀村首也^{首長}など
あり。通證に呼^レ乘^レ馬者^一爲^レ首。猶^三上文言^二戸母^一とあり○登祚。廣韻に祚^レ福祿也とあり。訓意に叶へ
り○萬死。本の訓はコロスツミの誤なるへし。本のまゝならば。ヨロスとは書まじきなり○貶其姓云
々。仁德紀に關難稻置大山主と。一姓と聞えたるに。かこに稻置とあるはいかゞ。もし始稻置なりし
か。中頃國造にはなれりしを。又此時貶されたるものか。または貶されたる後の尸をもて。古にも及は
して書るか。

三年甲寅

三年春正月辛酉朔。遣使求良醫於新羅。秋八月。醫至自新羅。則令
治天皇病。未經幾時。病已差也。天皇歡之。厚賞醫。以歸于國。

良醫。倭名抄醫和名久須之とあり。佛足石碑歌に。久須理師とある約なり。藥爲の義なり。藥師とある
義にはあらず○令治天皇病。記云。新良國主貢調御調八十一艘。爾御調之大使。名云金波鎮漢紀武。此
人深知藥方。故治差帝皇之御病とあり。金は姓。波鎮は爵號。漢紀は族號。神功紀に波珍干岐とある

に同じ。武は此人の名なり。

四年乙卯

四年秋九月辛巳朔己丑。詔曰。上古之治。人民得所。姓名勿錯。今朕
踐祚於茲四年矣。上下相爭。百姓不安。或誤失己姓。或故認高氏。其
不^レ至於治者。蓋由是也。朕雖不賢。豈非正其錯乎。群臣議定奏之。
群臣皆言。陛下舉失正枉。而定氏姓者。臣等冒死奏可。

己丑は九日なり○上古之治人民得所云々。これは上古は職官家々に自ら備り。其即姓氏となりて。後
世の如く。人材を撰みて。官を授くること云やうなる事はもとよりなく。子孫はいつまでも其祖業を守
て。敢て他を顧る事しなければ。人心安らかに。各其所を得て。其姓名を錯ることなかりしこの事な
り。今其大略を述むに。中臣は神と皇との御中を取持ち仕奉り。齋部は潔齋清淨りて神に仕へ。大伴は
百八十件を廣く率ゐ。物部は勇悍の武夫を率ゐて。いつれも其職掌を以て。當昔は家々世々に傳へし
か。其職業後に姓氏となり。其家々の尊卑高下の品を次第する具となれりしなり。こゝに於て太古職
官の本意漸く一變して。職業の上に高下の差別出來れり。其一二をいはは。神祇を祭祀する中臣齋部
の如き。宿衛軍陣の事に預る大伴物部の如きは。まことに面立しき職業にて。世に大に威權もありし
か。土師の凶事を司り。馬飼の馬を牧畜するか如きは。其祖先の始の心をおもへは。いつれも同じ事な

れども。其職業上に於ては。自人の尊ふと卑しむ嫌ふとの。差別なきにしもあらず。こゝに於て自高下
尊卑の。其家々に出来しも。また自然の勢なり。されど未だ其家々の職官にてありし時は。さしも際や
やかに高下の差別も目立ぬことなりけらし。然るに姓氏となりては。其差別も世に知らるゝ様になり
しより。遂に人の姓氏を羨み。我家の姓氏を嫌ふやうなる心も起りしなりけり。故上下相争百姓不安
して。此頃となりては。姓氏の争も出来て。治めかたくなりし由をまつ詔へるなり○或誤失己姓。姓氏
録序に。偽會冒祖。妄認膏腴。證神引皇。虛託勲冕。とある。この事なり。誤て己姓を失ふと云事。
まつはあるまじき事なれども。右の如く虚託して。偽り誤れるか多かりしなるへし○故認高氏。故の
訓詳ならず。和訓栞に。殊勝の義なるべし。新撰字鏡に故々をよめりとあり。高氏は通證に。右姓也。白
孔六帖曰。自魏氏詮總人物。以氏族相高。とあり。認とは我物として下留め居る事なり○冒死の下。
恐くは奉仕の二字など脱たるならんか。訓カムカムツカマツラム。○奏可。奏可の字。漢書成帝紀に見ゆ。公
式令の論奏式聞御書の下に。右大祭祀支度國用。増減官員云々。及律令外議應奏者。並爲論奏書
聞。と有る是奏書なり。又詔書式の可御書下に。覆奏書可とある。これ奏可なり。史記に下有司曰
制。天子答之曰可と有る。此字をマラスニユルサレヌに當て被書たるものなり。

戊申詔曰。群卿百寮。及諸國造等。皆各言。或帝皇之裔。或異之天降。然

三才顯分以來。多歷萬歲。是以一氏蕃息。更爲萬姓。難知其實。故諸氏
姓人等。沐浴齋戒。各爲盟神探湯。則於味樞丘之辭。禍戶岬。坐探湯瓮。
而引諸人。令赴曰。得實則全。僞者必害。盟神探湯。此云區訶陀智。或溼納釜。煮
沸。攘手探湯。或燒釜。火色。置于掌。
於是諸人各著木綿手縵。而赴釜探湯。則得實者自全。不得實者皆傷。
是以故詐者愕然之。豫退無進。自是之後。氏姓自定。更無詐人。

戊申。二十八日なり○帝皇之裔は。姓氏錄に所謂皇別なり。裔をミコハナと訓。言義未詳。顯宗紀に
孫。欽明紀に跌蓐等字をもしかよめり○異之天降。異之は靈異の徳あるを云。或人の異く僞るを云
云るは非なり。天孫降臨の御時御供奉仕りて。天降神等は更なり。あるは靈異なる由縁ありて。天上よ
り降り坐る神等の御裔なり。と云なり。姓氏錄に所謂神別これなり○三才。訓三道なり。即天地人と顯分
れたるより以來となり。世の始をかく云なり。通證に。顯宗紀不才訓美都奈之。と云れど。此三才を訓るとは異なり。○一氏蕃息。天地分れしよ
り以來。人民の蕃息して。一氏も數氏にわかれしを云。ウマハリは雄略紀に産兒。又蔓生。仁賢紀に殖。
靈異記に利字をもよめり。生張の義なり。萬葉十六に。其子
將播ともあり。○更爲萬姓。集解に按姓氏錄所載。阿倍中臣物
部之類。別爲數氏。不違枚舉。とあり○齋戒。キヨマハリは。清まりと云に同じ。マハリは其形容を

云也。大殿祭詞に。持齋波利持淨麻波利○盟神探湯。義は字の如くなれど。區訶陀智の意詳ならず。或説に區訶は探攪なりと云れど。いかゞあらむ。陀智は立なり。其場に立つなり。役に立をエタチなど云か如し。探湯資の所に出立て。湯を探るわざを。其事執行ふ名とせしなり。なほ應神紀に云ること考へし。さて此事釋紀に云。天書曰。四年冬十月。帝憂三姓氏紛亂。即詔立壇請神。并設盟釜。帝命力者。使天下所共知。虛者一人投入釜中。擧其屍鼻。殉于四民人。投實一人。以釜示之。百姓大恐。其驗未向盟釜。皆悉定矣。弘仁私記序注に云。雄朝妻稚子宿禰天皇御宇之時。姓氏紛謬。尊卑難決。因坐甘樞丘。令探熱湯。定真偽。今大和國高市郡有釜是也。後世帝王見彼覆車。每世令獻本系。藏圖書寮也。ごあり○味樞丘之辭禍戶岬。本に岬を碑に誤る。今考本に據て正す。通證に碑當作岬とあり。碑は岬に同じ。記云。於味樞之言八十禍津日前。居玖訶資。而定賜天下之八十友緒氏姓也。ごあり。味樞は。式高市郡味樞坐神社。和州五郡神社略解云。帳云甘樞神社四坐。在逝回郷甘樞丘前。社家者小治田臣説曰。甘樞神社四坐。八十禍津日命。大禍津日命。神直毘命。大直毘命也。俗云湯起請神也。武内宿禰所齋祀也。大和志に。味樞丘在豊浦村。皇極天皇三年。蘇我入鹿雙起家於甘樞丘。即是。甘樞神社在豊浦村。今稱推古天皇。ごあり。記傳云。言八十禍津日前は。尋常の地名とは聞えず。故思ふに。これは此度の探湯の事に依て。殊に負給へる名なるへし。されは即味白樞前のごとなり。氏姓の忤過つは世の禍事なるを。糺し玉ふ地なる由にて。如是は負せ玉へるにや。言は氏姓を忤へ偽り云言歟。萬葉十四に。宇都世美能。夜蘇許登

乃敵波。思氣久等母。安良蘇比可禰豆。安乎許登奈須那。此ご下上の異あれど。八十ご續きたるさま同し。前は崎なりと云り。此紀に碑とあるも同じ。○禍戶は。記に禍津日ごあるに因て。通音にマカへご訓へさか。又は本の訓に依て。處の意とすへさか詳ならず○居探湯資。記にも居玖訶資ごあり。記傳云。資は其探湯立の湯を沸す釜なり。問と云は。此類の器の惣名にて。加那問は金釜なり。鍋は魚菜を煮る釜なり。其外某釜と云名多し。ごあり。さて記に其資を居たるごとはかりを云て。探湯せし事をは略きて云はさるは。古文のさまなりと。記傳に云れたり○得實則全云々。姓氏錄序に。首實者全。胃虛者害○盟神探湯此云の注。應神紀なる探湯の下に在るへし。さて思ふに。この盟神二字は恐くは衍なるへし○或壆納釜煮沸云々。通證に夷俗考曰。倭國訊獄。置小石於沸湯。令背法者探之。云理曲者。即手爛。北史同。搜神記曰。扶南王范尋。嘗煮水令沸。以金指環一投湯中。然後以手探湯。其直者手不爛。有罪者入湯即焦。南齊書同○或燒斧火色云々。また後戴就傳。爲倉曹掾。被薛安考掠。令燒斧。使挾于肘腋。太平御覽引吳時外國傳。曰。扶南有詔。官燒鐵令赤。以鉗舉諸手中。行七步。無罪者手不燒。有罪者手即焦。西域記曰。燒饒罪人踞上。復使足踏。既遣掌案。又令舌舐。虛無所損。實有所傷。ごあり。これらは似たる事ながら。皇國の古には見えす。みな上古の探湯の彼國に移れるなるへし。されは此注は。私記の注文の攪入せるものなるご明らけし○木綿手纏。名目始て見えたり。木綿の事も手纏の事も既に云り。萬葉集三に。木綿手次。肩荷取懸。また木綿手次。可比奈爾懸而。ごあり○更無詐人。平田翁云。古事記序に。御代々々の天皇等の。聞えたか

き事共を記せる所に。正姓撰氏勅干遠飛鳥とあるは。即此時の事を云るなれば。右の如くして姓氏の虚實を正したまひ。其明せる姓氏を書に録されたるなるを。古事記にも書紀にも。其事は記しもらされたるなり。師説に勅とは。たゞ其宮にまして。天下の政を。ご云れしはさる事なり。戸令に。近江大津宮庚午年籍不除。所聞看しをいふ。といはれしは委しからず。とある義解に。雄朝津間稚子宿禰尊。御世。諸氏争姓。紛亂不。定。即盛煮。湯。令。以。手。探。攪。詐。偽。者。全。於。是。定。性。道。籍。是。爲。庚。午。年。籍。也。とあるは。此時の事を。淡海朝庚午年籍のものと見たる説にて誤りなり。これをたすけて。かにかくに云る説ども。すべてとるに足らず。

五年丙辰

五年秋七月丙子朔己丑。地震。先是命葛城襲津彦之孫玉田宿禰。主瑞齒別。天皇之殯。則當地震夕。遣尾張連吾襲。察殯宮之消息。時諸人悉聚無闕。唯玉田宿禰無之也。吾襲奏言。殯宮大夫玉田宿禰非見殯所。則亦遣吾襲於葛城。令視玉田宿禰。是日玉田宿禰方集男女而酒宴焉。吾襲舉狀。具告玉田宿禰。宿禰則畏有事。以馬一匹授吾襲。爲禮幣。乃密遮吾襲。而殺于道路。因以逃隱武内宿禰之墓域。

己丑。十四日なり。○地震。始て見えたり。さて訓は推古紀に。地動おなじ。武烈紀歌に。那爲我與驚據魔とあり。地か震來はなり。那爲は或説に根震なりと云れと信かたし。那爲は即地の事にて。言義は根居にて。地底を根といひ。底つ根國など。いふ根の如し。爲は物の一處に居定れるを云詞にて。雲居の居に同く。地底の居

定まれるを根居とは云るなり。さて其地底の動くを。那爲震とも那爲振とも云ふなり。○襲津彦之孫。

公卿補任も。こゝと同じ。然るに雄略紀七年の本注には。襲津彦之子とあり。いつれか是なるをしらす。

大日本史襲津彦傳云。雄略紀注曰。田狹臣婦名毛媛。葛城襲津彦之子。玉田宿禰之女也。據此則玉田襲津彦之干也。未知孰是。然毛媛爲田狹妻。與雄略紀本文不合。故今不取。とあり。 ○瑞齒別天皇之殯。この御葬

のかく數年を経たりしは。いかなる故にか。按に此天皇の御位に即玉ふへき事を。しはく辭みて。年月を経しこと本書に見えたれば。其故なりけるにやありけむ。されど五年の久しきまでに及ひしは。

別に故ありしにや詳ならず。然るを記傳に。此天皇未位に即玉はざりしはとに。五年は經たりけむ故。かく遅くなるにやあら

には。位空之既經年月とて。申玉はましくや。と云れたれと。さやうに紀の年月を疑ひいふへきにあらず。また記傳は今の木の誤のまゝに。反正天皇の崩を。六年の事と見られたるにて。此天皇の即位を明年の事とせられたるもいかなり。反正の崩は五年庚戌にて。この天皇の即位は中一年を隔て。元年壬子の事なれば。位空之既經年月と云に妨なし。かにかくに。五年まで御葬の事の延しを以て。紀年のかたを疑ふはよしなし。 ○殯宮大夫は。殯を主れる職の長官を云

るなり。是は職員令喪儀司の正に當れり。和名抄に職曰大夫。加美とあれど。當時さる職名のありしものにはあらず。されはこゝにては。大夫はツカサなど訓てあるへし。○爲禮幣は。神賀詞に禮自利。また

た禮自とあり。古書に禮代禮物とも書り。吾襲に幣してよきやうに。天皇に申上奉らしめたるなり。さてもなほ自らの罪を懼れて。吾襲を殺して其口を塞きしものなり。○武内宿禰之墓域。本に域を城に誤。

今正せり。さてこの墓は。公卿補任に。葬於葛下郡。今室墓是也。また帝王編年記に。仁德天皇紀曰。武内宿禰討東夷。還來大和國葛下郡。薨。室破賀墓是也。また大和志に。高市郡荒墳千家六在。鳥屋村。土俗指最高大者。曰武内宿禰墓。とあり。八幡本紀に。武内宿禰の墓は。大和國高市郡益田池の未申に

在り云。此外是彼書に見ゆれど。何れか真ならん。

天皇聞之。喚玉田宿禰。宿禰疑之。甲服襖中而參赴。甲端自衣中出之。天皇分明欲知其狀。乃令小墾田采女賜酒于玉田宿禰。爰采女分明瞻衣中有鎧。而具奏于天皇。天皇設兵將殺玉田宿禰。乃密逃出而匿家。天皇更發卒圍玉田家。而捕之乃誅。冬十有一月甲戌朔甲申。葬瑞齒別天皇于耳原陵。

甲服襖中。通證に。左傳所謂衷甲也。襖。衣服令義解。位襖。謂無襖之衣也。桃華葉讀阿乎。とあれど。この襖はなへての衣に借て書るにて。後世に所謂阿乎などの事にはあらず。訓よろし。甲の事に付て軍器考何れの代にや始りけん。尤恭天皇の御時。玉田宿禰か。甲を襖の中に服たりし事の見えしこそ。後代に下腹巻などいふ事のやうに覺ゆれ。此物は古の物猶今もある少なからず。其制大やうは鎧にかはらねど。前より左右に繞りて。後にて引合す。又背板といふものをもて。後の透間をふさぐこと。たゞへは鎧の。小墾田采女。小墾田は高市郡の地名なり。五郡神社略解に。近回郷小墾田村。今云豊浦村とあり。そこより買れる采女なり。○鎧。倭名抄。唐韻云。鎧甲也。和名與路比。周禮注。古用今用。金謂之鎧。などあれど。○甲申。十一日なり。○耳原陵。記に御陵在三毛受野也とあり。式に百舌鳥耳原北陵。丹比柴籬宮御宇反正天皇。在和泉國大鳥郡。兆域東西三町。南北二町。陵戸五烟。とあり。和泉

七年戊午

志に。在大山陵北。屬中筋村。今稱橋井原陵。陵畔有墓曰鈴家。と云り。此御陵。里人は田出井山と云り。記傳に云り。

七年冬十二月壬戌朔。讌于新室。天皇親之撫琴。皇后起儻。儻既終而不言。禮事。當時風俗。於宴會儻者儻終。則自對座長曰。奉娘子也。時天皇謂皇后曰。何失常禮也。皇后惶之復起儻。儻竟言奉娘子。天皇即問皇后曰。所奉娘子者誰也。欲知姓字。皇后不獲已而奏言。妾弟名弟姬焉。弟姬容姿絕妙無比。其艷色徹衣而晃之。是以時人號曰衣通郎姬也。

讌于新室。景行紀に宴ニヒムロウタケと訓り。顯宗紀。縱賞新室。以夜繼晝。ともあり。集解に。按此紀不載遷都。古事記曰。坐遠飛鳥宮。治天下也。蓋此新室之讌とあれども。たしかには定めかたし。○禮事。ウケコトと訓れど。ウヤコトの誤なるへし。○座長。顯宗紀に下風をクラシリと訓り。其席の上なる人ご下なる人なり。○奉娘子。座長の儻を見愛たまふ。其禮まをしに娘子を奉りて。謝意を表すなり。されどこの風俗。前にも後にも更に思ひよるへき事なし。全く此頃の事のみにて。既く絶にしか詳ならず。○衣通郎姬。記には輕大郎女。亦名衣通郎女。御名所以負衣通姫王者。其身之光。自衣通出也。と

ありて。此紀とは其人異なり。按るに同記に。此皇后大津比賣命なりの御弟に。藤原之琴節コトフツノ郎女と申すか坐り。記傳云。上宮記に布遲波良己等布斯郎女とあり。藤原は地名なり。大和國高市郡大原村是なりと云り。さもあるへし。琴節の意は未思得す。なほ次にさて應神天皇の迦具漏比賣の腹の御子五柱の中に。登富志郎女と云あるは。此郎女の紛れつるなるへし。又歌に名高き衣通姫も。此郎女のことなり。其故は彼衣通姫。書紀允恭卷に。皇后忍坂大中姫の弟とありて。名弟姫。容姿絶妙無比。其艶色徹衣而晃之。是以時人號曰衣通郎姫也。とある衣通と琴節と。言甚近ければなり。衣通は曾登富志と訓へし。曾と音横に通ひ。富と布とも殊に通音なり。又かの登富志郎女とあるは。通と全く同じ。然るを書紀にフトホリと訓。古今集序などにも然あるは。舊くより訓を誤れるものなり。書紀に又左傍にキヌトホシとも訓を付たり。さて思ふに。かの登富志郎女は。登の上に曾字の脱たるか。又琴節は若くは許は許呂母の許にて。衣を許とのみも云へき由あるか。又曾を誤りて許と唱傳たるか。そは何れにまれ。登富志と琴節と。衣通と。みな一とこそ聞ゆれ。また別構殿屋於藤原而居也云々。天皇始幸藤原宮云々。とあるも。此に藤原之合り。此藤原宮は。大原に構給へる殿屋を云るなり。持統天皇の考見へし。十一年科諸國造等。爲衣通郎姫一定藤原部。ともあり。世に木國の玉津島神を。此衣通姫と云は。由もなき説なり。うは契沖か委辨へたるかことし。さて記に又允恭天皇の御子輕大郎女の亦名を。衣通郎女とあるは。いとまきはし。其故は記にも。彼琴節郎女は正しく書紀の弟姫と聞えたるに。琴節と云名衣通と通へは。衣通郎女と申すは。書紀の説の如くなりけむを。記に此輕大郎女の亦名とあるは。紛れたる傳か。はた衣通郎女は此記の如く輕大郎女にて。かの琴節は別義の御名なるを。書紀の傳は其言の似たるから紛れて。弟姫の亦名とせるものか。彼弟姫も皇后の御妹。輕大郎女も皇后の御子なれば。御姨と御姪との間まされつるなり。何れか正しからむ。と云れ

たり。さるることなりかし。此傳は三十四の五十三條と。三十九の三條とに分れ記されたるを。今一に抄し出たるなり。

天皇之志存カケスヘリ于衣通郎姫。故強皇后而令進。皇后知之不レ輒言禮事。爰天皇歡喜。則明日遣使者喚弟姫。時弟姫隨母以在於近江坂田。弟姫畏皇后之情。而不參向。又重七喚。猶固辭以不至。於是天皇不悅。而復勅一舍人中臣烏賊津使主曰。皇后所進之娘子弟姫。喚而不來。汝自往之。召將弟姫以來。必敦賞矣。爰烏賊津使主承命退之。繻裹ホシヒツ中。到坂田。伏于弟姫庭中。言天皇命以召之。弟姫對曰。豈非懼天皇之命。唯不欲傷皇后之志耳。妾雖身亡。不參赴。時烏賊津使主對言。臣既被天皇命。必召率來矣。若不將來。必罪之。故返被極刑。寧伏庭而死耳。仍經七日。伏於庭中。與飲食而不飡。密食懷中之繻。

存于。類史存を在に作れり。○令進。本に令字脱たり。今應永本北野本中臣本及類史に據て補へり。○坂

田。倭名抄近江國坂田郡これなり○中臣烏賊津使主。これは仲哀紀神功紀なるとは異人なり。時代も遠く。又彼は重き公卿。こゝなるは一舍人とあれば。更に同人にはあらず○糒。倭名抄飲食部に。野王按。糒乾飯也。和名保之以比。糒注云。保之以比見。榮花物語玉垂卷。即干飯也。新撰字鏡錄訓。保之。比。今俗所呼同。亦干飯之念呼。糒名。干飯。飯而暴乾之也。糒見。大膳内膳等式。こあり。

於是弟姬以爲妾。因皇后之嫉。既拒天皇命。且亡君之忠臣。是亦妾罪。則從烏賊津使主而來之。到倭春日。食于櫟井上。弟姬親賜酒于使主。慰其意。使主即日至京。留弟姬於倭直吾子籠之家。復命天皇。天皇大歡之。美烏賊津使主而敦寵焉。然皇后之色不平。是以勿近宮中。則別構殿屋於藤原而居也。適產大泊瀨天皇之夕。天皇始幸藤原宮。皇后聞之。恨曰。妾初自結髮。陪於後宮。既經多年。甚哉天皇也。今妾產之。死生相半。何故當今夕。必幸藤原。乃自出之。燒產殿而將死。天皇聞之。大驚曰。朕過也。因慰諭皇后之意焉。

倭春日。添上郡なり○食は。枯飯也。通證に云り○櫟井。添上郡今櫟本村櫟枝村あり。共に和邇村と相

ちかし。記應神帝御歌。伊知比韋能。和邇佐能邇袁。○結髮。訓カミヲイシはカミアケシの誤なるへし。古代の婦女男する頃には。髪を擧げ結ひし事既に云り○慰諭。ヤスメは令安なり。コシラへは取なじなたむなり。源氏に。かへすくこしらへ置て出玉ふ。また人々もこしらへわひてなどあり。

八年己未

八年春二月。幸于藤原。密察衣通郎姬之消息。是夕衣通郎姬戀天皇。而獨居。其不知天皇之臨。而歌曰。和餓勢故餓。勾倍枳豫臂奈利。佐磋餓泥能。區茂能於虛奈比。虛豫比辭流辭毛。天皇聆是歌。則有感情。而歌之曰。佐磋羅多。邇之枳能臂毛弘。等枳舍氣帝。阿麻哆絆泥受邇。多儂比等用能未。明旦天皇見井傍櫻華。而歌之曰。波那具波辭。佐區羅能梅涅。許等梅涅麼。波椰區波梅涅孺。和我梅豆留古羅。皇后聞之。且大恨也。於是衣通郎姬奏言。妾常近王宮。而晝夜相續。欲視陛下之威儀。然皇后則妾之姊也。因妾以恒恨陛下。亦爲妾苦。是以冀離王居。而欲遠居。若皇后嫉意少息。歟。天皇則更興造宮室於河內茅淳。而衣通郎姬

令居シムヘテ。因此コレヲ以テ屢遊シ。獲テ于日根野。

衣通郎姬。本に郎字脱たり。今秘閣本及類史に據る。○歌曰。類史に歌を歎に作る。○和歌勢故餓。吾夫子之なり。○勾倍積豫臂奈利。可來夜也なり。守部云。豫臂とは。後世には深夜に對て。初夜の事をいへ。夜際と云と同じくして夜間の義なれば。たゞ夜と云ことなり。○佐瑳餓泥能。私記曰。蜘蛛之別名。其體如蟹。とあり。佐瑳は小意なり。加泥は加爾の轉音なり。古今集に。今しはごわひにしものをさかかのの。ころもにかかりわれをたのむる。また此御歌を聊かへて。わかせこかくへきよひなりさかかのの。くものふるまひかねてしるしも。とも同書にあり。○區茂能於虛奈比。蜘蛛之行なり。行ひは舉動と云か如し。古今には或人云。此語原は。動にナヒの加りたるなり。重之集に足高蜘蛛の云々おこくを歌に。くものはたての動くかなとあるにて。動より出たる語也と知るへし。と云り。爾雅。蟪蛄長跖。注小鼯鼯長脚者。俗呼爲喜子。陸機詩疏。一名長脚。荊州河內人謂之喜母。此虫來著人衣。當有親客。至有喜也。幽州人謂之親客。亦如蜘蛛爲羅網。居之是也。西京雜記。陸賈云。蜘蛛集而百事喜。などあり。此頃はかゝる漢土の故事をも。世に云はやす事となりしより。かく歌などにもよみ給ひしなり。○虛豫比辭流辭毛。今宵驗毛なり。毛は嘆辭なり。古今集にかねてしるしもとあり。蜘蛛の舉動にて。其驗みえぬとなり。○佐瑳羅餓多。釋紀に。小形也。形謂小形文。とあり。繼體紀歌に佐瑳羅能美

於寐オヒとあり。袖中鈔に此の御製を引て。小車のごあり。孝德紀に車形錦と云あり。されは小形は小車の形したる錦の事なり。袖中鈔に。小車錦條に云。月面の小車と云風俗の歌は。今は説たえたり。と云り。寶基本紀に。豐受宮小車錦御衣者云々。正中御飾秘記に。刺車錦御被。黃地以黑糸奉織。小車文形。なごみえたり。小車の錦。大神宮の御裝束に奉ること。後々までもしかり。歌などにもよめり。○邇之枳能臂毛弘。錦紐をなり。守部云。邇之枳は赤きか本にて云なれば。萬葉以來。歌にも紅葉の錦。丹敷の義なるへし。敷とは敷並てなご云志伎にて。即枳の地なり。武部云。敷は繁にて。地の細か。臂毛は上紐下紐納紐等の名ある中にも。其衣に縫着たる紐もありしは。體衣ひもゆふくれなご續けたるにてしるし。此に錦紐ごよませ玉へるは。上紐にて。裝束の御帶を主と詔ふ詞なるへし。と云り。○等枳舍氣帝。解放而なり。萬葉に。安可流橋。宇受爾指。紐解放而。千年保伎云々。などあり。解放ては。解放ちて結はず。さなから在るを云。打解たる状なり。○阿麻哆絆泥受邇。邇本に迹とあるは誤なり。釋紀には途に作れり。今應永本兼永本に據る。數廻者不寐になり。また途とあるによらは。雖數廻。不寐の意と成る。其もよろし。○多儂比等用能未。唯一夜耳なり。守部云。如此詔ふは御從者もあれば。皇后のもれ聞て。恨み玉はむことを憚りてなり。實は御心の反對にて。あまた寐はやと云ことなり。其意は上三句の詞の勢にて聞かせ玉へり。衣通郎姬も。其御心つかひあることは。豫てより心得玉へる中なりければ。かく詔へる反對の意をは。よく聞たり玉ひしなり。諸注悉く其意を聞しらす云ること。みな非事なりと云り。○明旦。類史に旦を日に作れるもあり。○井傍櫻

華。通證云。藤原一名藤井原。萬葉集藤原宮御井歌云。龜妙乃藤井我原爾。大御門。始賜而。又云。常爾有米。御井之清水。とあり。此地を藤井原と云しも。此井の名高かりしよりおこれるなり。○波那具波辭。花細なり。細は賞美の稱なり。萬葉集に花細葦垣越爾云々。また名細。また麗妹など。みな同じ辭なり。○佐區羅能梅涅。櫻之愛なり。梅涅は愛づを體言に爲たるなり。續紀詔詞に愛盛とあるも同じ。○許等梅涅麼。如此愛者なり。如是に愛むとならはの意なり。許等は如是と云はこの詞なり。即如字意なり。如字を常に其等と濁りて唱ふるは。上よりの連音の便にて。頭に云時はいつも清て唱ふるなり。萬葉七に殊放者。奥從酒背。十三に琴酒者。國丹放背。別離者。宅仁離南。古今集に。ことならはさかすやはあらぬ櫻花。などある許等も同言也。○波那區波梅涅。早者不愛なり。○和我梅豆留古羅。吾愛子等なり。衣通姫を指るなり。一首の意。守部云。花の美賞き櫻の如くに。吾か見愛る妹よ。此やうに寵るならば。前かたより後に立て愛へかりしを。速愛ざりしか悔し。朕か寵る妹よとなり。此御歌の御情深きを以ても。前御歌の多優比等用能未も。反對を詔ひし事を知へきなり。と云り。○恒恨陛下。類史に恒字无き本もあり。○河内茅淳。淳を本に淳に誤れり。今改む。○遊瑊。瑊紀中獵と通し用たり。○日根野。和泉國日根郡日根野村あり。名區なりと。和泉志に見ゆ。和泉名所圖會日根郡條に。衣通姫舊跡は中筋村にあり。土人衣通姫の手習所といふ。五十年前小社あり。社の傍に池あり。方一町はかり云々。近來壞て糞田とし。小社も亦泯滅。とあり。

九年庚申

九年春二月。幸茅淳宮。秋八月幸茅淳。冬十月幸茅淳。

茅淳宮。和泉志に。日根郡在上郷中村。天平十六年。帝幸珍努離宮。大鳥和泉日根三郡百姓。男女八十以上。賜穀有差。即此。

十年辛酉

十年春正月幸茅淳。於是皇后奏言。妾如毫毛非嫉弟姫。然恐陛下屢幸於茅淳。是百姓之苦。仰願宜除車駕之數也。是後希有之幸焉。

百姓之苦の下に。北野本中臣本及類史に歎字あり。或人云。元年紀に。捧碗の苦諫を打合せ思ふに。此皇后は絶世の賢后にぞ坐けらしと云り。

十一年壬戌

十一年春三月癸卯朔丙午。幸於茅淳宮。衣通郎姫歌之曰。等虛辭陪邇。枳彌母阿閉椰毛。異舍儼等利。字彌能波摩毛能。余留等枳等枳弘。時天皇謂衣通郎姫曰。是歌不可聆他人。皇后聞必大恨。故時人號濱藻。謂奈能利曾毛也。

丙午は四日なり。○等虛辭陪邇は。常方になり。辭は助辭なり。萬葉九。常之倍爾。夏冬往哉。○枳彌母阿

閉都毛は。君も遇哉なり。都毛は希望辭なり。萬葉三。湍者不成而淵有毛。これらの例なり。○異舍離等利は。磯魚取にて。海の枕詞なり。神武紀に伊殊區波斯。區旆羅佐夜離とあるは。磯魚細鯨障と云事にて。已にそこに委く云ひつ。萬葉集に勇魚取と書る勇は借字。これを鯨の事なりと云るは。壹岐風土記に。鯨伏在郡西。昔者鰐追鯨走來隱伏。故云鯨伏。鰐並鯨共化為石。相去一里。俗云鯨為伊佐。とあるによれるものなれど。鯨魚も磯魚の一にて。自ら其名となれるなり。故に萬葉二鯨魚取淡海の海ともよめり。湖水に鯨魚の住へきよしなきにてあきらけし。通證に。今按漁舟云伊舍利舟。漁火云伊舍利火。魚市云伊舍場。據此則勇魚取。蓋對寶魚取之辭。勇魚通謂海中大魚。と云れたれど。伊舍利と伊舍離等利とは。同言ごもおもはれず。これはなほよく考へし。○字彌能波摩毛能。海之濱藻のなり。○余留等枳等枳弘。寄時々をなり。弘は歎息の辭なり。一首の意。常住に離る時なく。いかで君も行幸してあへ玉へかし。此茅渟の海に常に西風吹きて。濱藻のより來る如く。時々ことに。二六時中につもく。かはらず見まじとなり。此後文に是歌不レ可レ聆レ他人云々と憚りたまへるなり。守部の解は宜しからず。○奈能利會毛は。萬葉集四に。家乃島。荒磯之字倍爾。打靡。四時爾生有。莫告我。六に浦回庭。名告藻苺云々。梓弓。引津邊在。莫謂花云々。などあり。通證云。萬葉集用。莫告藻三字。其義著矣。今所謂穗伎即是也。又凡海苔通稱。能利。亦出。于此。後拾遺集云。磯訓流人波數爾聞由流乎。誰奈能利會止借豆答平。倭名抄菜蔬部曰。本朝式。莫鳴菜。奈々。楊氏漢語鈔云。神馬藻。奈乃里。今按本文未。とあり。箋注

云。按民部省式作。那乃利會。大膳職式作。名乘會。無。有。作。莫鳴菜。者。此所。引。或。是。弘。仁。貞。觀。式。文。と。あり。又。云。下。總。本。無。奈。能。利。會。四。字。伊。勢。廣。本。無。今。案。以。下。十。四。字。按。奈。能。利。會。毛。名。義。詳。三。允。恭。十。一。年。紀。萬。葉。作。莫。告。藻。蓋。本。義。也。用。神。馬。藻。字。神。馬。莫。騎。之。義。訓。耳。源。重。之。歌。云。千。速。振。出。石。乃。宮。乃。神。乃。駒。努。莫。騎。會。也。崇。毛。會。須。留。是。其。義。用。莫。鳴。者。以。一。聲。之。轉。假。借。也。按。陶。注。海。藻。云。生。海。島。上。黑。色。如。亂。髮。而。大。小。許。葉。大。都。似。藻。葉。詳。其。形。狀。是。可。以。充。奈。能。利。會。と。あり。な。ほ。大。和。本。草。に。委。し。

先是衣通郎姬居于藤原宮。時天皇詔大伴室屋連曰。朕頃得美麗孌子。是皇后母弟也。朕心異愛之。冀其名欲傳于後葉。奈何。室屋連依勅而奏。可。則科諸國造等。為衣通郎姬定藤原部。

大伴室屋連は。三代實錄に。大伴健持大連公子。室屋大連公第一男。御物宿禰之胤。倭胡連公。允恭天皇御世。始任讚岐國造。とあり。姓氏錄河内神別。高志連。天押日命十一世孫。大伴室屋大連公。又。左京佐伯宿禰。道臣命七世孫。室屋大連公。ともあり。大日本史。室屋道臣七世孫也。曾祖豐日命。祖武日命。父武以。室屋雄略帝即位。為大連。注云。公卿補任。尤恭安康二朝。書。大連大伴室屋。とあり。按に健持大連は。仲哀天皇九年に見えたる人にして。其子とある室屋大連の。此御世に仕奉るを見れば。室屋大連もまた。二百年許は壽を保ちし人なりけり。○藤原部は。諸國に其部曲を置けんを。然地名絶て聞えず。姓には天武十二年九月に。藤原部造賜姓曰連。續紀二十に。改藤原部姓。為久須波良

十四年乙丑

部。とあれど。氏人は續紀二十六に。久須原部淨目と云人見えて。史には此のみ。

十四年秋九月癸丑朔甲子。天皇猶于淡路島。時麋鹿猿猪。莫莫紛紛。盈于山谷。焱起。蠅散。然終日以不獲一獸。於是獺止以更卜矣。鳥神崇之曰。不得獸者。是我之心也。赤石海底有眞珠。其珠祠於我。則悉當得獸。爰更集處處之白水郎。以令探赤石海底。海深不能至底。

甲子は十二日なり。○莫々粉々。漢書注。莫々塵埃貌。紛々亂起貌とあり。萬葉集に。秋芽之。落之亂。また毛美知葉能。知里能麻河比。などあるに同じく。鹿猿などの在々て。多く亂れ遊へるさまを云るなり。○麋。和名抄。麋似鹿而大。毛不斑。漢語抄云。於保之加。新撰字鏡に麋を訓り。○焱起は。晉書山濤傳に。賊焱起。郡國皆以無備。不能制。とあり。通證に狀獸之多也。猶言雲集霧散。と云るか如し。○鳥神崇之。釋紀に。天書曰。十四年行幸淡路國。祠伊弉諾大神。とあり。式淡路國津名郡伊佐奈伎神社。○赤石。播磨國明石郡なり。通證に。按天日槍泊于播磨國。其將來物中有赤石玉。蓋郡名亦出于此。とあり。○眞珠。一活字本眞上一字あり。和名抄寶貨部に。珠。私記曰。眞珠之良多萬。○白水郎。白水二字類史に泉に作る本あり。萬葉集にも通證に猶麻呂作麿也。白水郎猶云漁郎。白水本地名。倭名抄引辨色立成。曰。白水郎和名阿萬。とあり。

唯有海人。曰男狹磯。是阿波國長邑之海人也。勝於諸海人。好探深。是腰繫繩入海底。差頃之出曰。於海底有大蝮。其處光也。諸人皆曰。鳥神所請之珠。殆有是蝮腹乎。亦入探之。爰男狹磯抱大蝮而泛出之。乃息絕以死浪上。既而下繩測海底。六十尋。則割蝮。實眞珠有腹中。其大如桃子。乃祠鳥神而獺之。多獲獸也。唯悲男狹磯入海死之。則作墓厚葬。其墓猶今存之。

阿波國長邑。倭名抄阿波國那賀郡これなり。また長川と云河もあり。國造本紀。長國造。志賀高穴穗朝。觀松彦色止命九世孫。韓背足尼定。賜國造。續紀寶龜四年。勝浦領長費人立。三代實錄貞觀三年。節婦勝浦郡人長直大富貴なとあり。○好探深。本に此三字脱たり。今中臣本北野本秘閣本及類史に據る。類史一本文明本。或は好探深ともあり。○腰繫繩云々。萬葉集に。潛女者腰帶鑿籠。潛探深潭之底。者也。枕草紙に。蚤のかつきしたるは憂き事なり。腰に着たる物絶なはいかにせむなどあり。○大蝮。通證に。今按蝮蝮通用。猶蝦蝮通用也。新猿樂記に。蛇鮑通用。倭名抄本草云。鮑一名蝮。和名阿波比とあり。○入探之。熱田本秘閣本及類史。入下而字あり。○六十尋。信友校本六上深字あり。○眞珠有腹中。有は在に作る

へし。萬葉六に。淡路乃。野島之海子乃。海底。興津伊久利二。瓊珠。左盤爾潛出。武烈紀に。太子御歌。舉騰我彌爾。枳謂屢箇燈比謎。拖摩離羅麼。婀我哀屢拖摩能。婀波寐之羅陀魔。○作墓。或人云。阿波國人宮崎五十羽云。同國板野郡里浦村鱒山麓に古蹟あり。里人尼塚と云り。是海人男狹破の墓也。土人云傳へたりと云り。聞正すへし。○今存。北野本存を在に作る。

二十三年
甲戌

二十三年春三月甲午朔庚子。立木梨輕皇子。爲太子。容姿佳麗。見者自感。同母妹輕大娘皇女亦艷妙也。太子恒念合。大娘皇女。畏有罪而默之。然感情既盛。殆將至死。爰以爲。徒空死者。雖有罪何得忍乎。遂竊通。乃悒懷少息。因以歌之曰。阿資臂紀能。椰摩娜烏兔約利。椰摩娜箇彌。斯哆媚烏和之勢。志哆那企貳。和餓儺勾兔摩。箇哆儺企貳。和餓儺勾兔摩。去縛去曾。椰主區波娜布例。

庚子。七日なり。○爲太子。記に爲木梨之輕太子御名代。定輕部とあり。さて舊事紀に。此下に以物部麥入宿禰。物部大前宿禰。竝爲大連とあれと信かたし。○徒空死者。本に空を非に作れるによりて。記傳に。非死は死なんよりはと云意なりと。古言の意に見られたれと。秘閣本北野本中臣本。また通

證に引たる本に空とある宜し。故今其に據る。靈異記下に。徒空飢死不。如行念善とあるにて證すへし。徒空二字イタツラニと訓へし。○阿資臂紀能は。山と云んとての發語にて。其義は古來種々いへれど。何れとも定めかたし。青繁樹の山。また山足如曳根也。とあるなごや。あまりむつかしからぬ説にて。まづは聞易からん。足引の義なり。山に足高山と云。○椰摩娜烏兔約利は。佃山田なり。○椰摩娜箇彌は。山高みなり。山の高き故になり。○斯哆媚烏和之勢は。下樋を令走也。斯多媚は私記曰土下度樋也と云り。萬葉十一に。水鳥乃。鴨之住池之。下樋無。鬱悒君。九に下槍山。下逝水乃。上丹不出などみゆ。記傳云。和志勢は。契沖か和之良勢の畧語なりといへるか如し。走は水の行を云て。伊勢物語に水はしらせといひ。走井石走瀧など云か如し。此は山田を佃るに。山の高くて水のかより難き故に。地下より樋を通して。水を通はし取るなり。さて此まで四句は。次の句を云むとての序なり。○志哆那企貳。下泣也。言忍泣也。と私記に云り。○和餓儺勾菟摩。我泣妻也。言戀輕皇女也。と云り。我とは妻に係れり。○箇哆儺企貳。片泣になり。已に云り。○和餓儺勾菟摩。上に同じ。記には此四句。志多杼比爾。和賀登布伊毛袁。斯多那岐爾。和賀那久都麻袁。とあり。○去縛去曾。昨夜こそなり。記に許存許曾婆とあり同じ。即傳に。存を布の誤なりと云。釋紀に私説曰。去縛如謂。與倍古曾と云り。與倍は夜方なり。履中紀に昨夜をキスと訓るも同じ。已に云り。○椰主區波娜布例。波を本に津に作る。今信友校本に因る。記に夜須久波陀布禮とあり。記傳云。休く肌觸なり。休は下聘下泣に苦みわひつるか。休まれるを云なり。容易くと云にはあ

す布禮は。意は布流禮と云と同くて。言の活用は振降などを布禮と云と同し。布流禮を切めて。布。觸も古は禮と云にはあらず。然も活きしなるへし。神樂歌階香取に。和支毛古仁夜。比止與者太不禮云々。萬葉二に。多田名附。柔膚スラフツキキチ向乎。劔刀。於身副不寐者。とあり。さて一篇の意は。山田を佃るに。其山か高き故に。水をかけん由なければ。地底より下樋を走らす。其下樋の下泣に。吾泣妻に得逢すて。はてむかと思ひしに。昨夜といふ昨夜こそ。思ひかけす膚觸てうれしとなり。さて記には此歌下に。此者志良宜歌也とあり。これらは後に樂府にて。此歌どもを歌ふ時の。其歌ひさま音振に依て負たる名なり。この事は記傳に詳なり。さて又記には右の歌に次て又歌曰。佐々婆爾。宇都夜阿良禮能。多志陀志爾。韋泥豆牟能知波。比登波加由トモウツルハレト。サチレサチテハ。カヨコモノ。ミタレハミタレ。サチレサチテハ。登母。宇流波斯登。佐泥斯佐泥豆婆。加理許母能。美陀禮波美陀禮。佐泥斯佐泥豆婆。此者夷振之上歌也。とあり。夷振の事は。神代紀に云り。上。歌も音振に依たる名なり。

二十四年
乙亥

二十四年夏六月。御膳羹汁。凝以作氷。天皇異之下。其所由。卜者曰。有内亂。蓋親親相奸乎。時有人曰。木梨輕太子奸。同母妹輕大娘皇女。因以推問焉。辭既實也。太子是爲儲君。不得罪。則流輕大娘皇女於伊豫。是時太子歌之曰。於褒企彌烏。志摩珥波夫利。布儺阿摩利。異餓幣

利去牟鋤。和餓哆哆彌由琦。去等烏許曾。哆哆彌等異絆梅。和餓兔摩烏由梅。又歌之曰。阿摩儂霧。箇留惋等賣。異哆儺介麼。臂等資利奴陪彌。幡舍能夜摩能。波刀能。資哆儺企邇奈勾。

羹汁。倭名抄。楚辭注。有菜曰羹。和名阿豆毛乃。字鏡に。饑羹之類也。牛乃阿豆毛乃。また饑饒。豕乃阿豆毛乃。などあり。熱物の義なり。萬葉十六。吾爾勿所見。水葱乃羹物。羹物は。契冲云。煮れば物のあつくなる故にかけけるなるへし。と云り。○凝以作氷。頃しも六月なるに。熱物の氷となれるは。怪異の甚しきなり。○内亂。唐名例律曰。内亂奸。小功以上親父祖妾。及與和者。とあり。○親々相奸。親々は骨肉之義なり。集解に。按上古婚。子姪若姪若異母妹。由是觀之。婚以無罪。姦以有罪也。この説はよろしからず。婚なりとも同母妹に下通するを罪とせしなり。婚と姦との別のみにはあらず。又通證に云れたる論は儒者の見なり。○太子是爲儲君云々。流輕大娘皇女於伊豫。記には此時の事にはあらず。此後太子軍敗れて。捕らへられて。さて輕太子者流於伊余湯也とあり。こゝと異なり。記傳云。この書紀の趣はいかゞと聞ゆ。其故はまつ凡て同じ罪にても。女を宥めて。男より輕く刑ふこと。古も今も定まりなり。然るに太子を刑はすして。大郎女はかりを刑ひ玉ふことは。あるへくもおほえず。若太子儲君に坐すを以。刑ひかたしとならば。大郎女も其に引れて。共に宥らるへきわさなり。殊にこれは奸の

罪なれば。男の方重かるべきをや。又次に見えたる御歌の趣も。大郎女の流たれたるをよみ玉へるさまにはあらず。いかへりこむそごある。必御自詔へる言のさまにこそあれ。わかたきみゆめも。必行人の云へき詞なるをや。されは太郎女を流とある傳は誤にて。記の如く流たれ玉へるは太子にて。其は時も天皇崩坐てのち。御兄弟の争によりてなるへし。さてこの傳のまきれに就て。記と紀とを合せて。この事の始終りをとほしてつら／＼考ふるに。初二十四年云々の時に。この奸は既にあらはれつれども。儲君にませは刑ひかたじとして。其時は宥られて。事なくてありけむを。書紀にこの時大郎女を流つとあるは。紛れつる傳なり。かくて天皇崩坐てのち。百官人を始め。天下の人この奸を忌悪て。太子にそむき。穴穗皇子に歸たりしを。太子争て。穴穗皇子に敵きなみてまけ玉へれば。穴穗皇子の命以て。流ち奉玉へるなり。さるは旨とは敵なみ玉へる故を以なるへけれども。其故とはなしに。かの奸の罪と言舉して。流ち奉玉へるなるへし。其は此御争の亂の起りしも。もこの奸に因てなれば。しか言舉し玉はむも。いとことわりなることなり。さてかの大郎女を流つと云事の。二十四年この奸のあらはれたる處にあるも。この言舉によりて。まきれつるものなり。かくて大前宿禰に捕へられ玉へりし處をも。書紀には太子自死于大前宿禰之家と記されたる。これも誤にて。そこに一云流伊與國とあるは。正しき傳なるべきと云り。又荒木田久老も。こゝに太子是爲儲君云々とあるは誤にて。古事記のこの條に見えたる歌によりて考ふるに。太子は伊豫に配し。皇女は倭の國にして殺され玉へりとお

もはるゝなりと云り○流伊豫。流刑の事始て見えたり。續紀九。神龜元年三月。拾芥抄には六月とあり定諸流配處遠近之程。伊豆安房常陸佐渡隱岐土佐六國爲遠。諏方伊豫爲中。越前安藝爲近。延喜式とあるは。これより甚く後の定なれど。伊豫を流國と定めたるも。いと古き時代よりありしに依られたるにて。なほ此より前にもかゝる事ありて。さて今皇女をも流ち奉りしものなるへし。さて記に伊余湯とあるは。湯は和名抄に伊豫國温泉郡。神名帳に同郡湯神社あり。此地なり。美き温泉のあるより負へる地名なり。此に湯と云るは。其温泉のある處と云るには非ず。地名なりと記傳に云れたるか如し。○於褒企彌島。大王をなり。こゝにては皇女をさす○志摩珥波夫利は。島に放盜りなり。四國は離れたる國なる故に島と詔へり。波夫利は。放棄遣る意の言なり。波と阿と通ひて盜るも同じ。後の物語などにも。波夫良加須とも。古今集源氏若紫夕顔石卷阿夫良加須とも。東屋はし姫手習玉かつら巻多く見えたり。記には此句斯麻爾波夫良婆とあり○布離阿摩利は。記傳云。船餘にて。還來むの枕詞なり。歌の意に如此續くる由は。船に乗らむとする人の。乗る人多くて。其船に満願りぬれば得乗らで。姑く回來る意なり。波し船などにも。さること云れたり○異餓幣利去牟鋤。回將來をにて。伊は發語なり。さて此は島には留らて。通て回來むと云意にて。またきに大娘皇女の返來玉はむことを知て詔へるなるへし。此は本文の旨に附て云。記の意にては意かはれり。○和餓哆彌由璣。考本及釋紀に璣を梅に作る。吾疊謹なり。記傳云。吾疊とは。己か常に座もし寝もする床の席を云なり。さて師説に。人の旅行たる家にては。其人の床の疊を齋慎みて大事とす。これ其疊に若あやまちすれば。其人旅にて事ありとてなりと云て。此の御歌。

又萬葉十五に。伊敷妣等能。伊波比麻多禰可。多太未可母。安夜麻知之家牟云々。とあるを引れたり。まことに古は其人の床の席を大切にせし趣。古歌共に多く見えたりと云り。されは此御句も其意にて。吾疊をゆめく過ちすなと詔へるなり。○去等鳥許會。言をこそなり。言にこそと云か如し。○哆々彌等異絆梅。疊と將言なり。○和俄兔摩鳥由梅。吾妻與謹なり。鳥は與と通ふ。記に和賀都麻波由米とあり。吾妻者謹なり。一首の意は。大君たる人を鳥に放るべきならぬを。しひて放らば。記に據て引還して。伊還り坐むそ。吾疊よゆめく齋ひ慎みて過ちすな。さて言にこそ。世人の云習の如く。疊と云へけれ。實は疊のみには非ず。吾妻よゆめく過ちなく。平安に歸り賜へと詔へるなり。以上は本文に據て解たれど。なほ記によらは。此御歌は輕太子の御歌にて。大君と云るも。自らをのたまひ出で。さて今忽に還來むそ。吾疊をゆめくあやまちすな。吾妻よゆめくあやまちなく。平安くて。吾か還るを待ちたまへと詔ふとする方。まさりたるかことし。さてこの御歌の下に。記には此歌者夷振之片下也とあり。片下も音振に據れる號なり。此御歌のさま。記仁德帝御製に。夜多能。比登母登須宜波。古母多受。多知迦阿禮那牟。阿多良須賀波良。許登袁許會。須宜波良登伊波米。阿多良須賀志賣。とある句調に似たり。○又歌之曰。記には此御歌を。これより後太子の捕へられたる時のごせり。ことと異なり。○阿摩儂霧。天飛にて。天飛鷹と云意につよきたる。輕の枕詞なり。萬葉十。天飛也。鷹之翅。十五に。安摩等夫也。可里乎都可比爾衣臣之可母。などあり。○簡留惋等賣は。輕娘子なり。記には加流乃袁登賣とあり。○

異哆儂介麼は。甚泣者なり。異哆は痛くと云に同じ。○臂等資利奴倍彌は。人知ぬ可みなり。人の知るへきに依てなり。記には彌を志とあり。○幡舍能夜摩能。幡舍山名なり。契冲云。履中紀云。鳥往來羽田之汝妹者。羽狹丹非立往。此羽狹かと云り。按に幡舍能山は。既にも云るか如く。墓所の谷間の山にて。こふも其意にとかば。なべての野山とはたがひて。墓所の山は人氣遠く。鳩の鳴聲もさひしく幽かにて。人の聞へきにあらねは。其處を殊更に取出てよみ玉へるか。また遂には共に死してひとつ墓地に葬られむことを。まだきに裏に含みて。かくも讀玉ひしにもあるへし。○波刀能は。鳩之なり。鳩は喉聲に鳴て。其聲高くさやかにはあらず。故下泣の序にのたまへるなり。○資哆儂企爾奈句。下泣に泣なり。記には上を人知ぬ倍志とあれば。結は必那氣とあるへきことなり。記にては是時此大郎女も。太子に従ひて。大前宿禰の家に共に坐るによみかけ玉へるなるへし。聲を揚て甚く泣なは。人の知ぬへければ。密ひて下に泣けと詔ふなり。此紀と異なり。さて又記には此歌に次て今二首あり。又歌曰。阿麻陀牟。加流袁登賣。志多々爾毛。余理泥豆登富禮。加流袁登賣母。故其輕太子者。流於伊余湯也。亦將流之時歌曰。阿麻登夫。登理母都加比會。多豆賀泥能。岐許延牟登岐波。和賀那斗波佐泥。此三歌者天田振也。とあり。三歌とは。阿摩儂霧の歌と三首なり。

四十二年春正月乙亥朔戊子。天皇崩。時年若干。於是新羅王聞。天皇既

癸巳

崩^{ノト}驚愁^ヲ之貢^ニ上調^シ船八十艘。及種種^ノ樂人八十。是泊^テ對馬^ニ而大哭^シ。到^リ筑紫^ニ亦大哭^シ。泊^テ于難波津^ニ。則皆素服^シ之。悉捧^テ御調^シ。且張^リ種種^ノ樂器^ヲ。自難波^ニ至于京^ニ。或哭泣^シ或歌舞^シ。遂參^リ會於殯宮^ニ也。

戊子は十四日なり。○時年若干。秘閣本北野本には若干を八十一とあり。また北野本に一本六十八ともあり。秘閣本に或は一字なし。又六十ともあり。大日本史天皇崩下に書して云く。本書享年闕。舊事紀云七十八。古事記云七十八。今按天皇反正帝同母弟也。母后崩至。今九十八年。諸書皆誤。今不取。とあり。九十八年は誤。百七年なり。これに於て記に甲午年とあるは。此紀にては安楽天皇の元年なり。正月は合へり。十五日は一日違へり。○新羅王は。東國通鑑によれば。此年新羅納祇王三十七年にあたれり。納祇は十九世の王なり。○既崩の下。秘閣本中臣本に而字あり。○種々樂人。彼國喪葬の時の樂人なるへけれど今知かたし。○大哭。雄略紀にも惋をアネテ、と訓り。ミネシテなれば聞えたれど。アワテは詳ならず。もしくは誤なるへし。通證云。今人用周章字。字彙周章。怔營貌。怔營。恐惶不^レ安之貌。とあれど。それごもきこへず。

冬十一月。新羅^ノ弔使^等。喪禮既闕^テ而還^リ之。爰新羅人恒愛^シ京城傍^ニ耳成^ル。

山畝^{ウチヒ}傍山^ニ。則到^リ琴引坂^ニ。顧^リ之曰。宇泥^{ウヂ}咩^メ巴榔^{ハヤ}。彌々^{ミヤ}巴榔^{ハヤ}。是未^レ習^フ風俗^ノ之言語^ヲ。故訛^ヒ畝傍山^ヲ。謂^フ宇泥咩^メ訛^ヒ耳成山^ヲ。謂^フ彌々^{ミヤ}耳^ヲ。時倭^ノ飼部^ノ從^テ新羅^ニ人^ト。聞^ク是辭^ヲ。而疑^フ之。以爲^フ新羅人^ト。通^シ采女^ヲ耳^ヲ。乃返^シ之。啓^リ于大泊瀨^ノ皇子^ニ。皇子則悉禁^シ固^シ新羅使者^ヲ。而推問^ス。時新羅使者啓^リ之曰。無^レ犯^ス采女^ヲ。唯愛^シ京^ノ傍^ノ之兩山^ニ。而言^フ耳^ヲ。則知^リ虛言^ト。皆原^ル之。於是新羅人^ノ大恨^ミ。更減^シ貢上^ノ之物色^ヲ。及船數^ヲ。冬十月庚午朔己卯。葬^ス天皇^ヲ於河內長野原^ノ陵^ニ。

冬十一月四字。通證に疑衍とあり。また集解には。下文の冬十月の條十八字をこゝに收めて。原在^ニ船數^ノ之下^ニ。轉寫^ノ之錯亂^也。と云り。表禮既闕而還とあるにて。御葬の後なることは明らかなり。これはさる事なれども。さる古本なくては。猥に改めかたし。なほよくたつぬへし。○耳成山は。大和志に。十市郡耳成山。在^ニ木原村^ノ上方^ニ。四面田野。孤峯森然。山中柀樹多矣。因又呼^フ柀子山^トと有。大和國の三山の其一なり。歟火香。山耳成。萬葉集に。耳無之青苔山。また耳無の池をもよめり。○愛を。ヲシムと訓るは。欽明紀に汝命與^テ婦孰與^テ尤^ク愛^シ。孝德紀に。大臣謂^フ長子與志^曰。汝愛^シ身乎^トとあり。萬葉一。高山波。雲根火雄男志等云々。とあるも。雲根火を愛^シとの意にて。これも同じ。さて物を可惜^むをヲシと云るは。これより轉れる義にて。愛^シむあまりに其物を惜^む

しむなり。平田翁は人を教ふるも。愛し青くむより云りと云り。○京城傍。この時の都は遠飛鳥宮なれば。畝傍耳成の二山は。近くによく見ゆへければなり○琴引坂。葛上郡にあり。景行紀に琴彈原とあり。此坂を過て河内の方に至るへければ。今は本國に歸る時の事なりしなるへし○宇泥咩巴都彌々巴都は。畝傍可憐。耳成可憐にて。朝暮見馴れし山のなこりを惜みて云詞なり。仁賢紀に吾夫可憐矣。此云阿我圖摩播耶とあり○訛畝傍山云々。宇彌毘を訛りて宇泥咩と云しより。采女の義に聞なしたるなり○彌々。耳成を直に彌々と訛り呼しなり。これを通説に女の眉目に取成したるものと見て。眉目今俗謂之。之米々耳。と云へるは非なり。古く眉目など云ふことなし。○原之。本に之字なし。今中臣本に據て補ふ○己卯は十日なり○物色及船數。帝皇編年記云。此時新羅毎年調送八十艘朝貢。崩御之後。毎年二艘。或時絶之。とあり○長野原陵。記云。御陵在河内之惠賀長枝。式に惠賀長野北陵。遠飛鳥宮御宇允恭天皇。在河内國志紀郡。兆域東西二町。南北二町。陵戸一烟。守戸四烟。河内志に。陵志紀郡澤田村。陵畔冢十二。其七在澤田村。三在道明寺。餘在古室村管内。とあり。記傳云。北陵と云は。南方に惠賀長野北陵。西方に惠我府市野山と云るは。國府澤田並ひたれば一なるへしとあり。陵墓一覽には河内國志紀郡國府村とあり。

穴穗天皇 安康天皇

吳志孫綝傳に。扶危定傾。安安康社稷。とあり。

穴穗天皇。雄朝津間稚子宿禰天皇第一子也。一云。第二子也。母曰忍坂大中姬。

命。稚淳毛二岐皇子之女也。四十二年春正月天皇崩。冬十月瘞禮畢之。是時太子行暴虐。淫于婦女。國人謗之。群臣不從。悉隸穴穗皇子。爰太子欲襲穴穗皇子。而密設兵。穴穗皇子復興兵將戰。故穴穗括箭。輕括箭。始起于此時也。時太子知群臣不從。百姓乖違。乃出之匿物部大前宿禰之家。穴穗皇子聞則圍之。大前宿禰出門而迎之。

一云第三子也。大日本史云。今考允恭紀。爲其第三子。明矣。古事記亦同。故從之。とあり○稚淳毛二岐皇子は。應神皇子なり。上に出○天皇崩。父天皇とか。稚子宿禰天皇とかあるへきなり○瘞禮訓ミモは。ことなし。一の訓にヒノハリノコトとあるは。モノフハリノコトの訛なるへし。集解に。爾雅釋言曰瘞。幽也。郭璞曰幽亦瘞也。疏曰皆謂三瘞藏。とあり。舊事紀には瘞を葬に作れり。また此紀或校本に莖に作れる本もありと云へは。葬禮ならむも知かたし○太子。信友校本に太上皇字あり。以下同じ○行暴虐淫于婦女。この事は記には見えす。たゞ輕大郎女に奸せしことのみにて。是以百官及天下人等。背輕太子。而歸穴穗御子。とあり○穴穗括箭輕括箭云々。記云。輕太子畏而逃入大前小前宿禰大臣之家。而備兵器。爾時所作矢者。銅。其矢之内。傳云。内は前を誤れるなりと云り。按に内は本のまゝにて。ウチと訓て箭をいふへし。箭は手の内に籠る處なればなり。故號其矢。謂輕箭也。穴穗王子亦作兵器。此王子所作

之矢者。即今時之矢者也。此謂三穴穂箭一也。とあり。記傳云。箭の前は和名抄に。箭釋名云。筈其體曰
レ筈其旁曰レ羽。其足曰レ鏑。或謂之鐵。訓夜佐岐。俗云夜之利と見え。字鏡にも鐵箭鏑也佐支と見えたり。
 さて銅アカハネニスとは。鐵テツヤは凡て神代より鐵以て造ることなるを。今新に銅以て造れるなり。輕箭と云るは。
 鐵を銅にせるは。此時輕太子の新製らしめ給へることなる故に。如此名を負たるなり。今時之矢者也
 とは。尋常の鐵鏑なるを云なり。穴穂箭は尋常の矢ならば。分て如此名くることはあるまじきに似た
 れども。此時彼輕箭の製あるに因て。其に對へてかくは云るなり。さて紀に括箭とあるは心得す。其
 故は括は筈ハスなり。筈の製はさばかり異なることあるへからず。たとひ異なる製なりども。筈を以て名
 に負することあるへくもあらず。されは此は鐵と筈と紛ひたる誤なるへし。括字にかゝはらず。此記
 に從ひて。アナホヤカルヤと訓へし。さて又輕矢こそあれ。穴穂矢はもとよりある製なれば。始起と
 は。たゞ穴穂矢。輕矢と云名のことなるへし。と云れたる。まことにさる言のやうなれど。なほ按に。和
 名抄筈箭受レ絃處也。夜波須とありて。括は筈に同じく。釋名矢末曰括。謂レ與レ絃相會也とあり。記に内とあるも筈ハス。此紀に括
 とあるも。共に受レ絃處。即夜波須のこととすべし。さて筈はもと角にて作るかならばしなるを。今銅
 以て作りしには。故あることなるべけれど知かたし。されは本に。括箭をヤハスと訓たるは。あやまり
 にあらず○物部大前宿禰。記には大前小前宿禰 大臣とあり。大前宿禰は既に履中卷に見えたり。小前
 宿禰は其弟なり。舊事紀に可美眞手命九世孫に。物部麥入宿禰連公。物部目古連公。女全能媛爲レ妻生

四兒。四兒は物部大前宿禰連公。物部小前宿禰連公。物部御辭連公。物部石持連公。これなり。記は二人を
 一に書たるまてなり。一人としたるにはあらず。さて又同書に。大前宿禰は氷連等祖。姓氏錄に氷連伊已燈宿禰之後也とあり。伊
 の祖父小前宿禰は田邊連等祖と見え。姓氏錄に高橋連。饒速日命十二世孫。小前宿禰之後也。また鳥見
 連。同神十二世孫小前宿禰之後也。など見えたり。さて記傳云。大臣は意富美と訓へし。大臣の字は紛
 ひたるものなり。凡て此意富美と云號は。紛ひたる例此彼あり。大臣と云號は。臣の尸の姓の人ならて
 は無きことなり。物部氏に此號有へくもあらずと云り。

穴穂皇子歌之曰。於朋摩弊。烏摩弊踰區壑餓。訶那杜加礙。訶區多智豫羅
 泥。阿梅多知夜梅牟。大前宿禰答歌之曰。瀨椰比等能。阿由臂能古踰孺。
 於智珥岐等。瀨椰比等等豫牟。佐杜弼等茂由梅。乃啓皇子曰。願勿害
 太子。臣將議。由是太子自死于大前宿禰之家。一云。流伊豫國。

歌之曰。記云。於是穴穂御子。與軍團大前小前宿禰之家。爾到其門。時。零大氷雨。故歌曰。とあり○於
 朋摩弊句烏摩弊輪區壑餓。本に壑を塗に作る。今熱田本北野本中臣本に據る。大前小前宿禰之なり。二
 人の名をよみ玉へるは。兄弟共に此家に住るなるへし○訶那杜加礙。本に杜を社に作る。今北野本中
 臣本考本に依て改む。金門蔭なり。訶那杜は釋の私記に。師說古以金鎖天。門戶乎久左禮利。故曰訶

那杜加礪。謂三門戸之蔭。とあり。萬葉四に小金門爾。九に金門爾之。人乃來立者。十四に記傳に。金門とは金物を禰く打て堅くする故に云か。又古はみなから金を押たるにもあるへし。加度と云は加と云り。按記傳の説は古説によられたるものなり。香川景樹云。カトは地門の意にて。古書にかまをかなとよめるも。地門にて。即かとなるを金門とかけるなりと云り。なほ考へし。○河區多智豫羅泥。如此立寄ねなり。泥は希望辭なり。記には加久余理許泥とあり。記傳云。此は引率坐る御方の軍士に詔へるにて。吾如く皆此門に進寄りて攻よと云ことを。をりしも雨ふれば。雨やどりせむと云によせて詔へるなり。と云り

○阿梅多智夜梅牟は。雨將立止なり。記傳云。物の陰によりて。立休らひて。雨の止を待にて。所謂雨やどりなりとあり。下の心は。是も記傳に。御方の軍士に。門まで進みよりて攻よ。と云ことを。雨やどりせむと云に託て詔へるなり。と云れたるか如し。以治風喻止雨也。と云る説はわるし。○答歌之曰。記云。爾其大前小前宿禰。舉手打膝。憐訶那傳。歌儻來。其歌曰。として出せり。記傳云。今大前宿禰の此如爲る由は。穴穗皇子の圍攻玉ふに防禦ふ意なく。又驚怖る事なく。心は安く樂めることを示せるなるへし。歌また白せる語と合せて心得へしとあり○瀨榔比等能。宮人之なり○阿由臂能古輪孺。足結之小鈴なり。雄略紀に脚帶を阿遙比と訓り。皇極紀の歌に見えたり。萬葉に足結と書り。記傳云。右の雄略紀の文と歌と。又脚帶と書る字とを合せて考るに。袴をかくけて。其を膝のあたりなごにて。結固むる帶と聞えたり。皇極紀又萬葉の歌とも。然て叶へり。小鈴は古は足結にも鈴を着たりしなり。足玉とて玉をも飴りしなりと云り。釋紀に。既に以鈴爲飾。如手玉足玉也。と云はれたり。○於智珥岐等。記傳云。落去きとなり。登はとて。爾岐と云は。落失て見えぬの如し。

意なり。若落たる鈴に就て云。は。浪印多理と云なり。とあり○瀨榔比等々豫牟。宮人響動にて騒ぐを云○佐杜珥等茂由梅。本に杜を社に。珥を珥に誤れり。今杜は北野本に據り。珥は例に據て改めたり。里人も謹なり。禁止る言なり。記傳云。此二句は。宮人も里人もとよむ。宮人も里人もとよむなゆめ。と云意を約めて云るなり。母てふ辭にて。然開ゆるなり。此一の母にて。多く略きたる意の聞ゆるは。吾めてたし。さて一首皆警にて。其警へたる意は。此度太子を滅し賜はむは。甚易き御事なるに。然ことごとく御軍を起して向ひ玉ふは。響へ足結の小鈴の落失たる聊の事に。宮人里人の騒ぐか如し。そは甚あるまじき御事なり。ゆめと騒ぎ玉ふこと勿れ。太子をは己易く捕へて奉らむと云るなりと云り。記に右の御歌に續きて。此歌者宮人振也。如此歌參歸白之。我天皇之御子。於伊呂兄王無及兵者。若及兵者。必人咲。僕捕以貢進。とある即右の意なり。右二首の解。守部か説は記傳と異なり。こゝに出すへし。於朋摩弊の歌一首の意は。御子の御心の内に。吾弟として兄太子をいかてか捕奉らむ。討手に向ひたりとせは。捕すては得あらず。向はずといはと。百官聽へからず。又太子をかくまひたりと云名を立は。取計ひかねまし。よき時に雨こそふり出たれ。是まで御子のまつ暫大前小前宿禰か金門の陰に。御心の内なり。雨やどりしてともかくもせむ。吾か如く軍士等も立よりて。雨を止よと云り。さて御方の爲には。かく何事なく歌はして。宿禰には此子み居る間に。さるへく計へこのみさとしなり。次に瀨榔比等の歌の一首意は。御子の纏かなる御執なしを。厚く掛けなみて。い立休らひてさやめくを。何そここへは。脚帶の小鈴の落うせにきと。いふほどの事なるそかし。其に郷

人等までいふかきみて見に集へり。其宮人も里人も。ゆめくことよむこと勿れかし。われ承りてよく計ひなんごなり。と云り。この解さまもおもしろし。見む人撰ひとりねかし。さて此歌を記に宮人振也とあるは。初句の詞をとりて名けたるものなること。夷振等のことし。○臣將議。記に僕捕以貢進とあるに當るへし。○自死云々。或人云。河内國古市郡經基村に。池を堀めぐらしたる大なる墓あり。土人は輕太子稱し。輕太子の御墓なりと傳云り。されど是は日本武尊の御墓ならんとも云りと云り。記と異なり。さて一云流伊豫國。この事も既に云り。記云。上のつ爾解兵退坐。故大前小前宿禰。捕其輕太子。率參出以貢進。其太子被レ捕歌曰。阿麻陀牟。加流乃袁登賣。伊多那加婆云々。また阿麻陀牟。加流袁登賣。志多多爾母。余理泥豆登富禮。加流袁登賣。母。故其輕太子者。流於伊余湯。とあり。下文も此紀とは甚異なり。歌もよかかほしたまへるか。あまたあり。其中には上に出たるもあり。

十二月己巳朔壬午。穴穗皇子即天皇位。尊皇后曰皇太后。則遷都于石上。是謂穴穗宮。當是時。大泊瀨皇子欲聘瑞齒別天皇之女等。女名不記。於是皇女等對曰。君王恒暴強也。儵忽忿起。則朝見者夕被殺。夕見者朝被殺。今妾等顔色不秀。加以情性拙之。若威儀言語。如毫毛不似王意。豈爲親乎。是以不能奉命。遂遁以不聽矣。

元年甲午

壬午は十四日なり。○穴穗宮。此宮の御趾。帝王編年記に。山邊郡石上左大臣家西南古川南地是也。大和志に。在山邊郡田村。田村は丹波市に近き處なり。布留村も近くして。布留川の南なり。さて此天皇。早くより此地に居住坐けるを以。穴穗王とは申せるなりとあり。舊都趾要覽に。丹波市町大字田。里道の北邊貴船神社。里人穴穗明神といふ。所在地。これ皇居の一局部なりと云り。それを遷都と書るは。此紀の文法なり。○女名不見諸記。此六字集解には削去れり。さて云く。按反正天皇崩後既四十三年。然則四五十歲。疑孫女也。原注有女名云々六字。私記攙入。反正天皇々女載在本紀。此謂不見者。三皇女之中。就是所聘。諸記不見。とあり。按に此說非なり。反正天皇の皇女。たごひ四五十歳になり玉へりとも。容姿麗く坐たらんには。娶し玉はむに更に妨なし。此頃の人の長壽なるをおもへは。よしや四五十歳にても後世の如くはあるへからず。疑孫女也など云るは強言なり。本書のまゝに心得てあるへし。但反正天皇の皇女は本紀に坐る。香火姫皇女。圓皇女。財皇女。記も同じ。其中なるへけれど。今知かたし。○皇女等の下。熱田本北野本中臣本皆字あり。

元年春二月戊辰朔。天皇爲大泊瀨皇子。欲聘大草香皇子。妹幡梭皇女。則遣坂本臣祖根使主。請於大草香皇子。曰。願得幡梭皇女。以欲配大泊瀨皇子。爰大草香皇子對曰。僕頃患重病不得愈。譬如物積船以待潮者。然死天命也。何足惜乎。但以妹幡梭皇女之孤。而不能易死耳。

今陛下不嫌其醜。將滿苻菜之數。是甚之大恩也。何辭命辱。故欲呈丹心。捧私寶名押木珠纒。附所使臣根使主。而敢奉獻。願物雖輕賤。納爲信契。於是根使主見押木珠纒。感其麗美。以爲盜爲己寶。則詐之奏天皇曰。大草香皇子者不奉命。乃謂臣曰。其雖同族。豈以吾妹得爲妻耶。既而留纒入己。而不獻。於是天皇信根使主之讒言。則大怒之起兵。圍大草香皇子之家。而殺之。是時難波吉師日香蚊父子。並仕于大草香皇子。共傷其君。无罪死之。則父抱王頸。二子各執王足。而唱曰。吾君無罪以死之。悲乎。我父子三人。生事之。死。不殉。是不臣矣。即自刎之。死於皇尸側。軍衆悉流涕。爰取大草香皇子之妻中蒂姬。納于宮中。因爲妃。復遂喚幡梭皇女。配大泊瀨皇子。是年也太歲甲午。

幡梭皇女。記に大日下王之妹若日下部王とあり。此皇女の御事につきては種々の論あり。さるは履中

紀に。立草香幡梭皇女爲皇后とあり。これに就て通證に。今按既爲履中之后。而其於雄略爲伯母。則不止踐二廷。亂倫甚矣。と云れ。また集解には。按大草香皇子。仁德天皇々子。至此百有餘年。幡梭皇女年齒亦可推知。蓋皇子父子同名者。即仁德天皇孫。此幡梭皇女亦仁德天皇孫。承叔母之名者。雄略天皇紀幡梭皇女。更名橘姬者是也。紀書皇子書皇女。史之失也。と云り。また記傳には。右の履中紀の幡梭皇女爲皇后とあるは。いと心得ず。これは此記に應神天皇の御子に。幡日之若郎女あれば。若其にやとも思へども。かの幡日之若郎女は。此仁德天皇の御子の紛れつる傳なり。思ふに允恭天皇の御子に。橘大郎女ありて。此若日下王も。書紀此御卷に更名橘姬とあれば。若此紛れにて。允恭天皇の御子の橘大郎女には非るか。又かの中蒂姬皇女は。大日下王の妃なれば。其縁より紛れたるか。かにかくに此若日下王を。履中天皇の后となり玉ふと書紀にあるは。傳の紛れにて。中蒂姬皇女の御母皇后と。別女王なるへし。と云れたり。今右の三氏の説を合せ考るに。通證は頗るに本文に據ての説なれば。云に及はず。且其云さまも甚あちきなし。集解の説も更に據なし。記傳はまつ大凡は叶ふべけれど。此又みなから諾ひかたし。今次々に辨へてさて定むへし。まつ履中の後を。此幡梭皇女とは別女王なりと云れたる。まことに然るへし。さて履中の後なるを。應神天皇の御子に幡日之若郎女あれば。其にやと云れたる。まことに然るへき説なり。しかるに此を。仁德の御子のまかへる傳なり。と云れ。應神の皇女にして。履中の後となり給はむこと。御年のほども大方叶ひたりけんかし。但し伯母にあたり玉ふに據て。説を立る人もあらむかなれども。是以上代にはいと例

多し。後の世にも。さてまた允恭の御子に橘大郎女ありて。雄略の后も。即此の橘其卷に更名橘姫とあれば。をりくあり。橘皇女若此紛れにて。允恭の御子には非るか云れたれと然らず。雄略帝の生れたまへるは。允恭七年にて。履中帝の崩を去ること十四年の後なり。ましてこの橘大郎女は。其妹にませは。其翌年頃の生れとすも。履中帝崩後十五年なり。されは年代を以ていへば。橘皇女履中帝の后となるへき由なし。されは御名の橘は同じけれとも。允恭の御子にはあらず。また大草香皇子の妃なる中蒂姫皇女は。橘媛皇女の生玉へるとあるも。應神皇女の幡日皇女にしてよく符へり。もし大草香皇子同母妹の幡媛皇女の生玉へる御女。中蒂姫皇女を婚玉ふと見る時は。倫理の嫌もあるへきなり。されは記傳に。かにかくに此若日下王を。履中天皇の后となり玉ふと書紀にあるは。傳の紛れにて。中蒂姫皇女の御母皇后は別女王なるへし。と云るはまことに動かさる説といへし。さて今かく定めたるもの。彼も此も古傳なれば。心の底ひ未わきかねつゝありしに。萩野由之の説にて。たしかに記傳の説の宜しきを知得たり。其説云。源平盛衰記に。近衛天皇の皇后の再入内の時。諸臣の詞に。二代の后此度始なりとて。唐則天后の故事を引。吾朝に例なしと云れたる。武朝云。唐の則天后は。太宗高宗兩帝の后に立玉ふ。其朝の例はあれども。本朝の先規を考るに。神武天皇よりこのかた七十餘代。いまた二代の后を立玉へる例をきかず。諸卿せんぞ一同なりければ。法皇も此事しかるへからず。度々申させ玉ひけれとも云々。あり。當時ある處の書紀には。かゝる紛れなくて。二代の后はあらざるにや。と云れたるは。まことにさることにて。ますく記傳の説に據るへき事明らかなり。さて又仁德皇女と。雄略帝の御年のことをも。種々云へれど。谷森善臣云。雄略帝古事記によらは。崩年一百二十四年とあれば。元年は百一歳にて坐々は。皇后よしや五六十歳におはすとも何事かあらむ。又履中天皇元年の前年に献れる日之媛を。雄略

紀二年の條に。朕豈不欲親汝妍咲と見えたるをも考合すへし。と云れし。これもさる事なり○坂本臣は。記孝元段に。木角宿禰者坂本臣之祖とあり。記傳云。坂本は和名抄に和泉國和泉郡坂本佐加止郷毛止郷なり。次に引る書に。もにて知へし。此氏人根臣穴穗段にみゆ。雄略卷に。根使主の日根に稻城を造りしこと見ゆ。日根は和泉國の郡とあり。天武紀十三年十一月。坂本臣賜姓曰朝臣。姓氏錄左京坂本朝臣。紀朝臣同祖。紀角宿禰男。白城宿禰後也。又和泉坂本朝臣。紀朝臣同祖。建内宿禰男。紀角宿禰之後也。男白城宿禰三世孫建日臣。因居賜姓坂本臣。又津攝坂本臣。紀朝臣同祖。彦太忍信命孫武内宿禰之後也。氏人は雄略紀に根使主の子小根使主。其外もなほ紀中此彼見えたり。續紀三十和泉郡人坂本臣糸麻呂等六十四人。賜姓朝臣。續後紀五に。讚岐國人從四位上坂本臣鷹野。請除讚岐之籍帳。復和泉舊城。許之云々。坂本臣鷹野等十人。改臣賜朝臣云々。など見たり。さて此氏は。彼根使主か罪せられし時。其子孫を二分となし。一を大草香部民と爲し。一を茅渟縣主に賜ふ。根使主の子小根使主。亦刑死せられき。其後爲坂本臣と雄略紀に見えたれば。其子孫なりかし。類聚符官抄に。顯宗時右少史坂本亮直みえたり。是族なるへし。○根使主。記には根臣とあり。使主は臣とは異にて。意富美の約れるなり。上に云○死天命也。本に天を之とあり。今は集解に清本に據て天に改む。とあるにしたかふ○押木珠媛。一云立媛。又記傳云。押木としも名けたるは。いかなる由か知かたけれど。嘗試に云は。大神宮正殿御飾金物の中に。妻塞押木打鋪十二口。徑各一寸五分云々。とあり。されは押木と云物ありて。其形に造りたるにやあらむ。書紀に立媛ともあるを思ふに。其押木のさまに造りた

る莖に。玉を貫て立たるにや。磐木縵と云も。其狀の巖の立たる如く見ゆるを以て云り。木とは其莖を云ふへし貞觀儀式。元日禮服制に。親王四品以上冠者。漆地金裝云々。以白玉八顆。立三橢形上。以紺玉二十顆。立三前後押盤上と見え。又玉を以て。立三前押盤上と見ゆ。また立玉者有莖并座。居玉者有座無莖。と見えたり。禮服の制は。大かた唐國のをまねひ賜へる物なれども。右の玉のかさりの。是に押盤とある物。押木と同じきか異なるか。なほよくさまなどは。皇國の上代の棧の制を用られたる物と聞えたり。尋ぬへし。さて玉を立とあるは。莖をつけて立たる物なること。右の立玉者云々とあるを以て知へし。大かた此らを以て。押木玉縵の形狀おしはかるべきか。儀式に。押盤と云名あるを以思へは。押木も同じことにてや。立玉に就て木とは云るか。然らばかの大辨宮式の押木とは別なる料の物を居て。頭上を壓すよしの名にやあらむ。さて此押木玉縵の大貴。最好き物なりしこと。雄略卷十四年の下に見えたりとあり。さて玉縵は。萬葉歌に玉縵。不懸時無。又玉縵影爾所見乍エツツとありて。縵に珠を垂たるなり。通證に按縵蓋盤同。韻補盤縵絡也。とあり○納爲信契。記云。爾大日下王四拜白之。若疑レ有如此大命。故不レ出レ外以置也。是恐隨大命奉進。然言以白事其思レ无レ禮。即爲其妹之禮物。令レ持押木之玉縵而貢獻。とあり。妹之禮物と云る。すなはちこの信契なり。記傳云。草夜はむやまひかへり申すこと。代は其奉る物實なり。さて此は若日下王を。大長谷王に奉りたまふ。禮の實の物なり。上卷大山津見神の御女を。邇々藝命に奉賜へる處に。令持三百取机代之物奉出。とあるも。其禮代なり。又中卷訶志比宮段末に。易名之幣ナカハとあり。考合すへし。と云り○威の訓。通證に加奈豆誤ニ加末介也。見皇極紀。とあり。萬葉九の歌にも見えたり○雖同族豈云々。記には此の詞を。己妹乎爲ナラム等族之下席

とあり。記傳云。族は書紀に神代卷に宇我邇と訓注あり。又親屬。安閑紀に同族武期云。字賀長は内族なり。事既に神代紀に云おけり。此に等族と云は。若日下王と大長谷王とは。姨甥に坐て。共に天皇の御子なれば。同品の御族に坐よしなり。下席に爲ることは。大長谷王の妃に爲坐コトを。かくは云るなり。夫婦は交合ふ時に。婦を夫の下に敷故に。下に敷れんと云意なり。さるは正しき言には非ず。たゞ怒りて嘲りたる戲言のよしなりとあり。此の言も大意は記と同しかるへし○讒言。應神紀にも讒言ヨコシヤカ于天皇とあり。字鏡に讒與己須○大草香皇子之家。本に皇子を天皇に誤る。今考本に據て正せり。此皇子の家なる草香は。河内國河内郡にて。皇子御妹ととも皇別に其處に坐けるなり。記に雄略帝の其家に幸行し事あり○難波吉師日香蚊。姓氏錄に。河内難波忌寸。大彥命之後也。とあり。既に神功紀に吉士祖五十狹茅とある人を。記に難波吉師部之祖とあり。そこに云り。雄略紀十四年下に。求難波吉士日香々子孫。賜姓爲大草香吉士。其日香々等語在穴穗天皇紀。とあり。なほ其處にも云へし○王頸。北野本に頸を頭とあり○无罪死。秘閣本罪の下而字あり○皇尸。皇下子字脱せりしものなるへし。通證にもしか云り○妻中帶姫。妻を本に毒に作るは誤なり。今考本に據て正せり。記には其王之嫡妻としたり。さて此姫は。履中紀に中磯皇女とあり。即幡梭皇女應神皇女の生たまへる皇女なり。帶は通證に。帶字書與帶通。此蓋與帶通用。此紀及倭名抄。羊蹄菜和名之。蹄一作躑。とあるを。木村正辭云。字典引班固答賓戲。上無所帶。云同帶。按帶訓瓜當。則丁計切音帝。訓草木根。則當蓋切音帶也。故古人瓜當之帶。諧聲从帝作帶。以

別ニ草木根之蒂也。但今本文選答賓戲作レ蒂。字典所引可レ攷。書紀通證云ニ與レ蒂通用者非。と云り。此説によらば。蒂をシと訓るは。即草木の瓜當のシを借りしものか。さて考るに。シへは蒂の義なるへきか。蒂は總スヘとも同じく。物の締括シメクりたる處を云名なるへし。さるにても。其を一言のシに用ひしは。なほ穩かならず。荒木田久老は。此字をタとよみて。雄略紀に此皇女を。更名長田大姫皇女とあると同じく。中蒂姫なりと云り。此説は草木の實の本をへたとも訓へれば。タに借りしものなりとしたり。いかゞあらむ。信かたきやうにおほえたり。よく考へて定むへし。さて此姫の御母は。幡梭皇女とあれども。此なる大草香皇子の妹とは。異女王なること既に云り。○大泊瀬皇子。本に皇を王とあり。今は例により。また集解に従て改めたり。○太歳甲午は。年代記を考るに。南宋孝武帝孝建元年にあたり。

二年乙未

二年春正月癸巳朔己酉。立中蒂姫命爲皇后。甚寵也。初中蒂姫命。生眉輪王於大草香皇子。乃依母以得免罪。常養宮中。

己酉。十七日なり。○眉輪王。記に目弱王とあり。名義は。和名抄龜貝類に。辨色立成云。石炎螺萬與和。楊氏説同之。とある。此物に依れるなり。箋注に石炎螺訓麻。與和未詳とあり。○大草香皇子。本に大字脱せり。今熱田本北野本集解に據る。

三年丙申

三年秋八月甲申朔壬辰。天皇爲眉輪王見弒。三年後。乃葬。

菅原伏見陵。

壬辰は九日なり。○見弒。記に天皇御年伍拾陸歳とあり。舊事記水鏡もおなじし。大日本史天皇即位下に云。帝王編年紀歷代皇紀。並日年五十四。皇年代略記五十三。按本書享年缺。故不レ書。とあり。○注に。天皇記とある記は紀の誤なるへし。さて秘閣本に此下也字あり。○三年後。記傳云。三年に至るまで葬奉らざりしは。書紀には此天皇崩坐し年の十月に亂事平きて。十一月に雄略天皇位に即玉ふとあれども。亂事年をそ經けむ。故此葬も滞りしなるへしと云り。○菅原伏見陵。記云。御陵在菅原之伏見岡也とあり。諸陵式に菅原伏見西陵。石上穴穗宮御宇安康天皇。在大和國添下郡。兆域東西二町。南北三町。守戸三烟。とあり。靈龜元年四月に。此御陵に守陵四戸を充られたりしこと。續紀に見ゆ。大和志に在實來冢邑と云り。或書に。字を兵庫山と云り。式に四陵とあるは。垂仁天皇の菅原伏見東陵ある故なり。さて記傳云。清輔朝臣與義抄に。此陵の事を。日本紀云。安康天皇崩。菅原伏見野中陵に葬と云るは。書紀の古本に。野中と云ふことの有しかとも云へけれども。然には非し。此はたゞ後に。伏見野中陵とも申しふことの有しまゝに。如此は云るなるへしと云り。

日本書紀卷第十三終

日本書紀通釋卷之四十三

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第十四

大泊瀨幼武天皇

雄略天皇

文選西征賦曰。長生而久視。雄略其焉在。善曰。班固漢書贊曰。如武帝。有雄才大略。

雄略天皇
紀

大泊瀨幼武天皇。雄朝津間稚子宿禰天皇第五子也。天皇產而神光滿殿。長而伉健過人。二年八月。穴穗天皇意將沐浴。幸于山宮。遂登樓兮遊目。因命酒兮肆宴。爾乃情盤樂極。間以言談。顧謂皇后。去來穗別天皇女。曰。中帶姬。皇女。更名長田大娘。皇女也。大鸕鷀天皇子。大草香皇。子。娶長田皇女。生眉輪王也。於後穴穗天皇用根臣。殺大草香皇子。而立中帶姬皇女。為皇后。語曰。吾妹。稱妻為妹。汝雖親昵。朕畏眉輪王。眉輪王幼年遊戲樓下。悉聞所談。既而穴穗天皇枕皇后膝。晝醉眠臥。於是眉輪王

伺其熟睡而刺弑之。

意將沐浴幸于山宮。山宮未詳。記云。天皇坐神牀而晝寢。とありて異なるか如し。記傳云。神牀は中卷水垣宮段にも云々。天皇愁歎而坐神牀之夜。大物主大神顯於御夢。曰云々とあり。但彼は神の御命を祈請て。齋はりて坐ごころなれば。こどもなきを。此は后と晝御寢坐るは。神牀は似つかはしからず聞ゆれば。若神字は誤にやあらむと云り。山宮は。登樓なども見えたれば。神の宮とも見えす。かにかく此は異なる傳なるへし。意將沐浴とあるによれば。温泉などある離宮めきてもきこゆれど。大和國などにはさる處もなければ。さにもあらしかど。はじめはおもひしかど。なほよく按に。此山宮は大宮近くなる山に在る齋宮なるべし。沐浴とあるも。此時神事などありて。齋戒まさんとて。皇后と共に幸行せるなるへし。さらばなほ記に坐神牀とあると一傳なりけるか。共に其處を記さるりしものと見えたり。尋常の御沐浴ならば。山宮に行坐へくもあらず。さてそこにて登樓遊目因命酒云々。また晝御寐坐るなど。怠り坐る御行事と申すべし。○遊目の訓は見遊なり。延佳かこれを奈賀米と訓みたるは。古言の意には叶はず。なかめは古くは眺望の義にはあらず。○言談。物語と云語こゝにははじめてみゆ。打とけたる言語を泛く云なり。○稱妻為妹蓋古之俗乎。此九字きはめて後人の摺入なり。記傳云。妻を妹と云事は世人よく知れる事なるを。こゝにかくあるはいかにそや。かくよそ〜しけに。蓋古俗

乎なごは。強て萬を漢籍めかさんとての文なり。と云れたるはさる言なれど。これをしも撰者の自注と見られたるは例の謬なり。○汝雖親昵云々。記云。爾語其後。曰。汝有所思乎。答曰。被天皇之敦澤。何有所思。於是其大后之先子目弱王。是年七歲。是王當于其時。而遊其殿下。爾天皇不知其少王遊殿下。以詔大后言。吾恒有所思。何者汝之子目弱王。成人之時。知吾殺其父王者。還爲有邪心乎。ごあり。ごも汝は親昵しければ。心置く事はあらねど。眉輪王には心置きて畏まるよし詔へるなり。記に何有所思と詔へる。后の言につきての詔と聞えたり。○伺其熟睡。事の狀を思ふに。后も俱に熟睡ね給へるなり。○刺試之。中臣本には弑を殺に作れり。

是日大舍人闕姓驟言於天皇曰。穴穗天皇爲眉輪王見弑。天皇大驚。即猜イロヒ兄等被甲帶刀卒兵自將。逼問八鈞白彥皇子。皇子見其欲害。默坐不語。天皇乃拔刀而斬。更逼問坂合黑彥皇子。皇子亦知將害。默坐不語。天皇忿怒彌盛。乃復并爲欲殺眉輪王。案劾所由。眉輪王曰。臣元不求天位。唯報父仇而已。坂合黑彥皇子深恐所疑。竊語眉輪王。遂共得間。而出逃入圓大臣宅。

大舍人。舍人の事は仁德紀十六に既に云り。大ごしも云は。天皇は申すに及はす。皇太子皇子諸王等にもみな付置れたるものにて。何れもみな舍人なるか中に。天皇の召仕はるゝを大舍人と云。さて其は如何なる人を取れるかと云に。古代のはたしかに知由なれど。令に見ゆる處を以て見れば。軍防令に。凡内六位以下及八位以上嫡子。年二十一以上。見無役任者。毎年京國官司勘檢知實。責狀簡試。分爲三等。儀容端正。工於書筆。爲上等。身材強幹。便弓馬。爲中等。身材劣弱。不識文筆。爲下等。十月二十日以前。上等下等送式部簡試。上等爲大舍人。下等爲使部。中等送兵部。試練爲兵衛。如不足者。通取庶子。ごあり。これより前。天武天皇二年紀に。夫初出身者。先令仕大舍人。然後選簡才能。以充當職。ごもありて。出身の初に仕はるゝものなり。されは古代は良家の嫡子を取て充たるものにて。庶子をは採らす。後々はよき官職にも任せられて然るべきものを。大舍人と爲して。天皇の御側に召仕玉ひしなり。さて其を統治むる官は。これも令に左大舍人寮。右大舍人頭一人。掌左大舍人名帳分番宿直。假使容儀事。大舍人八百人。ごあるを以。大體古代のさまも知らるゝなり。類史延暦十四年六月勅。同大同二年九月の制にも見えたり。さて又後には内舍人と云もありて。令中務省の下に。内舍人九十人。掌帶刀宿衛。この内舍人なき以前は。其職掌全く大舍人にありしものなり。これは次に云。さて又後には天子の御側に侍従と云か八人ありて。從五位下と令にあり。但この内三人必少納言を兼ね。この官も常に内に侍して。以規諫天子。且拾遺補缺を掌るとあり。これも古代には。かの大舍人の内にありし。○見弑。この弑をも釋紀に殺に作れり。○逼問八鈞白彥皇子。かく逼問玉ふ故は。白彥皇

子皇位を望玉ひて。眉輪王と共に謀りて。天皇を弑せまつれりしものごと。疑ひ玉ひしなるへし。次なる黒彦皇子も同じ。おもふに此兩皇子。眉輪王と日頃御間の睦しき由なごやおはしけん。但し記に目弱王是年七歳とあれば。其御父と此二皇子と。御間特に睦しく坐しよなごの故ありて。此天皇の忌み玉ひしにもあるへし。記云。大長谷王到其兄黒日子王之許。曰。人取天皇爲那何。然其黒日子王。不驚而有息緩之心。於是大長谷王厲其兄一言。一爲天皇。一爲兄弟。何無恃心。聞殺其兄。不驚而息乎。即握其衿控出。拔刀打殺。亦到其兄白日子王。而告狀如前。緩亦如黒日子王。即握其衿。以引率來。到小治田。堀穴而隨立埋。至埋腰時。兩目走拔而死。とあり。此と傳異なり次に云。得間而出。間の訓ヒトマは人間なり。人の見ぬ間隙なり。さて記傳に云。此文いふかじき事あり。まつ初に白彦皇子を忽に殺し玉へるいきほひにては。黒彦皇子も必忽に殺し賜ふへきさまに聞えたるに。忿怒彌盛とあるにも似ず。いかなれば殺さずして。其まゝに縦しおきて。眉輪王の所には行坐るを。さてまた眉輪王をも。必忽に殺し賜ふへき事の勢なるに。いかなればゆるやかにして。黒彦皇子と語ひて。共に遁れて圓大臣の家に入坐る間はありしそや。事のさま相叶はず。と云れたる。いかにも不審しきさまなり。記傳に。漢文をつくるはるるに。つきてと云れたる。例の非なり。○圓大臣。この人は履中紀に圓大使主とあり。そこにも云る如く大使主は美稱なり。この大臣はそれとは異りて。オホマヘツキミと訓て。國事を執り。履中紀に。見たり。前つ公と既く成り居れりし故に。大臣と書るなり。これを記傳にオホミと訓みて。意。富美と同じと云れしはたかへり。されは記にこの處に。逃入都夫良意富美之

家ごあるとは。口語は似たれども。一に爲すへからず。本にこの大臣をオホイと訓めるも。オホキマヘツキミと訓へき一の證なり。古くはこの稱を誤らざりしなり。これらまことに紛ひやすし。よくわきまふへし。 こゝを委しく云んには。圓大使主大臣と心得てよむへし。 さて此人時の大臣にてありければ。威勢もあり。家なども堅固かりつるか故に。今この王子等も憑みて逃入たまひしなりけり。

天皇使使乞之。大臣以報。曰。蓋聞。人臣有事。逃入王室。未見君王。隱匿臣舍。方今坂合黒彦皇子與眉輪王。深恃臣心。來臣之舍。誰忍送。歟。由是天皇復益興兵。圍大臣宅。大臣出立於庭。索脚帶。時大臣妻持來脚帶。愴矣。傷懷而歌曰。飢瀾能古箴。多倍能婆伽摩鳴。那那陛鳴純。爾播爾陀陀始諦。阿遙比那陀須暮。

使使乞之は。圓大臣の許へ御使を遣して。王子等を乞たまふなり○人臣。この臣は君臣の臣の意なれば。本にヤツコとよめるよろし○王室。本の訓よろし。またミコノミヤとも訓へし。さるは記傳にも云れし如く。凡古は皇子より諸王まで通ひて。御子と申して王字を書り。さて天皇を始奉りて。皇子諸王まで通ひて大君と申して。かの王字を意富伎美とも訓り。かくて大君は。諸王に至るまで 皆君の列にして。臣の列にあらず。故王と臣とは。君臣の差別ありて相混れず。萬の事尊卑甚異なりき。されは目弱王は。

天皇の直の皇子にはあらず。皇子の御子なれども。なほ君の列なるか故に。人臣に對へて申せるなり。○臣舎。ヤツコノイへと訓る理よく叶へり。王として臣なる者の家に隱匿坐るよしなり。記云。自往古至今時。聞臣連隱於王宮。未聞王子隱於臣之家。是以思云々。とあり。記傳云。是以思とは。臣連の王の宮を頼みて隱るることあるは。王は尊くして仕奉る人も多く。勢強ければなり。王の臣連の家を頼みて隱坐る例のなきは。臣連は卑くして仕る者も少く。勢力弱き故なり。是を以思へばと云意なるへし。と云れたるか如し。○誰忍送歎。熱田本誰を詎とあり。上に未見君王隱匿臣舎。とあると合せて考ふへし。例もなきに臣の舎を頼みて入坐ることを。深く憐み奉れるなり。さて記の上のつゞきに。是以思。賤奴意富美者。雖竭力戰。更無可勝。然特己坐于隨家之王子者。死而不棄。如此白而。亦取其兵。還入以戰。とあり。○索脚帶。脚帶は即足結なり。既に出。こゝは軍中輕便の爲に用ゐるものなるへし。○飢瀕能古竊。臣之子者なり。大臣を指して云。○多倍能婆伽摩鳴。帛の袴をなり。多倍は絹布の類を總て云り。萬葉集に敷白。また雪穗。また白細布などありて。まづは色の雪白きを云へとも。また總名にも云り。萬葉拾六に打袴者經而織布。とある。以て考へし。○那々陸鳴繩。本に繩を絶に誤れり。今正せり。釋云七重着とあり。着ることを鳴すとも云は。知看。云ふことを知しをす。聞し看すと云へきを聞しをすと云も同じ。今も着ることをめすとも云り。みなわか身に物を引着ることなり。さて七は七八の七にあらず。一重ならざるを云のみ。○備播備陀々始誦は。立庭而なり。大臣出立於

庭とある是なり。○阿遙比那陀須暮。契冲云脚帶正なり。那と陀と通。陀々須は正なりと云り。暮は辭なり。正すは冠を正すと云る正と同じ。又或人は脚帶撫もの延たるなり。撫とは手まさくりに着むとする状。撫る如くに見えしなりと云り。さて其大意は。布帛の袴を一重ならず七重までも着するは。軍立せんか爲に體を固むるなり。さてしか固めし上に。また脚帶を正して。今はと軍門に進むを見て。妻の愴しみ思ふ由なるへし。然るに解に。帛の袴を七重きたるうへに。あゆむを求るは。無益の徒事と解るは信かたし。また守部を七重かさねたるよりも。厚く重き事なるを。其恩報を忘れ奉りて。吾夫の君は眉輪王に與し玉ひ。脚帶を正して向ひ玉へる状なるかなしとなりと云るは。解の說に本つきたるなれど。これもいかゞあらん。

大臣裝束已畢。進軍門。跪拜曰。臣雖被戮。莫敢聽命。古人有云。匹夫之志難可奪。方屬乎臣。伏願大王奉獻臣女韓媛與葛城宅七區。請以贖罪。天皇不許。縱火燔宅。於是大臣與黑彥皇子。眉輪王。俱被燔死。時坂合部連贄宿禰。抱皇子屍。而見燔死。其舍人等取所燒。遂難擇骨。盛之一棺。合葬新漢擬本南丘。

擬字未詳。蓋是規乎。

莫敢聽命。上に天皇使使乞之とある命を聽奉らしとなり。○奉獻臣女韓媛與葛城宅七區。記云。亦與軍。圍都夫良意美之家。爾與軍待戰。射出之矢如葦來散。於是大長谷王。以矛爲杖。臨其內。詔我所相

言之姪子者。若有此家乎。爾都夫良意美聞此詔命。自參出解所佩兵。而八度拜白者。先日所問賜之女子訶良比賣者侍。亦副五處之屯宅。以獻。所謂五村屯宅者。今葛城之五村苑人也。とあり。天皇此より先に此國大臣か女韓媛を聘ひ玉ひしことを。所相言とは云るなり。即先日所問賜之女子とは云へり。さて其時には未御合し玉はさりしものと見えたり。故今奉獻とは云るなり。さて五處之屯宅とある。即この葛城宅七區なり。記傳云。凡て屯家は朝廷の御料の御田につきたる御倉。又其官所の事なるに。今私の物の如く。其を大長谷王に獻らむと云は。仁德卷に額田大仲彥皇子の將倭屯田及屯家而云々の如く。都夫良意美の古より掌來つるなるへし。孝德卷に云々獻屯倉一百八十一所。なごもあり。副て獻るとは。韓媛を獻るに副て獻るなり。と云れたり。さて葛城之五村苑人とあるは。これも記傳に。苑人は御苑に役はるる民なり。職員令に。園池司正一人。掌諸苑池種殖蔬菜樹菓等事。佐一人。令史一人。使部六人。直丁一人。園戶とある。園戶即苑人にて。其戶皆園池司に屬るなり。かくて此は葛城内に在し苑人の戶五村なり。さるはもと屯家なりしか。後に其民苑人にてありしなり。和名抄に大和國忍海郡に園人郷ある。是其五村の地なるへし。忍海郡葛城上下郡の間に在て。葛城の内なり。姓氏錄大和國諸郡に。園人首と云るも。此地より出たる姓なるへし。云れたり。さてこゝに葛城宅七區とあるも。同處なることとよりなれど。聊かごなへの異なるなり。○請以贖罪。記にては罪を贖はむと云事見えす。されど其意を下に含みて申せるなるへし。○坂合部連贊宿禰。此氏の事は。姓氏錄左京神別。坂合部宿禰。火明命八世孫。邇倍足尼之後也。右京神別同上。木

火明命を火
關降命とあり。是氏なり。また和泉坂合部。火關降命七世孫。夜麻等古命之後也とあり。天武紀十三年十二月境部連賜姓曰宿禰。按るに齊明紀に坂合部連石布あり。續日本紀天平寶字元年に坂合部宿禰と書せるは。其後姓を改めたるを以てなり。しかるに石布本傳には大彥命の後と爲り。姓氏錄に大彥命の後なるには。連首の二姓のみありて宿禰はなし。是は脱漏したるものなるへし。さて東大寺正倉院文書に。聖武帝御世に。越前椽坂合部宿禰葛木と云人あり。何れのすちの人によ。さて又推古紀に境部臣あり。此れは蘇我氏同族なり。此れと異なり。○新漢擬本南丘。集解に擬を槻に改て。槻原作擬。轉寫誤。原注有擬字未詳。蓋是槻乎八字。後人所加。とあるはさることなれども。姑く本のまゝにてあるなり。但し擬とありても槻なることはあきらけし。通證に。擬天武紀訓。加連。恐當レ作。擬とあるは誤なり。さてこゝは孝德紀に今來大槻とあること一なることは。通證に引たるか如し。新漢は新漢は二字にてイマキと訓へし大和國高市郡の舊名にて。本は今木郡と唱へたりし事。系圖纂に引る姓氏錄の文に見えたり。むかし阿智使主應神帝の御世に。子都賀使主。及七姓十七縣人口を率ゐて。帶方より歸化せし時。大和國高市郡檜前村を賜ひて居らしむ。其族漸く蕃息りて諸國に分れたり。其中に皇城東に居るものを。東漢直又倭漢直と稱す。今來とは今參來と云事にて。外邦より參來れる其ものを。此地に數多居らしめ玉ひしより。即て地名ともなれるか。其義をこりて新漢とは書れたるなり。新に參り來れる漢人の意なり。下文に此地を今來才伎とも書れたるにても知られたり。さて此地は大和志に。吉野

郡新漢南幕俗呼三天狗森。在今木村。と見えたり。又こゝを槻本と云るも。いにしへ名高き大槻樹ありけるより。地名ともなれるにて。近江國に大栗樹ありし處を。栗太と云るに同じ。この幕今吉野郡に入れるは。高市郡と吉野郡と隣郡なれば。後に境のかはれるなり。地圖を按るに。今木村は葛上郡より。吉野の后市へ越る路にて。葛上郡の境に近きところなり。○擬字未詳云々の八字は。後人の攙入なることうつなし。かゝる注の例なし。

冬十月癸未朔。天皇恨穴穗天皇。曾欲以市邊押盤皇子傳國。而遙付屬後事。乃使人於市邊押盤皇子。陽期狡獵。勸遊郊野。曰。近江狹々城山君韓侻言。今於近江來田綿蚊屋野。猪鹿多有。其戴角類枯樹末。其聚脚如弱木林。呼吸氣息似於朝霧。願與皇子。孟冬作陰之月。寒風肅然之晨。將遣遙於郊野。聊娛情以騁射。市邊押盤皇子乃隨馳獵。於是大泊瀨天皇彎弓驟馬。而陽呼曰。猪有。即射殺市邊押盤皇子。皇子帳内佐伯部賣輪更名仲子抱屍駭惋。不解所由。反側呼號。往還頭脚。天皇尚誅之。是月御馬皇子以曾善三輪君身狹。故思欲遣

慮而往。不意道逢邀軍。於三輪磐井側逆戰。不久被捉。臨刑指井而詛曰。此水者百姓唯得飲焉。王者獨不能飲矣。

遙付屬後事。この事本紀にも他にも見えねど。後に弘計億計二皇子の詠言し給ひし時。於市邊宮治。天下天萬國押磐尊と詔ひしを以て考れば。たゞに尊みてしか宜ひしものにはあらず。この後事を付囑し給ひし時に。市邊宮に坐々て天下を治しめたりけん。なほこの事は顯宗紀に云へし。○狡獵。通證に狡當作校。見五年。改めたり。五年紀なるも。類史一本又文明本に狡とあり。類史校異に未レ知何是とあり。みたりに改めかたし。○近江狹々城山君。此氏は大産命の裔にて既に孝元紀に云り。神名帳に近江國蒲生郡沙々貴神社あり。和名抄に同郡篠等郷あり。此地に居住る山君なり。續紀天平十六年。蒲生郡大領佐々貴山親人。神前郡大領佐々貴山足人。三十八。延曆四年蒲生郡大領佐々貴山由氣比。六年佐々貴山君賀比。萬葉十九内侍佐々貴山君見えたり。○韓侻。顯宗紀に同氏倭侻宿禰と云もあり。共に如何なる由の名にか未思得すと。記傳に云り。○來田綿蚊屋野は。播磨風土記に。摧綿野に作れり。此地記傳には詳ならずと云れたれど。大安寺資財錄帳天平二十年所錄に。近江國百五十六町五段百二十八步。蒲生郡來田綿。高島郡川上。栗太郡梨原笠云々。また大安寺三綱記。近江國分西明教寺。在蒲生郡綿向嶽下。僧房二十六字。本尊藥師云々。道寧法師開基。信靈大師中興。神龜五年始號來田綿寺。また

東大寺三綱記。近江國末派之部。來田綿西明西寺。在蒲生郡來田綿熊野。僧房十二宇。本尊金剛藏王權現。安峯和尚開基。などあり。右の東大寺三綱記によれば。蚊屋野は後には熊野とも云しにや。此地熊野とも云し。吉岡徳明云。地誌を見るに。綿向山は甲賀蒲生の二郡にあり。高懸吹山に亞ぐ。山麓北畑村より三十五町計。日野より麓まで二里とあり。地圖を閲するに。綿向山は蒲生郡の東極にて。南は甲賀郡。北は神崎郡にて三郡に亘り。山の東は伊勢國三重郡なり。山の西麓に西明寺謂ゆる來田綿寺あり。其より卅町許にして北畑村あり。此村名の北畑は。久多郷の古名の訛傳して。遠れるには非るか。此北畑村の東に隣りて音羽村あり。此村内に御骨野とも申て。忍齒王の御墓は今もあるなり。其東に西明寺に屬たる八町村と云ありて。此村の南に連りて千本野と云郊野あり。此邊は謂ゆる古の蚊屋蚊屋は借字に登るへし野なるへく思えたりと云れたるにて。其地の在處大凡は知られたり。なほ此王の御墓の事に就て説あり。顯宗紀に云へし。○其戴角云々。記云。指サハケル舉角者如枯樹。○其聚脚云々。又云。其立足者如荻原スハキナラとあり。景行紀に茂林を弱木林と云くよめり。○寒風肅然。集解に然を殺に作れり然るへし。文選西京賦に。於是孟冬作陰寒風肅殺とあり。○射殺市邊押磐皇子。記云。此時相率市邊之忍齒王。幸行淡海。到其野。各異作假宮。而宿。爾明旦未日出之時。忍齒王以平心。隨乘御馬。到立大長谷王假宮之傍。而詔其大長谷王子之御伴人。未寤坐早可白也。夜既曙訖。可幸獵庭。乃進馬出行。爾侍其大長谷王之御所。人等白。宇多豆物云王子故應慎。亦宜堅御身。即衣中服。取佩弓矢。乘馬出行。倏忽之間。自馬往雙。拔矢射落其忍齒王。乃亦切其身。入於馬楯。與土等埋。○

帳内。皇子に近く仕奉る帳内は。朝廷より附置きたるものにて。天皇皇太子に仕奉る舍人に異ならず。舍人の事字は帳内と書分られたれども。唱はなほ此の訓のとねりと云り。續紀八に。舍人親王に内舍人は既に云。字は帳内と書分られたれども。唱はなほとねりと云り。續紀八に。舍人親王に内舍人二人。大舍人四人。衛士三十人。新田部親王に内舍人二人。大舍人四人。衛士二十人を賜へること見え。其舍人以供左右雜使。衛士以充行路防禦とあり。臣の家には古此稱なし。同紀五に左大臣舍人見えたるは後の事なり。上古のさまは詳ならねど。軍防令に。凡給帳内。一品一百六十人。二品一百四十人。三品一百二十人。四品一百人。また凡帳内取六位以下子及庶人。爲之云々。考課令に。凡帳内及資人。毎年本主量其行能功過。立三等考第云々。選叙令に。凡帳内勞滿應叙。才堪理務。本主欲下於内位。叙上者聽。などあるにて。大凡のさまは押知られたり。○佐伯部賣輪更名仲子。佐伯部既に景行紀に云り。賣輪名義未詳。仲子顯宗紀の訓も同じ。仲をナカチと訓る名例は。顯宗紀二十四二十六などに。天野朝臣中千といふ女名もありて。仲智とも書り。信友云。欽明紀に皇后の御殿の皇子を擧られたる文に。長體紀に生三女。長曰云々。仲曰云々。少曰云々。などある仲字を。古訓にナカチとよみ。又推古紀の首に。天皇の御事を中女也とある中女也。釋紀の秘訓に。ナカチニアタリタマフミコナリともよめり。其ナカチのナはいかなる義にか。いまた考得されど。尋常に上ツ某。中ツ某など云如き。助辭のツとはきこえず。人の子の序に。コノカミ。ナカチ。スタナと對稱る。古言なるへしと云れたるはさることながら。人の子の序にのみ云るにもあるへからず。人名にも例あればなり。○駭惋。訓イワケ安閑紀に驚駭。皇極紀に喘息をも訓り。與清曰。按に中古歌にいわちとりと云詞あり。いわちとりは驚きとわくよりいへる名なるへし。雄略紀安閑紀皇極紀なる。みな驚きとわく意をいわけと訓たり。同。秘訓さてうつりては物語書に。幼稚をいわけなきと云るも。物に驚きやすきよしの稱なり。源氏もみちの賀

に。心なけにいわけてきこゆるは云々。夕きなほいといわけて。つよきおきてのなかりける。繪合ゆめにも。いわけたる御ふるまひあらはこそ云々。盤いわけたるひとなあそひは云々。榮花にかきやいわけたることなく云々。なごあるも。幼くこめきたるさまを云り。契沖いわけて云るは。いわけなきなれば。いわけなきも。なきは付たる字にて。おほけなきの類なり。無の字の心にはあらぬなるへし云々。と云り。倭訓栞云。いわけなき。幼稚を物にかく云り。いとけなしと同じ。物におそろきやすき時なれば。驚駭をいわけといふ義に通へり。いわけてともあれば。是もなきは助詞なるへし。また紀に喘息の字をイワケと訓るは。驚きをいわけといふより轉したる訓とみゆ。物に驚く時は。息つかひなどもあらしになるものゆる。驚くことにもいひ。又をさなき人は心しつゝまらて。いきつかひなど静かならねは。をさなき事をもしか云るなりと云り。さて又一の訓アツカヒとあるは。神代紀に既に云り。繼體紀に腕痛をもよめり○反側。萬葉集に展字反字をコイと訓り。記の歌に許夜流許夜理母ともよめり。轉コロひ伏すことなり○往還頭脚。皇子の御後御枕の方を云なり○御馬皇子。押磐皇子同母の御弟なり○三輪君身狭。この人三輪に住めりしなり。身狭ムサと訓へし○逢遊軍。御馬皇子を殺さむとて。天皇の遣したまへる軍なり。遊を本にタフルと訓るは。紀中遮斷サヘキる事をタヘテとも訓みたれば。タフルはサフルと云に同じ○三輪磐井。通證云。岩坂井在城上郡岩坂村疑此とあり。大和志に。城上郡岩坂村有岩坂井。一村唯一井。群飲不竭蓋此○指井而詛。按るに物しもこそあれ。井を指て罪もあらぬ王者を。ひろ

く詛ひ云ふこといかなるに似たり。熟考るに。この磐井いとも良き清水にて聞え高ければ。大泊瀬天皇の御饌にも。朝夕汲て奉しにやあらん。記の仁徳段に。淡路島の清水を汲て。天皇に奉りし例なども思合すへし。さるは此天皇泊瀬に住坐れば。宮のいと近き邊にて。殊に便もよろしければ。朝夕に食し玉ひしなるへし。それを今御馬皇子の刑コトさるゝ際に思ひ出て。かゝる言は宜ひ出玉ひけん。さらはこの王者は。全ら指す所この天皇にありぬへきか如し。なほよく考へし。武烈帝の爲に殺されまつりし眞鳥大臣か。廣指し難証とあるは。廣くとある一處に際りたる水なり。これをも考ふへき事なり。

十一月壬子朔甲子。天皇命コトオホセテ有司ツカサニ設壇テオホセテ於泊瀬朝倉。即天皇位。遂定宮焉。以平群臣眞鳥オホオモト爲大臣。以大伴連室屋ムロヤ物部連目メ爲大連。

甲子。十三日なり○設壇。後漢光武紀に。命有司設壇注曰。壇謂築土。土ごある文に據て書れたるへけれど。こゝは訓にタカミクラとあるか如く。土を築きたるにはあるへからず。後々の御世までも御即位には。必高御座を設け玉ふ例なり。本居翁云。高御座は天の御座といはむか如し。高とは天を云。たゞ高きよしにはあらず。天皇の御座は即高天原にして。天照大御神のまします御座を受傳へますよしを以。高御座とは申すなり。さて續紀に高御座之業とは。天皇の此御座に坐々て。天下を治めさせ玉ふ御業を申すなりと云れたるは。高御座の稱の起本なれども。後には大儀の時に。高御座と申

す嚴重なる御座を。作設くることなれるなり。また元正にも設玉ふなり。内匠式に。凡毎年元正前一日。官人率木工長上職工等。皇勅大極殿高御座云々あり。新葉集に。後村上天皇。高御座帳かゝけて柏原の宮の昔もしるき春かな。とよませ給へり。後の高御座の製は。延喜内藏寮式。内匠寮式等に詳に見えたり。○朝倉。姓氏錄秦忌寸條云。大泊瀬稚武天皇御世云々。秦酒公役諸秦氏。構八丈大藏於宮側。納其貢物。故名其地。曰長谷朝倉宮。是時始置大藏官員。以酒爲長官。とある宮號の由是なり。但書紀に依るときは。本よりの地名の如くにも聞ゆ。いかゞ有けむ。凡そ朝倉と云地名處々にあり。凡て朝と云は。いかなる義にかあらん。又和名抄に校倉阿世久良とある。此名朝倉の轉れるにて一にや。さて此宮趾は。帝王編年記に城上郡磐坂谷也とあり。大和志に在黒崎岩坂二村間と云り。と記傳に云り。舊都趾要覽云。今磯城郡上郡朝倉村大字黒崎の東北。字天の森。これ皇居の一局部なりと云り。但し天皇は早くよ。此地に坐しなり。○平群臣眞鳥。木菟宿禰の子なり。解集に孫とある。眞鳥は海と係る枕詞なることを思ひえたり。と云れたれど。いとおぼつかなし。さて此人。武烈天皇の御世に罪ありて誅せらる。○爲大臣。これ大ふなるへし。眞鳥大臣といふ名も其をいふへしと云り。然るに通證に。注釋曰。眞鳥蝦夷方言鶯也。今箭羽有眞鳥羽とあり。蝦夷方言と云るはいかゞ。或人説。眞鳥は鳩ばかりにして。黒く海上に浮へる鳥なり。往年南海を渡りし時に。舟の鳥を見て。其名を船人に問ひしに。眞鳥と答へき。さらば萬葉なるは。眞鳥は海と係る枕詞なることを思ひえたり。と云れたれど。いとおぼつかなし。さて此人。武烈天皇の御世に罪ありて誅せらる。○爲大臣。これ大

十琴。父伊葛佛葛事。云々。子荒山。荒山子尾興葛事。とあり。○爲大連。職原抄云。大臣大連相並知政事。爾來代々有大臣大連之任。と云れしは。まことにさる事にて。大臣大連相並へ置給ふこと。此御時を始とす。この事既に云へり。

元年丁酉

元年春二月庚戌朔壬子。立草香幡梭姫皇女。爲皇后。更名橘姫。是月立三妃。元妃葛城圓大臣女曰韓媛。生白髮武廣國押稚日本根子天皇。與稚足姫皇女。更名橘幡。娘姫皇女。是皇女侍伊勢大神祠。次有吉備上道臣女稚媛。一本云。吉備窪屋臣女。生一男。長曰磐城皇子。少曰星川稚宮皇子。見下。文。次有春日和珥臣深目女。曰童女君。生春日大娘皇女。更名高橋皇女。

壬子は三日なり。○草香幡梭姫皇女。梭を本に媛に誤る。今上文に據て正せり。さてこの皇女は前紀にも出て。そこに委く云るか如く。仁徳皇女。大草香皇子の妹に坐り。然るを彼履中紀なる皇后の幡梭皇女と一に混れしより。古來かにかくに云めるは委しからず。故記傳にも。この皇女を決く仁徳の皇女にはあらし。事のまきれしものと見えたり。と云れしかと然らず。この事は前紀に委く辨へ云り。考合へし。また仁徳の皇女と。雄略帝の御年の事をも。種々云る説あれとみな非なり。そは既にも引て云る谷森善臣か説に。記の雄略

段に若日下部王と見えたるは。即この幡媛皇女の御事にて。其段に御妻問の御事とも見え紛れなきものなり。また雄略帝古事記によらは。崩年一百二十四年とあれば。此元年は百一歳にてまじませは。皇后よしや五六十歳にますとも何事かあらむ。履中反正元祿安康四代五十七年にて六十年にも満ざるをや。また履中天皇元年の前年に献れる日之媛を。下文二年の條に。朕豈不欲親汝妍咲とみえたるをも考合すへし。と云れたるにて。さる疑もとけぬへし。谷川氏の説は。此皇女を履中の后と一なりと見られたるより。御年をも數へ云るなれば。かにかくにあらぬ疑なりかし。橘姫。此樹によしある御名か。若は地名に因玉へるか。是月。通證云。稚媛事係七年紀。則月當作後。類聚本作日亦非。と云り。元妃。隱公元年傳。杜預曰。言元妃明始適夫人也。と集解に云り。白髮武廣國押稚日本根子天皇。此天皇生れながら白髮に坐々し事本紀にみゆ。そこに云。以下は大方美稱を以稱へまつりし御名なり。○稚足姫皇女。更名栲幡娘皇女。此更名類史には洩たり御名義美稱なり。栲幡は女工の事を以て稱へたるか。この皇女の事三年の下にみゆ。○侍伊勢大神祠。景行天皇二十年五百野皇女立玉ひしより。此皇女まで齋王を記さるは。おのつから洩たるなるへし。○稚媛。七年の下にみゆ。○吉備窪屋臣。吉を本に告に誤る。倭名抄備中國窪屋郡あり。此姓他に見えず。○磐城皇子。清寧天皇前紀に出。地名に依れる御名なるへし。景行紀に磐城別と云人あり。天智紀に磐城村主あり。記傳云。記近飛鳥宮段に石木王とある是なるへし。と云へり。○星川稚宮皇子。和名抄大和國山邊郡星川あり。この皇子清寧天皇前紀に。謀反して燔殺せらる。○春日和珥臣深目女曰

童女君。記に見えず。但し記傳云。記に和珥佐都紀臣女袁杼比賣と云は。もしくはこの童女君同人ならんか。と云り。さて童女君を本にヲナキミと訓るは。古き訓によりしものと見えたり。然るに記傳に。此訓心えずメクナキミと訓へきか。と云れたるは心得ず。按にヲナはヲクナの省かりしなるへし。ヲクナは日本武尊の御事を。亦名日本童男。童男此云鳥具奈とあり。其處に注へりし如く。これは古童男童女の髪のさまを以て云りし稱にて。未稚キき間は。髪を繋ツけ結ツひてありしより紫嬰と云ひ。即鵜角と云る是なり。それを鳥具奈といひ。また約めて鳥奈とも云しならんとおもはる。されはこの夫人は。いまた童女の采女なりけるか。天皇に御されたりしなるへし。○春日大娘皇女。更名高橋皇女。春日も高橋も大和國添上郡の地名なり。さて此皇女。仁賢天皇の皇后と爲り玉へり。按に仁賢紀元年。立前妃春日大娘皇女。爲皇后。遂産一男六女。其一曰高橋大娘皇女云々。母子同名詳ならず。一は誤なるへし。

童女君者。本是采女。天皇與一夜而脈。遂生女子。天皇疑不養。及女子行步。天皇御大殿。物部目大連侍焉。女子過庭。目大連顧謂群臣曰。麗哉女子。古人有云。娜毗騰耶。磨磨珥。此古語未詳。徐步清庭者。言誰女子。天皇曰。何故問耶。目大連對曰。臣觀女子行步。容儀能似天皇。天

皇曰。見此者咸言如卿所導。然朕與一宵而娠。產女殊常。由是生疑。大連曰。然則一宵喚幾廻乎。天皇曰。七廻喚之。大連曰。此娘子以清身意奉與一宵。安輒生疑。嫌他有潔。臣聞易產腹者。以禪觸體。即便懷娠。況與終宵而妄生疑也。天皇命大連以女子爲皇女。以母爲妃。是年也太歲丁酉。

與一夜。次に奉與一宵。また與終宵とあり。與は物の熱するを與ふと云。物の熱せぬを不能と云るにて義を得へしと云る説よろし。既に神代紀御歌。阿蘇播磨介茂譽の下に云り。竹取物語に。かく迎ふるを翁はなきなけくあたはぬ事なりと云るは。少し轉したるにて。今世に云未熟なりと云か如し。○脈。通證云。類聚國史作レ娠。蓋通用とあり。下文も同じ。娜毗騰耶囉磨珥。通證云。允恭紀。汝此云。奈鼻苦。囉磨珥蓋謂其似母也。と云り。さらば磨は糜の誤か。糜はハと訓へき字なり。磨はマの濁なれば。聊叶はすやあらむ。○徐歩。傍注に行歩とあり。字鏡に蹊阿留久。萬葉三公之阿留久。十八安流氣騰とあり。アリクと讀へからず。○導。通證に集韻通作レ道とあり。紀中をりく通用せり。○七廻喚之。この七廻即七重八重七瀬八瀬など云る七にて。大數を云るなり。たゞ一度二度ならざる御言なり。内

宮年中行事。鳥名子歌に。山川爾住也乎之乃雌鳥。汝也此夜爾七度妻戀也須流。とある。これにて其意明らかし。○清身意。列子楊朱曰。慎耳目之觀聽。惜身意之是非。とあり。身意二字本にコ、ロと訓るよろし。○嫌他有潔。集解に。按正韻曰。佗彼之稱也。彼指童女君也。と云り。潔は即清身意なり。キヨキコ、ロアルヲと訓へし。○以禪觸體。禪はこゝはたゞの袴にはあらし。倭名抄。松小禪也。松子毛乃之太乃太不佐岐。とあるものなり。玉篇禪。褻衣也。とあり。古は袴をも禪をも共にはかまど。云しこと。既に神代紀に云へり。○大歲丁酉。年代紀を考るに。是歲もろこし南宋孝武帝の大明元年にあたり。

二年秋七月。百濟池津媛違天皇將幸姪於石河楯。置假殿上。以火燒怒。詔大伴室屋大連使來目部張夫婦四支於木。置假殿上。以火燒死。百濟新撰云。己巳年。蓋國王立。天皇遣阿禮奴跪來。索女。百濟莊飾慕尼夫人。女曰。適稽女郎。貢進於天皇。

百濟池津媛。下の注に據るに百濟より貢れる女なり。池津媛は地名によりて付たりし名なるへし。通證云。吉野郡有池津川村。○石河楯。姓氏錄左京皇別。石川朝臣。孝元天皇皇子彥太忍信命之後也。とあり。この氏人なるへし。○石河股合首。他に見えず。さて本の訓コムラハ腓にて。股にあらされは。股合をコムラアヒとは訓へからず。モ、アヒの方なるへしとおもひしかど。和州五郡神社略解云。安康天皇

二年戊戌

御世。武内宿禰曾孫石河俣合祖楯。と見えたり。さらばマタアヒと訓へし。この楯といふ人の事に就て。此紀とは異なれど。ここに記すべきことあり。右に云る神社畧解に。高市郡下帳云。治田神社一坐。在ニ逝回郷小墾田村。今云豊浦村。社家者小治田。治田神社一坐。大地主神。大己貴命之異名也。舊紀曰。昔往神代大地主神始開ニ田地。令レ植ニ稻田。是故稱ニ大地主神。奉レ申ニ墾田。此云波留多。神ニ矣。於是安康天皇御世。武内宿禰曾孫石河俣合祖楯。墾ニ開甘樫岡。營ニ大田地。令ニ耕種。其農人於ニ田中。剝レ牛食レ肉。于時蝗指苗變成レ膠也。武郡云。此力求切。説文燒種也。正字通謂以火燒田而種也。楯思ニ慮神代故事。祈ニ禱御歲神。行ニ水口祭。於戲妙哉。口分苗葉復茂。秋穀已成。世俗呼云ニ楯田。成ニ小治田。然後楯建ニ立神殿於火田上。奉レ齋ニ大地之神。號曰ニ小治田神社。今豊浦神社是也。到ニ於雄略天皇御世。楯有レ故令レ退ニ去遠國。以來。賜ニ家地田戶於蘇我韓子宿禰也。とあり。また右の太社下に。楯云。御歲神社一坐。在。逝回郷田口村大野後田。社家者説曰。後田神社二坐。保食神大歲神。保食神之子也。是又石河俣合祖楯令。建。社所。祭祀。乎。この事は他書にも見えす。又楯か事を令レ退ニ去遠國。とあるも。此紀と違へれども。かゝる傳も當時ありしなるへし。さて此處を小治田と云るよしも。右の文にはじめて見えたり。文中疑はしきことなきにしもあらねど。この社家者。即小治田臣なるよしなれば。其家に古く言傳へし記録などありてかけるにもあるへし。かれ此に其全文を抄して。なほ後人の考をまつものなり。○來目部は。大伴氏の率ゐる武夫の部なること既に云り。物部氏の刑事を掌れるとはあれど。大伴氏の掌れること他に見あたらず。○四支。四肢をまた四支と漢籍にも云り。倭名抄形體部。野王案肢四體也。和名衣太。記の景行段に引ニ關其枝。と云事あり。記傳云。枝は手足を云。

手足は樹枝と同じさまなる物なる故に。共に延陀と云なり。樹の枝を本にて。其に准へて云に。是非す。此も彼も本よりの名なり。○己巳年。允恭天皇十八年に當る。此年より三十年前なり。○蓋鹵王は百濟第二十世王なり。下に加須利君ともあり。東國通鑑云。宋孝武二年。百濟毗有王二十九年秋。百濟王薨。長子慶司立。後改ニ餘慶。是爲ニ蓋鹵王。孝武二年は安康天皇二年にあたり。○阿禮奴跪。詳ならず。○女郎を。エハシトと訓る韓語なり。皇極紀に女子をもしか訓り。○夫人を。ハシカシト訓るも韓語なり。崇峻紀欽明紀に於利久と訓り。

冬十月辛未朔癸酉。幸ニ于吉野宮。丙子幸ニ御馬瀨。命ニ虞人縱ニ獵。凌ニ重嶽。赴ニ長莽。未レ及ニ移影。彌ニ什七八。每レ獵大獲。鳥獸將盡。遂ニ旋憩ニ乎林泉。相ニ羊乎藪澤。息ニ行夫。展ニ車馬。問ニ群臣曰。獵場之樂。使ニ膳夫割ニ鮮何ニ與自割。群臣忽莫ニ能對。於是天皇大怒。拔ニ刀斬ニ御者大津馬飼。是日車駕至ニ自吉野宮。國內居民咸皆振怖。由ニ是皇太后與ニ皇后聞ニ之大懼。使ニ倭采女日媛。舉ニ酒迎ニ進。天皇見ニ采女面貌端麗。形容温雅。乃和顏悅色曰。朕豈不ニ欲レ覩ニ汝妍咲。乃相携手入ニ於後宮。語ニ皇太后曰。今日遊獵。大獲ニ禽獸。欲ニ與ニ群臣割ニ鮮野饗。歷ニ問群臣。莫ニ能有ニ對。故朕

嘖焉。皇太后知斯詔情。奉慰天皇曰。群臣不悟陛下因遊獵場置
 穴人部。降問群臣。群臣默然。理且難對。今貢未晚。以我爲初。
 膳臣長野能作穴膾。願以此貢。天皇跪禮而受曰。善哉。鄙人所云貴。
 相知心。此之謂也。皇太后視天皇悅。歡喜盈懷。更欲貢。人曰。我
 之厨人兔田御戸部。眞鋒田高天。以此二人。請將加貢爲穴人部。自茲
 以後。大倭國造吾子籠宿禰。貢狹穗子鳥別爲穴人部。臣連伴造國造又
 隨續貢。

癸酉。三日也。○吉野宮。大和志云。行宮五所。一池田莊麻志口村。雄略天皇二年冬十月。幸吉野御馬瀨。即此。ごあり。○御馬瀨。又云。吉野郡麻志口村屬邑二ごあり。○虞人。左傳注に虞人掌山澤之官ごあれは。山官にあたるへけれご。なほごにては獵徒を云るなるへし。○凌重獻。集解に凌を陵に作れり。友信校本。文選西京賦に陵重獻ごあれはさもあるへし。○未及移影彌什七八。二句西京賦にあり。注に綜曰。晷景也。彌殺也。言日景未移。禽獸什已殺七八矣ごあり。訓にトヲガナ、ツヤツと訓るは。古言のさまご見えたり。源氏物語に三つが一つご云ふ詞あり。これに同じ。○相羊は。回り遊ふなり。字彙に相羊

與三朝翔同ごあり。○鮮は。生切にて。鮮肉を薄くすきて生なから食ふなり。今世にさしみ。倭名抄繪奈萬須ごあるも是なり。鱠は細切レ肉ごあり。高橋氏文に景行天皇御世に。磐鹿六鴉命か堅魚蛤を膾に爲りごご見えたり。○自割ごは。獸を自ら料理し給ふごごなり。○大津馬飼。大津は地名。攝津住吉の地を古く大津ご云り。神功紀に出。河内丹比郡大津神社式に見ゆ。是らか。此氏は姓氏錄には見えねご。文武紀大寶元年四月。遣唐大通事大津造廣人賜垂水君ごありて。姓氏錄に。垂水君。豐城入彦命四世孫。賀表乃眞稚命之後ごあれは同氏なり。氏は。元明紀和銅七年三月。沙門義法還俗。姓大津連名意毗登。授從五位下。爲用占術ご也。續風藻作者。陰陽頭大津連首ごある此人なり。同年六月。從七位下大津造元休。從八位下船人等。並賜連姓。廢帝紀寶字八年九月。陰陽頭大津連大浦。叙從四位下。賜宿禰ごごあり。考證に内藤氏曰。垂水大津自別。垂水本垂水君。有故冒大津造氏。今復其本姓ご也。後云某改其姓者多微此ごあるは信かたき説なり。さて如何なるよしを以。御者を斬玉ひけん。鮮ならず。○倭采女日媛。履中紀に見えたる日之媛ご同人なるへし。○妍咲。惠麻比は笑める狀を云ふ。萬葉集に多き辭なり。○相携手。本に手を乎に作れり。今熱田本中臣本に據て攻む。一訓にウツラカヒテ未詳。○語皇太后。本に皇字なし。集解に熱田本に據て補へり。○歷問。唱問なり。通證に各唱名問レ之ご也。紀中又トナメトフごも訓り。それも同じ。○穴人部。本に穴を害に誤る。今熱田本考本等に據る。さて穴人部ごは肉を料理る者の部なり。○理且難對。はじめ天皇の。獵場之樂。使膳夫割鮮。何と與自割ごご詔はごは。獵場にはいつも穴人部を率て來て鮮を割り。野饗せんごおもはごしめして。其御意をうち出です。何ご

なくのたまはしるに。群臣等の其裏の御意をはえさくらすて。御對申さよりしかは。甚く怒り玉へるなれど。俄に解りかたかりしも。これも理なしとは云かたし。されどかく御心を知奉りし上は。今より貢ることも未晩からしと。天皇と群臣の間を。とり直しこしらへ玉へる御言なり○矢膾。本に矢を害に誤れり。今正せり○貴相知心。天皇の御心を皇太后の解り坐るを。鄙人の云へる詞になそへて。のたまへるなり○厨人。庖人なり。倭名抄。説文云。厨庖屋也。和名久利夜とあり。名義は黒屋なり。後に内裏に黒戸と云かあるも。庖厨にはあらねと猶この意なり。物を煮焼けは烟に煤して。其屋の黒くなれるより。其わさする人をもくりや人と云なり○兔田御戸部。兔田は氏。御戸部は名なり。兔田は。大和國宇陀郡なる地名より出たる氏なるへし。系詳ならず○眞鋒田高天。眞鋒田は氏。高天は名なり。眞鋒田系詳ならず○自茲以後。この皇太后の御事に打續きてなり。次文に又隨續貢とあるにて知られたり○狹穗子鳥別。狹穗は氏。子鳥別は名なり。狹穗は大和國添上郡にあり。大倭國造なれば。其貫下に住る人を貢りしなり○臣連伴造國造。この名目始めてみゆ。集解云。按姓臣姓連者。於諸姓之中所顯也。故首曰臣連。謂伴造者。伴猶謂部。造猶謂長。世承其所。典職名。而奉仕之長者。職員令所職。内藏寮藏部。諸陵司土師之類此也。又謂八十伴男。見大祝詞。序先國造者。内官之故。とあり。漢文には書けるものなから。義理よく通えられたはこゝに注す。委しき事は前後に粗云へる注どもにて心得へし。

是月置史部河上舍人部。天皇以心爲師。誤殺人衆。天下誹謗言大惡。天皇也。唯所愛寵。史部身狹村主青。檜隈民使博德等也。

史部。本に部を戸に作る。今集解本信友校本に據る。さてこの部は集解に。史職也。下文所見。史部身狹村主青。檜隈民使博德即此也。とあるよくあたれり。故戸とあるは誤。ならんと云なり。通證に。姓氏錄曰。史戸。漢城人韓氏劉德之後也。と云文を引て。姓氏となしたる。この姓氏は。後の物にも見えて。孝廉帝時桑原直の姓。さることのやうなれども然らず。こゝはさる氏姓を置れたるには非ず。次なる河上舍人部と並へたるにてもしるへし。さらば史部は。文を讀み書く人の部を置玉ひしものとすへし○河上舍人部。記には此御世に定長谷部舍人。又定河瀬舍人。と云事見えたれども。河上舍人の事見えす。これも集解に。按四年紀。行幸吉野宮。幸河上小野。由此觀之。吉野郡河上即吉野川上。蓋爲屢遊獵于此。置舍人部于此也。と云れたるは。まことにさることなるへし。舍人部は舍人の部屬なり○以心爲師。新撰六帖。愚かなる心の師にはなりぬども。思ふおもひに身をまかせし。師心と云事漢籍佛經にも見えたり○大惡はハナハタアラクマシマスと訓へし。本の訓はわろし。惡は善惡の惡にあらず。古書には多く荒意に書り。祝詞に火神を惡子。また後の書にも惡左府惡源太惡七兵衛など。みな荒き意なり。惡人の義にはあらず。こゝもそれにて。天皇の人を殺し玉ふ荒々しき御態を申すなり○身狹村主青。身狹は氏。村主は戸。青は

名なり。姓氏錄左京諸蕃。牟佐村主。吳孫權男高之後也。とあり。元明紀牟佐村主相摸と云るあり。身狹は大和國高市郡地名。村主をスクリと訓るは例は和名抄伊勢國安濃郡名村主須久利韓語なるへし。また勝と云氏もあり。これも一なるへし。是は歸化の蕃人へ玉ひし尸にて。拾芥抄姓尸部に記せる。錦織葦屋云々の諸氏。みな村主の尸なれば。蕃人の稱を取て尸に呼へるなり。○檜隈民使博徳。檜隈は氏。民使は尸。博徳は名なり。姓氏錄右京諸蕃。檜前村主。漢高祖男齊王肥之後也。また攝津國諸蕃。檜前忌寸。石占忌寸同祖。阿智王之後也。とあり。民使は民を治めし職ツカサに據れる姓なるへし。民使は尸なれど。姓氏錄民使首とあるなどは。尸のるは。ツカサの誤なるへし。古假字にはサを七ツカサとも書れは。それよりまかひし物なるへし。さて此氏は。右の二流のうち何れならん詳ならず。姑く檜前忌寸の方として解かは。續紀三十二坂上大忌寸苅田麻呂奏請に。先祖阿智使主。輕島豐明宮御宇天皇朝に歸化す。大和國高市郡檜前村を賜はり居れり。爾後檜前忌寸族。本居を占居り。他姓は十にして一二。天平中忌寸袁志比其所由を申し。乃ち内藏少屬藏垣忌寸家磨。少領に任す。尋て大領に轉す。更に蚊屋忌寸子虫を少領と爲す。神護中に忌寸公麻呂大領に任す。此人等必ず子孫に傳へすして。三腹遞に任すること今に四世。請チカヘテ檜前忌寸を以て本郡司に任せられん事を。救して宜しく諸弟を勸ふることなく。郡司に任することを聽すへしとあり。この三腹のことは。坂上系圖に引る姓氏錄に見えて既に引り。類聚符宣抄。朱雀帝時に檜前宿禰忠明と云人みゆ。後に宿禰になれるなるへし。さて又東大寺正倉院文書に。聖武帝時山背愛宕郡人。檜前民使首志豆米賣と云る人みゆ。民使の尸にまた首の尸を加へたるものか。又異氏か詳ならず。さて右の青

博徳の二人は。外國より渡來し人の子孫にて史部となり。物書く事を掌りし部の内の人なり。

三年己亥

三年夏四月。阿閉臣國見更名磯。譖ソコチテ栲幡皇女與湯人廬城部連武彦曰。武彦汗。皇女而使任身湯人。此云奥衛。武彦之父杵苕喻。聞此流言。恐禍及身。誘率武彦於廬城河。僞使鷓鴣。沒水捕魚。因其不意而打殺之。天皇聞遣使者案問。皇女。皇女對言。妾不識也。俄而皇女賫持神鏡。詣於五十鈴河上。伺人不行。埋鏡經死。天皇疑皇女不在。恒使閭夜東西求覓。乃於河上虹見如蛇。四五丈者。堀虹起處。而獲神鏡。移行未遠。得皇女屍。割而觀之。腹中有物如水。水中有石。杵苕喻由斯得雪子罪。還悔殺子報殺國見。逃匿石上神宮。

磯特牛。磯は借字にて醜特牛なるへし。牛の強きを賞謂ふ名と見ゆ。特牛は和名抄牛馬部。特牛。辨色立成云。特牛頭。大牛也。俗語云古度比。通證云。今按以特負物得名。萬葉集事負乃牛。とあり。さらば牛に據れる名と見えたり。○譖。本に譖を讀に誤れり。今正せり。通證云。之古知爲強言也。古知與

乃利古知之古知同。と云り○湯人。史衛の事は神代紀に既に云り。さて續紀以下に湯坐と云氏もあれど。此湯人は當時此役を仕奉りし人にはあらず。湯坐の部の民なるへし。故湯人と書るなるへし。孝德紀に取湯部之馬とある即それなり。倭名抄上總國周准郡湯坐などあるも。みな此部の住るに據れる地名なり。さて廬城部は。姓氏錄左京神別。伊福部宿禰。尾張連同祖。火明命之後也。又山城伊福部同上。大和伊福部宿禰同上。伊福部連。伊福部宿禰同祖。河内五百木部連。火明命之後也。などあり。天孫本紀に。火明命九世若都保命。五百木部連祖。とあり。字には伊福部。五百木部。廬城部など書れど。みな同じ。安閑紀に廬城部連枳莒喻。其女の罪ありしを以。安藝過戸。廬城部屯倉を献りて贖ひし事見えたり。廬城は伊勢國壹志郡にあり。仁德紀に云り。集解に按延曆儀式帳曰。太神宮所管度會郡。東限五百木部淨人家。由是觀之。廬城部所家可知。と云り。さて此氏。天武紀十三年十二月。伊福部連賜姓曰宿禰とあり。又君姓なるもあり。東大寺正倉院文書に。文武帝時美濃味蜂間郡主政伊福部君福善。山方郡人五百木部木枝みえ。續紀元明紀に伊福部君荒當あり。三代實錄清和紀に。侍醫五百木部公全成あり。大日本史氏族志に。三代實錄。光孝帝時。有石見藤原部大領伊福部直安道。伊福部氏家譜。文武帝時有。因幡法美郡人伊福吉部臣德足比賣。四宮記。有備前權博士五百木部首利生。諸族並不詳。同否。とあり。○汗皇女。通證に今按皇女侍伊勢祠故曰汗とあり。されど信友校本に奸に作れる方勝るへし。集解には姦に改めたり○任身は妊娠に同じ。信友校本任を姦とあれど。本のまゝにてもよろし○流言。ツテコトは傳言なり。紀の歌また萬葉等にみゆ○誘率。訓詳ならず。安康に聘をアトへと訓めるとは同じからず。また萬

葉集に御軍士乎。阿騰毛比賜ヒトモヒなどある。阿騰毛比の略ともきこえず。よく考へし○廬城河は。仁德紀に廬杵河に作れり。伊勢壹志郡にあり。廬城部連かすめる近傍なりしなるへし○神鏡。釋云。先師說。神鏡者内侍所也。とあるは非なり。これは皇女の御身に副持玉ふ御鏡なり○經死。本に經を經に誤。今正せり。訓は垂仁紀にもみえたり○東西の訓。催馬樂歌源氏物語等に見えたり。菅家詩に。東行西行を。トサマニユキカウサマニユクと訓り。トカクは左右の字をあつ。サマは方なり○虹見云々。倭名抄。虹和名爾之。集解云。按靈異之物所隱沒。必有氣而見。是其精也。と云り。草薙劔の上に。常に紫雲の見えたると同じ事なり○腹中有石。通證云。蓋是醫書所謂石痕也。と云り○報殺。訓タムカヒは。タムクイの誤なるへし。手報タムクイなり。通證に多牟加比見神武紀歌とあるは誤なり○逃匿の上。信友校本に別に國見二字あり。報殺をタムクイコロサムトスと訓るに據れば。原はしかありしなるへし○石上神宮。この神宮のことは已に云り。こゝは神宮の境内なり。重胤云。神境を犯して刑官の入ること能はざる御定あり。又罪ありと雖も神地に納る者は。免して指おかせ玉ふ。御宥恕の御處分おはします。公法ホウなどもやありけん。枳莒喻其子武彦の仇。國見を報殺したれども。其罪の身に及はむ事を恐れて。石上神宮へ逃入たりしを。公よりも強て探索させおはしまさざりけらし。枳莒喻を追捕し玉はさる趣なりと云り。これは今本のまゝに解れたるなれど。なほ神宮に逃入りしは國見の方なるへし○此天皇三年己亥の事とて。東國通鑑。慈悲王二年夏五月。倭以兵船百餘艘。襲新羅東邊。進圍三月城四面。矢石如

四年庚子

レ雨。王固守。賊將退。出レ兵擊敗之。進ニ海口。賊溺死者過半。とあれど。思ひあはすへきことなし。

四年春二月。天皇射獵於葛城山。忽見長人來望丹谷。面貌容儀相似。天皇知是神。猶故問曰。何處公也。長人對曰。現人之神。先稱王諱。然後應導。天皇答曰。朕是幼武尊也。長人次稱曰。僕是一事主神也。遂與盤于遊田。駟逐一鹿。相辭發箭。並轡馳騁。言詞恭恪。有若逢仙。於是日晚。田罷神侍送。天皇至來目水。是時百姓咸言有德天皇也。

葛城山。大和志云。葛上郡葛城山。連ニ亘葛上忍海葛下三郡。西嶺西隸ニ河州。第一峯曰高天山。又呼ニ金剛山。高三百丈。山頂有寺。山脈東出。又有高天村高天山。とあり。○丹谷。文選七命に登ニ翠嶺。臨ニ丹谷。とあり。訓は谷峽の義なり。○現人之神。顯はれて人の體なる神と云事なり。景行紀に詳なり。○應導。本に導を導に作る。今考本竟宴和歌集に引るに據て改。○一事主神。神名帳大和國葛上郡葛木坐一言主神社。名神大相是なり。此御社。今森脇村と云にあり。文德實錄嘉祥三年十月。葛木一言主神等授正三位。三代實錄貞觀元年正月。正三位勳二等葛木一言主神等奉授從二位。さて此神は。舊事紀に素盞鳴尊兒葛木一言主神。坐

倭國葛上郡とあれど。他に見えず。また通證に引る。或曰事代主命一言以決天下大義。焉知非一言主神。とあるも推測言なり。さて又釋紀に引る土左國風土記に。有土左高賀茂大社。其神名爲一言主神。一説曰。味鋤高彥根命。曆錄曰。雄略天皇四年。獵于葛城山云々。或説云。時神與天皇相競。有不遜之言。天皇大瞋。奉移土左神。隨而隱。以祝代之。初坐賀茂之地。後遷于此社。而高野天皇實字八年。從五位下高賀茂朝臣田守等奏。而奉迎。鎮於葛城山東下高宮岡上。其和魂猶留彼國。多氏古事記曰云々。大神答曰。吾是吉事一言。凶事一言。言放之。葛木一言主神也。天皇大驚。下馬而拜。百官羅拜。大神答拜。又如天皇而射狩山獸。言語相通者。蓋疑此時有不恭之語乎。論者曰云々。以上風土記文あり。記傳云。そもく此風土記の説は。高賀茂神と一言主神とを。一に混へたる物にして非なり。かの土左國に遷され坐しは。高賀茂神にこそあれ。一言主神には非ず。此天皇の此山に御獵の時に。現坐りし事の狀の。よく似たるに依て混ひつるなり。されど一言主神の御事は。記紀に見えたる如くなれば。放逐られ玉ふべき由なければ。かの高賀茂神の事とは別事なり。されは釋紀に此一言主神の處に。彼風土記を引るも誤なりと云れたり。なほ續紀天平實字八年の文の考證。土佐國の下にもこれを辨へて。狩谷氏曰。按風土記前説以高鳴神爲一言主神者誤。當據後説爲正。與雄略紀所載一言主神之事。自別不可混也。注云。今檢前紀不見此事。亦可證。又按風土記。土左高賀茂大社。即神名式所謂土左郡都左坐神社是也。今猶號高鳴大明神と云り。なほ此神の御事は世俗に種々云る事あれども。みな誤れ

る。こと記傳に委く辨へ云れたり。○有若逢仙。通證云。逢仙唐詩逢著仙人。莫觀基。一說逢當作逢。謂蓬萊之仙。卓氏藻林蓬仙駕。仙馭也。龍駕辰蓬山。云云。○至來目水。大和志云。高市郡檜前川。源自高取山。歷檜前。至真弓。曰真弓川。經三瀨。至久米。曰久米川。とあり。倭名抄高市郡久米。○記云。一時天皇登幸葛城山之時。百官人等。悉給著紅紐之青摺衣。彼時有。其自所向之山尾。登山。上。人。既等。天皇之鹵簿。亦其裝束之狀。及人衆相似不傾。爾天皇望令問曰。於茲倭國。除吾亦無王。今誰人如此而行。即答曰之狀。亦如天皇之命。於是天皇大怒而矢刺。百官人等悉矢刺。爾其人等亦皆矢刺。故天皇亦問曰。然告其名。爾各告名而彈矢。於是答曰。吾先見問故。吾先爲名告。吾者雖惡事。而一言。雖善事。而一言。言離之神。葛城之一言主之大神者也。天皇於是惶畏而白。恐吾大神。有宇都志意美者。不覺白而。大御刀及弓矢始而。脫百官人等所服之衣服。以拜獻。爾其一言主大神。手打受其捧物。故天皇之還幸時。其大神滿山末。於長谷山口。送奉。故是一言主之大神者。彼時所顯也。とあり。記傳云。彼時所顯也。とは。上に宇都志意美と見え。書紀に此大神御みつから現人之神と詔へる如く。現御身の顯れて見え給へるを云なるへし。と云り。○有德天皇は。通證に與上文大惡天皇也。相照應と云り。まことに此天皇の大御上は。御心も御行も。はかり難き御事ともありて。其世にもかく種々に其時々。に據て申上奉りしなるへし。

秋八月辛卯朔戊申。行幸吉野宮。庚戌幸于河上小野。命虞人一駟獸。

欲躬射而待。虻疾飛來。嗜天皇臂。於是蜻蛉忽然飛來。齧蟲將去。

天皇嘉厥有心。詔群臣曰。爲朕讚蜻蛉歌賦之。群臣莫能敢賦者。

天皇乃口號曰。野磨等能。鳴武羅能陀該爾。之之符須登。拖例柯舉能。

居登。飫哀磨陞爾麻鳴須。一本以飫哀磨陞爾麻鳴須。 飫哀枳彌簸。賊據鳴枳舸斯。

題。拖磨々枳能。阿娛羅爾陀陀伺。一本以陀陀伺。 施都魔枳能。阿娛羅爾陀陀。

伺。斯斯魔都登。倭我伊麻西磨。佐謂麻都登。倭我陀々西磨。陀俱符羅爾。

阿武柯枳都枳都。曾能阿武鳴。枳豆波野野俱譬。波賦武志謀。飫哀枳彌。

爾磨都羅符。儺我柯陀播於柯武。枳岐豆斯麻野麻登。一本以婆賦武志謀以下。易。

蘇羅彌豆。野磨等能矩儺。因讚蜻蛉名。此地爲蜻蛉野。枳矩能御等。難備於婆武登。

鳴。枳岐豆斯麻登以符。

戊申。十八日なり。○庚戌。二十八日なり。○河上小野。神名式川上鹿鹽神社あり。大和志云。在。尾尾東川南國。三村之交。今稱大藏明神。

また川上西陵新待賢門院。志云。在。高原村。 また川上陵南帝。志云。在。野谷村。 郷名に賀美。上莊。那珂。中莊。

資母。麤などもあり。記には幸_ニ阿岐豆野_一而御獵之時とあり。志に在_ニ川上莊西河村_一と云り○此。次には蠶とあり。同字なり。和名抄に説文云。蠶_レ人飛虫也。和名阿夫。記に蝸字を書り。記傳云。蝸は字書には見えされども。皇國にて古に書ならへる字なるへし。然る類多し。とあり○蜻蛉。本にカケロフと訓は和名抄にも見えたれど。後の名なり。アキツと訓へし。神武紀に既に云り○野磨等能。大和之なり。記には美延斯怒能とあり○鳴武羅能陀該備。於_ニ小牟漏岳_一なり。大和志。小牟漏岳。在_ニ國栖莊小村_一上方。青峯喬聳。溪水遶_レ麓。山中有_レ祠。とあり。記には袁牟漏賀多氣爾○之之符須登。猪鹿伏となり。伏すとは隠れて在を云なり○拖例柯舉能居登。誰_カ此事なり○飢哀磨陸備麻鳴須。大前に奏なり。右の二句記には多禮會意富麻幣爾麻袁須とあり。さて一本飢哀積彌備麻鳴須は大君に奏すなり。本に彌を珍に誤れり○飢哀積彌。賊據鳴枳舸斯題。本に賊を賦に誤れり。今正せり。大君者其を聞してなり。聞てをきかしてと云は敬語なり。其事を聞食してと云か如し○拖磨々枳能。玉纏之なり。玉を纏て飾れる牀なり。太神宮神寶二十一種内。玉纏横刀一柄あり○阿娛羅備陀々伺。釋に胡牀に立しなりとあり。守部云。今俚言に平座を阿具良加久と云めるは。此胡床に坐時の居貌なるを云傳へたるならん。陀々伺は出立して胡床に坐を云なり。胡床の床に立ておほしと云り。一本伊麻伺は坐なり○施都魔枳能。ますと云にはあらず。倭文纏之なり。延喜式倭文纏刀形○斯々魔都登。猪待となり○倭我伊麻西磨。朕坐者なり○佐謂麻都登。眞猪待となり。佐は眞に同じ○倭我陀々西磨。朕立者なり。陀々西磨は立者の伸りたる言にて。立

賜者と云意なり○陀俱符羅爾。手胼になり。腕は足の胼と同じければ手の胼なり。和名抄に陸詞云。胼脚胼也。訓古無良。とあり。説文に胼腫也と云り。腫もこむらなり。字鏡には蹲踞腹也古牟良とあり。俱古符牟共に相通へり○阿武柯枳都枳都。此搔着つなり。記には下の都の助辭なし○曾能阿武鳴。其蠶をなり○阿枳豆波野俱譬。蜻蛉速昨なり。或人云。此阿枳豆の豆を記傳に濁音によみとりて。蜻蛉をもアキツとよめるは非なり。豆は清濁に涉れずは。此は清てよむへし。仁德紀に阿企菟辭摩清音の證なり。と云れたる。さることなり。記傳云。昨_{クヒテ}而_ヲ添_テ心得へし。さて此下に意をこめて次の句につくくなり○波賦武志謀。或人云。萬十八に。大君爾麻都呂布物能等あるをほしめ。個此語多かれは。應都羅符は假名遣へるやうなれと然らず。是は奉の蚊虫もなり○飢哀積彌備磨都羅符。大君に奉仕なり。延語にて。知をシラスともシロスとも云るに同例なるをやと云り。○儺我柯陀播於柯武。汝之形者將置なり。形は形見なり○阿枳豆斯麻野麻登。秋津洲日本なり。重胤云。此は即汝か名を負る此秋津島倭國に。形を遣し置て。此を蜻蛉野と號けんこと宜ふ意なるへし。然れども此はよくせずは。此時の蜻蛉の功に依て。國名を秋津洲と號け玉へることく聞えて混れぬへしと云り。記傳に。これは汝か形は置むとあるを思ふに。此地を蜻蛉野と名けて。汝か名を遣し置むと云意と聞えたるに。結の蜻蛉島儺と云こと心得かたし。傳の誤には非るか。契沖是に二の意を云れども。共に通えかたき説なり。と云れたれど。右に云る説にて聞ゆるなり。○一本阿矩能御等は。如此なり○難備於婆武登は。名に將負となり。登は後世に登豆と云意なり○蘇羅彌豆。虚空見なり○野磨等能矩備鳴。句阿枳豆斯麻登以符。日本國を秋津洲と云なり。これは記と同じ。五句の總ての意は。記傳云。今蜻蛉か云々して。此倭國の名を己か名に負持て。かくの如く朕に仕奉りて功を立てむとて。其爲に豫て古より倭國を。蜻蛉島とは云なりけりと

詔ふなり。其は古より此倭國を蜻蛉島と云事は。今かくの如く。蜻蛉が朕に仕奉て。功を立て。國名を己か名に負むとてのためと云く取成して詔へるに。も同じことなり。さて此は實にさるには非れども。たましく此虫名の。國名に同じきに因て。此虫の功を讓玉はむとて。かて。是歌のつねなり。と云れたるか如し。一篇の總ての意は。大和の小牟瀨岳には。さまた猪鹿も居らなくに。誰か多く居りと朕に奏せしそ。天皇は其を聞して。玉を飾り倭文を纏る胡床に立して。今か出來と其猪鹿を待居坐るほごに。猪鹿は來すして。手肘に此搔着つ。心あれや其此を。蜻蛉速來て昨もて去ける。昆虫も天皇に仕奉れば。汝か形を置きて。此地を蜻蛉野と號けん。即汝か名に負へる。此秋津島倭國に。と云るなり。○因讀蜻蛉名此地爲蜻蛉野。汝か形は置んと云御歌を承たる文なり。さて此野は。上文に所謂河上小野なり。懷風藻藤原朝臣史遊吉野詩に。夏身夏色古。秋津秋氣新。萬葉集に。吉野國之花散相。秋津乃野邊。また秋津野爾。多奈引雲能。などなほあり。こゝを中古後の歌には。かけるふの小野と誤りたるは。こゝの非訓より出たるなり。

五年辛丑

五年春二月。天皇狩獵于葛城山。靈鳥忽來。其大如雀。尾長曳地。而且鳴。曰。努力努力。俄而見逐。嗔猪。從草中暴出。逐人。猶徒緣樹大懼。天皇詔舍人曰。猛獸逢人則止。宜逆射而且刺。舍人性懦弱。緣樹失色。五情無主。嗔猪直來欲噬。天皇。天皇用弓刺止。舉脚踏殺。於是田罷欲斬舍人。舍人臨刑而作歌曰。野須瀨斯志。倭我飢哀枳瀨。

能阿蘇磨斯志。斯斯能。宇拖枳舸斯固瀨。倭我尼得能哀利志。阿理鳴能。宇倍能。婆利我曳陀阿西鳴。皇后聞悲。興感止之。詔曰。皇后不與。天皇而顧舍人。對曰。國人皆謂。陛下安野而好獸。無乃不可乎。今陛下以嗔猪故而斬舍人。陛下譬無異於豺狼也。天皇乃與皇后上車。歸呼萬歲曰。樂哉。人皆獵禽獸。朕獵得善言而歸。

靈鳥。按に靈鳥とあれは。此當り所知らず神の。假に鳥の形に顯れて。天皇をさとし奉れりしものなるへし。○努力努力。下文二十三年紀に。努力をユメと訓るに據て。こゝをもユメユメと訓へし。皇極紀に。又努力努力とあり。また大職冠傳にも。努力努力一箇打殺とあり。爾要努力用心也。とあるか如く。心してな懈りそと云意なり。○懦弱。下文法。欽明紀微弱訓同し。記清寧段歌に。意富多久美。袁遲那美許會。佛足石歌。乎堀奈伎也。和禮爾於止禮留云々。續紀宣命にも見えて。みな拙なき意なり。○失色。訓オムリ云々はオモヘリアヤマリの誤なり。○五情無主。訓は心鈍けの意なり。○弓の訓美多良志は。美止良志の轉なるへし。御執なり。萬葉集に御執乃梓弓云々。○舍人臨刑而作歌。記云。一時天皇登幸葛城之山上。爾大猪出。即天皇以鳴鏑射其猪之時。其猪怒而宇多岐依來。故天皇畏其宇多岐。登坐椽上。爾歌曰。とありて甚く異なり。歌の下に云へし。○野須瀨斯志。倭我飢哀枳瀨。

能。既に出○阿蘇磨斯志。所遊なり。射賜へるを云り。記に天皇の鳴鏑を以射其猪よし見えたり。契
 冲か貴人の所爲を阿蘇婆須と云と云れたるか如し。このこと神代紀鳥遊の下に云り。記傳云。阿蘇夫
 を尊みて阿蘇婆須と云る。今世の言も同じ。さて其よりうつりて今世には。凡て爲と云ことを尊みて。
 被^レ成^ナとも被^レ遊^ハとも云り○斯々能。句宇拖枳舸斯固彌。猪之怒畏みなり。通證云。古事記曰。其猪怒而。
 宇多岐依來。宇多岐即怒聲。今云宇奈留蓋是也。とあり。或人云。播磨風土記多可郡都麻里條。阿多加野
 者。品太天皇狩於此野。一猪負矢爲阿多岐。故曰阿多加野。とある阿多岐。即此宇拖枳に同かるへし
 と云り。記には斯々能の下に。夜美斯志能の一句あり。病猪之にて俗に所謂手負猪なり。此紀なるは脱
 せるなるへし○倭我尼得能哀利志。我逃登しなり○阿理鳴能字倍能。記傳云。阿理袁は師の荒岳なり
 と云れたる宜しかるへきか。延佳も荒峽と傍荒礙などの例なりと云り。守部は、契沖か尾と云る説に因て云く。在
 丘上之にて。在は存在の意なり。恒には在立
 在待。在て久しなと用言に云つとくれと。萬葉一に在根真對馬の波とあれば。體語へも云つとくへきなり。在某と云もさまくあり。此
 にては俗に在合せたと云意に云るなり。されは此句は。猪のうたきを長みて。いかにせんと思ひわたるに。をりしも其地に在合せたる。
 丘の種木にのほりて。通れたるよ。さて記には字倍能の三字なし○婆利我曳陀阿西鳴。榛之枝吾兄をなり。記に
 しに云なりと云り。なほ考へし。さて記には字倍能の三字なし○婆利我曳陀阿西鳴。榛之枝吾兄をなり。記に
 登坐榛上とあるこれなり。さて右の榛を記傳云。波理能紀と訓へし。たゞ波理能のみ
 訓むはわるし。今俗に波牟能木
 と云物なり。萬葉の歌に榛とあるも是なり。皆波理と訓へし。波岐と訓
 て蘇と心得たるは誤なり。と云れたり。但し波岐と訓て萩と心
 得たるは誤なりと云れたれど。集中萩にも榛を書て。ハキと訓せたる處あり。偏に誤と云かたし。一卷
 に引馬野爾。仁保布榛原。入亂。衣爾保波勢。とあるなどは。今云花咲萩なり。この榛萩古來種々の説

ありと雖。みな信かたきを。こゝに木村正辭か榛萩萩芽訓義論と云ものに云。榛萩二字古訓波按岐。皇
 國古人借薄爲須々岐。借榛爲波利乃木。蓋義並取叢生也。草叢生曰薄。木叢生曰榛。並見廣雅。但萩是草類。而用榛字。
 者假借耳。日本書紀延喜式或亦用榛字。此變木旁从艸也。詩云山有榛。又云其葉萋々。並非此義。又
 致。榛訓波利而借波岐者。猶山振訓也。麻夫岐也。利與岐古言通。神代紀上卷。背揮此云志理幣提
 爾布俱。古事記載其事。作於後手。布伎都々。蓋謂振於後手也。可證矣。播磨風土記云。萩原里
 古所。以名萩原者。息長帶日賣命。韓國還上之時。御船宿於此村。一夜之間生萩根。高一丈許。仍名
 萩原。即關御井。故云針間井。亦可見波利波岐通也。一攷未能自定。書以俟識者擇採。と云る此
 説大方宜し。按に榛をも萩をも通してハキと云りと云るに付て考るに。ハキは枝葉の生繁れるを云名
 にて。所謂叢
 生なり。それをまたハリとも云るなるへし。ハリも草木の葉の茂れることなり。萬葉に春は張作と。
 木の芽の生茂れるをよみし歌あり。なほ藤をもハキと云る例あり。塵俗に藤は木歟草歟と云る條に。
 藤は篇にしたかへは。かつらの類なれば草なるへし。昔尾張國に春日部郡國造川瀬連と云ける者。田を
 作たりけるに。一夜の間に藤生たりけり。あやしみてそれを切弄ることもなかりけるに。其藤大にな
 りけり。其故に此の田をばはぎ田と云ると云りとかや。此事を菅清公卿の尾州記に云るには。其藤漸
 大にして如樹。遂號藤木。俗云
 波木田と云へり。俗には藤をばはぎとも云にこそ。如樹と云へは。うちた
 へてもとより木と云へきにあらざるへき。仁和寺にもふちの木と云所あり。是も同心歟とあり。これ

にて藤をも波木と云し事知へし。藤も甚く葉の生茂れるものなればなり。榛も田舎などには。あまた植置て。其生茂れる枝を切て。薪にもするものなれば。自ら其名を負しなるへし。但、榛字は右の如く叢生より假來れる字にて。正字にあらざる證は。これも右の塵俗に朴をエノ木とよめる條に。圖注本草に原朴釋云。其樹名榛。木高三丈。徑一二尺。春生葉如檲葉。四季不凋。紅花而青實。皮極鱗如皴而厚紫色。と云り。尋常には榛字をはしはみとよむ。又榛原とかきてはいはらとよむ。玉篇には榛字を兩所に出て。果は似小栗と云へり。尾張國山田郡山口郷の内に。有張田邑。尾州記云。昔此間多榛。俗謂之波里云々。張指が榛は小橋也。出武陵云々。李善曰榛林栗林也。と云り。凡榛字みたれあひて一准ならず。まことひ安きなり云々。などあるにて一定せざりし事知へし。さてかく辨へて思へは。契沖か説に。顯昭萩と榛とを一に云れと。萬葉に草のはきを芽とも芽子とも書り。木のはきに榛字を書り。榛ははりなり。はきと云は。はり木と云へきを。りもしを略せるなり。と云れたるは。中々に誤りにて。顯昭説の方まさされり。但し顯昭の説また記傳に。萬葉に榛と書るは波理なり。たごひ波岐とは訓とも。萩のことには非ず。又萬葉なる榛を波岐とは訓へきに非すとて。種々云れたるもみな誤なり。萬葉なるは所によりて。波理とも波岐とも心得へきなり。かの一巻なる引馬野歌。また狹野榛能。衣爾著成。なごみな萩なり。十四卷なる。伊可保呂乃。蘇比乃波理波良。和我吉奴爾。都伎與良之母與云々。とあるを以て。波理波岐と通はせて云ること知へし。阿西鳴は。景行紀日本武尊の御歌に。比苔菴麻菴阿波禮とあ

るを。記に比登都麻都阿勢衰とあり。吾兄をば吾兄よの意なり。なほ彼御歌の處に云り。さて此の句には。波理能紀能延陀とのみあり。阿西鳴三言脱たるなるへし。かくて記傳云。此歌舍人か作るをせら方勝りて聞ゆ。わかおほきみの云々と云て。わかにけのほりしと云る。必天皇の御歌とは聞えず。但し云々阿西鳴とよめるは。此樹に登りて命たすかりける時に。よめりこそ聞えたれ。臨刑而作るさまには非ず。と云れたる。まことにさることなり。今其意にて一首の意をとかは。わか大君の射とめさせ玉ひたる。手負猪の飛かゝらんとする勢の懼ろしさに。いかにせんと遁けまごひしを。をりしも其處なる榛の木に登りて免れつ。此榛木吾兄よ。吾命を助け得させたるよとなり。○願舍人。集解に願下與字を補ひたり。それは劉向新序に。梁君忿然作色而怒曰。襲不與其君。而願與他人。何也。とあるに據れるなり。○安野而好獸。晏子春秋に。國人皆以君安野而不安國。好獸而惡人。無乃不可乎。とあり。これも集解に引り。○豺狼。倭名抄兼名苑云。狼一名豺。說文云。狼。和名於。似犬而銳。白頰者也。とあり。通證云。蓋大神也。昔明日香地有老狼。土民謂之大口神。故其地名大口真神原。見風土記。萬葉集云。大口能。真神之原爾。零雪者。とあり。今按名義大噉なるへし。本草李時珍曰。能食雞鴨鼠物。とありて。生類をよく取食ふものなれば。大噉とも真噉とも云しなるへし。大口と云るも其より名けたるものに見えたり。○呼萬歲。通證云。朗詠集云。萬代止三笠乃山會呼布那留。天下古會手伸可流良之。今按呼萬歲者。臣壽君之辭。漢武帝紀。史項羽紀。藺相如傳等皆同。此紀君自呼之爲異耳とあり。○獵得善言而

歸。記傳に此詔を論ひて。いと漢めきてこそ聞ゆれ。皇國の上古の人の云へき言にあらず。まじて此天皇など。いかてか然ることを詔はむ。と云れたるはさる事にて。既に集解に引る新序雜事に。公孫襲對曰。今主君以白鴈之故。而欲射人。襲謂主君言無異於虎狼。梁君援其手。與上車歸。入廟門。呼萬歲。曰。幸哉今日也。他人獵皆得禽獸。吾獵得善言。而歸。とあるに據られたるなりけり。

夏四月。百濟加須利君蓋鹵王也飛聞池津媛之所適稽女郎也燔殺。而籌議曰。昔

貢女人爲采女。而既無禮失我國名。自今以後。不合貢女。乃告其

弟軍君岷支君也曰。汝宜往日本。以事天皇。軍君對曰。上君之命不可奉違。

願賜君婦。而後奉遣。加須利君則以孕婦。既嫁與軍君。曰。我之孕婦。

既當產月。若於路產。冀載一船。隨至何處。速令送國。遂與辭訣奉

遣於朝。六月丙戌朔。孕婦果如加須利君言。於筑紫各羅島產兒。仍名

此兒曰島君。於是軍君即以一船。送島君於國。是爲武寧王。百濟人呼

此島曰主島也。秋七月。軍君入京。既而有五子。百濟新撰云。辛丑年。蓋鹵王遣弟岷支君。向大倭。侍天

皇以脩先王之好也。

飛聞。通證云。史武安侯傳有蜚語。梁松傳縣飛書。注無根而至若飛來也。○軍君。次にコニキシと訓るよろし。君をキシと云は韓語なり。さて岷支君はコニキシにて。キを一略けるなり。武烈紀に混支王とあり。○上君之命。本に之字脱せり。今中臣本に據て補ふ。○各羅島。詳ならねど。西川須賀雄云。肥前國東松浦郡唐津の西波戸御岬より。三里北の澳に一孤島あり。加唐島と云り。何はかりの島にもあらぬ故に。世に取たてて云人もなければ。各羅島は此加唐島なる事疑なし。但し紀にカハラと訓を付たれど。各はカ、の假名に用たる事。美濃國の郡名各務をカ、ムと呼ぶか如しとて。此各羅をカ、ラと訓たり。さる事にもあるへし。されど各を本にはカホラとよめり。カハラと訓たるはあらず。此地名武烈紀にも見えてカワラと假字付せり。カクをカワに用たるか。高山此事字音轉用例にも云れたり。通證に。倭名抄筑前國志摩郡韓良志麻を引たるは押當なり。○島君。通證云。世末伎之蓋韓語也。百濟新撰作斯麻王。見武烈紀。中山記大島亦名島父世麻。世麻與斯麻通。武備志。世作失。とあり。○武寧王。武烈紀四年に立島王爲武寧王とあり。○主島。武烈紀にニリムセマと訓り。韓語なり。○五子。本に五を吾に誤る。今正して引り。二十三年紀に見えたり。○辛丑年は今年なり。○蓋鹵王の下。本に遣王の二字衍れり。

六年春二月壬子朔乙卯。天皇遊乎泊瀨小野。觀山野之體勢。慨然興感歌曰。舉暮利矩能。播都制能野磨播。伊底拖智能。與慮斯企野磨。和斯里底能。與慮斯企野磨能。據暮利矩能。播都制能夜麻播。阿野備于羅虞波斯。阿野備于羅虞波斯。於是名小野曰道小野。

乙卯。四日なり。○泊瀨小野。大和志云。城上郡泊瀨小野。初瀨村西。○慨然興感歌曰。山野の體勢の美はしきを見そなはして。何ぞなく賞歎したまへるか。守部云。解の後注に。此興感とあるは。そのかみ愛しみ玉ひし妃な感を興して。かくよみ坐るにやと云り。信にさる事とそ聞えたる。朝夕見玉ふ山野の體勢のみならんには。かく。○舉暮利矩能。釋は詔ふまじきうへに。慨然興感と書る。思し出る事なくてはあらし。此意を得て御歌の意を味ふへしと云り。○紀。龍國也。言與區也。萬葉集曰。隱口泊瀨山とあり。通詔云。隱口也。蓋泊瀨山口蒼蔚。故爲三枕辭也。泊瀨或用長谷字。亦可見其義。と云へり。萬葉枕詞解云。この詞は隱國と書るか正字にて。山ふところ弘くかこみたる所なれば。龍國の長谷とはいへるなり。と云説は。さることにあるへけれど。なほ思ふに。此山昔より木立繁盛なりしことしるれば。隱國隱口隱久隱來など書たるは皆借字にして。木盛處之長谷と云なるへし。木高く盛えたるを木盛と云へきは。卷六歌に。布宮乃宮者百樹成。山者木高之云々。とあるにて意得へし。木立の繁りたるを毛理といふことは。古に例多し。久は伊豆久(何處)の久にて處を云なり。彼處。倭姫命世記に。許母理國志多備此處宮處。また在所隱所與所などの。許も可も通ひて同言なり。と云り。いかとあらん。之國とあり。○播都制能野磨播。泊瀨山者なり。大和志云。泊瀨山。初瀨村上方有。與喜山。消灰坂。塙倉等支別。嶺回俗曲。山口驕蹊。因呼隱口。とあり。○伊底拖智能。本に底を麻に誤。契沖云。麻當作底。出立也。と云り。萬葉十三。隱來之。長谷之山。青幡之。忍坂山者。走出之。宜山之。出立之。

妙山叙○與慮斯企野磨。宜山なり。守部云。與慮斯とは。因依寄歸等の字を。ヨルと訓と同意の言にて。即依添て睦しく親しき山の意に詔ふなり。萬葉一。耳高之青菅山者。背友乃。大御門爾。宜名倍。此宜も。互に親み依り。並ふ意の言なり。とあると合せて。此も朝倉大宮に宜並ひて。向立る意なる事をささるへし。然るを昔より。此與慮斯を充滿足意の語とのみ心得たるから。あまたの歌を解ひかめたりと云り。○和斯里底能。走出之なり。守部云。萬葉二。打蟬等。念之時爾。取持而。吾二人見之。趨出之。堤爾立有。概木之。或出立之。百兒概木。とあり。此も上の伊底拖智乃と云と同意なるを。少詞をかへて對し玉へるなり。此出立走出を。抄已下の古注等に。山のたすまひを云と云れと然らず。此は這入の反對にて。後撰春上。妹か家のはひりに立る青柳に。今や鳴らむ鶯の此方より出立向ひを云なり。見わたすを打わたす。家を出るを。朝月出など云も。このよしなり。景行紀に。亦進相摸。欲往上總。望海高言曰。是小海耳。可立跳渡。とある此立跳の立は。出立の立に同く。跳渡の跳は。走出の走と同じ。されは此山は朝倉宮に真向ひて。常に立馳にも出て見玉ふ地なりければ。出立とも走出とも詔ふなり。和斯里。波斯里。と云り。○阿野備于羅虞波斯。奇爾裏妙なり。これらの言の義は既に云り。萬葉十三に。浦妙山會。泣兒守山。などあり。さて此句を重ね云るは。其意を深めむか爲めなり。○一首の意は。通えたるか如し。守部云。隱城の泊瀨山は。朕御門の走出に出立して。親しく愛しき山なるを。思ふ人を擧りしより。此野に出見る毎に。あやにくくうつくしまるまよとなり。萬葉十三に。隱來之。長谷之山。青幡之。忍坂山者。走出之。宜山之。出立之。抄山叙。情山之。荒卷情毛とある。是も結の二句を思ふに。よく此大御歌の意を得たる人。吾かおもふ人を擧て後。其意などの荒れゆくを嘆てよめるなりと云り。○道小野。道は山邊道勾之岡上。山邊之道上。などの道に同じく。人の往來ふ大道に在小野と云故の名なるへし。守部云。是も出立の野なる故に。其御墓にかよふ小野とは名に負るなるへしと云り。

三月辛巳朔丁亥。天皇欲使后妃親桑。桑以勸蠶事。爰命螺贏。螺贏也。此云。須我屬。聚國內。蚕於是螺贏誤聚嬰兒。奉獻天皇。天皇大咲。賜嬰兒於螺贏。曰。汝宜自養。螺贏即養嬰兒於宮墻下。仍賜姓爲少子部連。夏四月。吳國遣使貢獻。

丁亥。七日なり。○使后妃親桑云々。重胤云。上古は后妃と雖。猶此事を物爲させ玉へりしなり。况て天下此事の盛なりし事は。此に國內の蠶を令レ聚給へるにても灼然き者なり。仁賢紀八年に。是年五穀登行。蠶麥善收。遠近清平。戸口滋殖焉。と有にて。農と桑とを並へさせ玉へりと云り。農桑と云事。景行紀に出たり。さて此なるは。禮月令に。季春之月。后妃親桑。親桑向。桑以勸蠶事。と云事に倣はせ給へるにや。○螺贏。倭名抄。爾雅注云。蠶始似蜂而細腰者也。兼名苑云。一名螺贏。和名佐曾里。通證云。墻囊抄曰。佐曾里者。佐々利蜂也。常陸國人云。賀蘇里是也。今按萬葉集云。腰細之。須輕娘子云々。今俗名。此虫云。似我蜂とあり。佐曾里は刺針なるへし。この虫に據れる人名なり。○蚕。中臣本蚕に作る。考本蠶に作る。いつれも同じ。さるは蠶は養蠶と云時は。其飼はるる蠶の事に。其本語は蠶なり。故に蠶と兒と誤りて嬰兒を奉りしなりけり。○汝宜自養。通證に私記曰。螺贏取他子。爲己子。因此爲名。詩云。螟蛉有子。螺贏負之。陸璣似蜂而小腰。取桑虫負之。于木空中。七日而化爲其子。と云を引きたれど。こゝはさるることに象りて詔へるにはあらず。自ら其らの事に合

へるなり。○宮墻下。墻下中臣本之字あり。これは大宮の邊の家に養ひたるなり。○少子部連。記に神八井耳命者。意富臣。小子部連等之祖也。姓氏錄和泉皇別。小子部連。神八井耳命之後也。左京小子部宿禰。多朝臣同祖。神八井耳命之後也。大泊瀬幼武天皇御世。螺贏所遣諸國。收斂蠶兒。誤聚小兒。貢之。天皇大晒。賜姓小兒部連。日本紀合。とあり。天武紀十三年十二月。小子部連賜姓曰宿禰。此御時に尾張國司小子部連鉤と云人あり。倭峨紀に武藏人正六位下小子宿禰身成あり。仁明紀に従五位下小子連諸主あり。東部王記に醍醐帝時小子百雄あり。後には部字を省きしものなるへし。○吳國の事は。既に應神紀に云り。案に吳國の貢獻は。仁德五十八年の後中絶せしや。又序なくして洩しとにや。委は知かたし。然に當時彼國號を。魏或は晋など云れど。然名等は我に知らず。唯皇國に近處の地名を以。彼か一圓に呼廣めし例なれば。前に朝貢せしは東晋の廢帝にて。此に貢獻せしは宋武帝なること。論を俟たで明らかなり。さて是歳は南宋孝武帝大明六年にあたりて。其實は宋朝の使なり。されどこれは。仁貢とあると共に疑し。思に韓人の僞れる所爲なるへしと記傳に云へり。

七年癸卯
七年秋七月甲戌朔丙子。天皇詔少子部連螺贏。曰。朕欲見三諸岳神之形。或云。此山之神爲大物代主。汝臂力過人。自行捉來。螺贏答曰。試往捉之。乃登三諸岳。捉取大蛇。奉示天皇。天皇不齋戒。其雷虺々。目精赫々。天

皇畏ミヒテ 蔽カサヒテ 目不見ミタズ 劫カクレ 入殿中ノミ 使放ス 於岳ニ 仍改賜テ 名爲シ 雷イカヅチ

丙子。三日なり。○三諸岳神は。萬葉集に神南備之カムナヒノ。三諸山ミモロノヤマとも。三諸之神南備山ともあると一所にて。雷山イカヅチヤマとも神岳カミヤマとも云る所なり。式高市郡飛鳥坐神社四坐。これ事代主神を主とまつれり。この故事靈異記にも委く見えて。三諸岳すなはち飛鳥之神奈備山と云る所なりと。記傳に云れたり。通證には。これを式に城上郡大神大物主神社なりと注せり。重胤も此説に據れりとみえて。三諸岳は敏達紀十年面三諸岳とあれば。三輪山を云なり。岳の神とは。萬葉二吾崗之於可美ワカガノオカミと有か如く。靄は山或は岳に住む者なればなり。下に捉取大蛇とあるを以て知へし。其を雷と云事はしも。龍蛇の水を零せるには。雷電の必力を合せて。其に應ふる事あればなり。此三諸岳を寶劔出現章一書には三諸山とあり。然るに飛鳥の雷岳をも。三諸山とも云れども。此なる三諸山とは別なり。其は細書に或云此山之神爲大物代主神也と有て。此は城上郡大神大物主神社のことなり。但此大蛇は大物主神には非ず。其岳に棲む神にて。元より大蛇なるなり。思混へからすと云り。なほ此事次に云へし。○大物代主神。通證云。代字疑衍。神名式播磨國宍粟郡大倭物代主神社。据此則或稱大物代主神也と云り。さることなり。此御名は事代主神に對へて負玉へるなれば。通證に衍とあるは中々に誤なり。御名義は既に神代紀に云へれば今いはす。神代下事代主神の御名下 詞林采葉に此文を引るには代字なし。されど其は脱しなるへし。○菟田墨

坂神也。崇神紀に出。重胤云。此は宇陀郡宇太水分神社。大月女 新登とある社にて。其神は大山祇神と靈神と御合坐て生坐る御子。溝織姫神に坐せは。然る御形なるへきこと。彼事代主神の八尋熊罴に化て通玉ひしを以知へし。思ふに此天皇はしも。伉健過人とも。百姓咸言有徳天皇とも見えたれば。然る類の事時々有けん。故に或云と云事の如く。此く二も出たるなりと云り。○不齋戒の下。通證云。山家要路引密奏記。扶桑略記。此下有暫見二字とあり。按るに扶桑略記には。暫見之三字に作れり。 ○其雷は。即蛇を指て云るなり。○虺々。源氏に神鳴ひらめくとあり。ひろめくも同じ。○目精赫々。神代紀に入岐大蛇の事を。眼如赤酸醬とあるか如し。○天皇畏。考本畏上甚字あり。○劫入。通證云。活板劫作却亦通。○改賜名爲雷。螺藏に名を授けて雷と改玉へるなり。詞林采葉に引るには改字なし。天書曰。七年秋七月甲辰朔丙子。詔瀛獄瀛獄御衆山太神。瀛格太神。捉大蛇七丈餘。献覽とあり。釋紀十二にも引り。文聊か誤あり。靈異記に。小子部栖輕者。泊瀬朝倉宮二十三年治天下。雄略天皇之隨身。肺脯侍者矣。天皇盤余宮之時。天皇與后寐。大安殿。婚合之時。栖輕不知而參入也。天皇耻。當於時。而空雷鳴。即天皇勅。栖輕而詔。汝鳴雷奉請之耶。答曰。將請。天皇詔曰。爾。汝奉請。栖輕奉勅。從宮罷出。緋纒着額。擎赤幡。乘馬從阿部山田之道。與豐浦寺之路。走往。至于輕諸越之衢。躡請言。天鳴雷神。天皇奉請呼云々。然而自此還。馬走言。雖雷神。而何所不聞。天皇之請耶。走罷時。豐浦寺與飯岡間。鳴雷落在。栖輕見之。即呼神司人。入響籠。而持向大宮。奏天皇言。雷神奉請。時雷放光明炫。天皇見之。恐偉進幣帛。令還落

處。其落處今呼雷岡。在古京小治田宮者。然後時栖輕卒也。天皇勅留七七夜。誅彼忠信。同處作彼墓。收立碑文柱一言。取雷栖輕之墓也。此雷惡忿而鳴落。踊踐於碑文柱。彼之拆間雷搆所捕。天皇聞之。放雷不_レ死。慌七日七夜留在。天皇勅使樹碑文柱。標言生之死之。捕雷栖輕之墓。謂古京時名爲雷岡。語本是也。ごあり。重胤は此靈異記の傳を擧て云れけるは。式に大和國高市郡氣吹雷。響雷。吉野大國栖御魂神社二坐ごあるは。此時に祝はれさせ玉へるにや。今も雷土村雷岡に立せ御在まして。九頭明神と申奉れるをもおもふへし。武郡云。雷は龍蛇を云ること。本文と照して其義を知るへし。然れば同天皇の大御世に。同人にて有し故事にはあれども。三諸岳神とは別なり。思混ふる事勿れと云て。此雄略紀の古事とは別にて。磐余宮に坐々し時の事ごしたり。これ三諸岡を三輪山なりと爲られたるに據て。然云れたるならめご。事のさまを思ふに別事ごはおもはれず。なほこれは一事の異説ならんごおもはる。なほよく考ふへきことなり。但し雷岳の故事は。なほ飛鳥の方とする方似つかはしけれごも。此山之神爲大物代主神ごあるは。飛鳥神にままして。大物主神社の方なるか如し。一に菟田墨坂神と云傳もあれば。さま／＼に混ひて云傳へしなるへし。

八月。宦者吉備弓削部虚空。取急歸家。吉備下道臣前津屋。或本云。國造吉備臣山。留使虚空。經月不肯聽上京都。天皇遣身毛君大夫召焉。虚空被召

來言。前津屋以小女爲天皇人。以大女爲己人。競令相鬪。見幼女勝。即拔刀而殺。復以小雄雞呼爲天皇。鷄拔毛剪翼。以大雄雞呼爲己鷄。著鈴金距。競令鬪之。見禿鷄勝。亦拔刀而殺。天皇聞是語。遣物部兵士三十人。誅殺前津屋并族七十人。

宦者。本に宦を官に作る。今信友校本に據て改む。字典宦。仕也。又凡事人者皆曰宦。又奄宦中官也。ごあり。家語に衛靈公云々。令宦者雍梁參乘。後漢書傳あり。舍人に當れり。○吉備弓削部虚空。集解に按吉備臣庶別解。造弓事者ご云り。或人も弓削部は姓にあらす。續紀九丹波國弓削部名。日本後紀八陸奥國新田郡百姓弓削部成慶など。みな同じと云り。虚空は名なり。○取急歸家。通證に。魏路取急出。書言故事。急請假日。取急。典籍便覽曰。晉書令。急假者五日一急。一年以六十日爲限日。取急。曰請急。曰長假併假。後世誤爲給假一矣。今制內臣得告病。外臣否。正旦元夕放假。余日否。ごあり。俗に立返りに在所へ往たるなり。○或本云。國造吉備臣山。本に此九字の注を脱して。傍に小字に書入たり。中臣本には分注に入たり。吉備國造の事。既に吉備臣の下に云り。○上京都。通證云。上者番上也。字書上進也。今俗上京之語。蓋出子于此。ごあり。○身毛君大夫。景行紀に身毛津君ごあり。そこに云り。大夫マストラヲごよめるによらは。本のまゝにて宜し。ヲノコと訓るによらは。考本集解に丈ごあるによるへし。この事既に云り。○著鈴金距。倭名抄。切韻云。距雞雉脛有岐也。訓阿古

江。通證云。蓋脚小肢也。今云ニ介都米。獸爪之謂也。と云り。或人云。アコエは足職の延語にて。金距。左氏史記等に見えたり。淮南子注に金距施ニ金芒於距也とあり。この事後の書にも。北條九代記に。承元々年三月二日闘鶏の會あり。相時を始て。親廣義盛遠元景盛常秀常盛義村家政等を其衆として。思ひくに鶏を出して闘はせらる。或は距に金を入れ。或は翼に芥を塗。唐の季邱季氏の古も。かくこそありつらめど。此頃の見物なりとあり○秃鶏。通證に。秃筆云ニ都夫例布豆。又秃訓ニ知比留。音通。印曰。利。皆滅ニ觚稜之言。字書秃少也。説文秃無髮也。など云り。或人云。和玉篇古玉篇等に。秃をツフルと注し。字鏡集にツフる。秃と秃同し言にて。漢字を。と注せり。太平記に尙秃て僅に殘れる杉の。履ありと見えたる。よむも。語原はおなしと云り。○物部兵士二十人。是は物部連氏か預り掌れる。其部下の物部の武士なり。物部氏は國に叛者ある時は。其部を率ゐて征伐すること。上古よりの職掌なればなり。なほこのこと。次の十二年の下に云ること。考合すへし。

是歲。吉備上道臣田狹。侍於殿側。盛稱稚媛於朋友曰。天下麗人。莫若吾婦。茂矣綽矣。諸好備矣。曄矣温矣。種相足矣。鉛花弗御。蘭澤無加。曠世罕儔。當時獨秀者也。天皇傾耳遙聽而心悅焉。便欲自求稚媛爲女御。拜田狹爲任那國司。俄而天皇幸稚媛。田狹臣

娶稚媛而生兄君弟君也。別本云。田狹臣婦名毛媛者。葛城襲津彦子。玉田宿禰之女也。天皇聞體貌閑麗。殺夫自幸焉。田狹既之任所。聞天皇之幸。其婦思欲求援而入新羅。

吉備上道臣。應神紀に出。田狹は。國造本紀。上道國造。輕島豐明朝御世。元封中彥命兒多佐臣。始國造。とあり。されは田狹とは時代違へれば別人か。もしくは子孫の事をひろく兒と書れたるものにもあるへし。この田狹次に任那國司となれるは。國造にて任那を兼治めたりしものなるへし○綽矣。物語文にかはらかと云語あり。此さはやかに同じかるへし。さわやか俗語。サツバリなり○曄矣。應神紀御歌に阿伽例盧鳩等咩とあり○鉛花は。文選注に粉也とあり。蘭澤は。同注に以蘭浸油澤。以塗頭也。とあり○女御の稱。はじめて見ゆ。されとこはたゞ天皇の御し玉ふ御妻と云義にて。後の女御の義とは異なり。後なるは周禮に八十一女御。掌御叙于王之燕寢也。とあるなどに據て。職名となりたるなり。さて又女を御と云事も。通證に本朝文粹曰。俗謂貴女爲御。蓋取夫人女御之義也。源氏談所謂御等。大和談所謂伊勢御亦此。とあり○任那國司は。神功紀に新羅宰とあるなご同く。中國より臨時に命じて。其國治めに遣はし玉ふなり。これ任那日本府なり○田狹臣娶云々。以下十三字類史には注文とせり○別本云。此説本文と異なり。別本は世に傳ふる處の一書なるへし。此紀の一本にはあるへからす○襲津彦子。允恭紀には孫とあり。已に云り○思欲求援。田狹朝廷に叛きまつらんとおもひて。其援を求むと謀

れるなり。

于時新羅不事中國。天皇詔田狹臣子弟君與吉備海部直赤尾曰。汝宜往罰新羅。於是西漢才伎歡因知利在側。乃進而奏曰。巧於奴者多在韓國。可召而使。天皇詔群臣曰。然則宜以歡因知利副弟君等取道於百濟。并下勅書令獻巧者。於是弟君銜命率衆行到百濟。而入其國。國神化爲老女。忽然逢路。弟君就訪國之遠近。老女報言。復行一月。而後可到。弟君自思路遠不伐而還。集聚百濟所貢今來才伎於大島中。託稱候風淹留數月。任那國司田狹臣乃嘉弟君不伐而還。密使人於百濟戒弟君曰。汝之領項有何牢錮而伐人乎。傳聞天皇幸吾婦。遂有兒息。見上文。今恐禍及於身。可躑足待。吾兒汝者跨據百濟。勿使通於日本。吾者據有任那。亦勿通於日本。弟君之婦樟媛國家情深。君臣義切。忠踰白日。節冠青松。惡斯謀叛。

盜殺其夫。隱埋室內。乃與海部直赤尾將百濟所獻手末才伎在大島。天皇聞弟君不在。遣日鷹吉士堅磐固安錢。使共復命。遂即安置於倭國吾礪廣津邑。而病死者衆。廣津。此云比盧岐頭。

中國。史五帝本紀注。帝王所都爲中。故曰中國。○吉備海部直。未詳。天皇本紀に彦狹島命海直等祖とあり。彦狹島命は孝靈皇子なり。記には日子窟間命とあり。大日本史氏族志云。按吉備海部直。實不詳。其所系。據其稱吉備。疑出自稚武彥。然考諸書。稚武彥之後。無海部氏者。唯舊事本紀。彥狹島之後有海直。豈以兄弟之故。彼此相錯。猶角鹿國造。本紀係稚武彥之後。而古事記以角鹿海直爲日子刺肩別之後。歟。と云り。氏人にては。記仁德段に吉備海部直黒日賣あり。敏達紀吉備海部直難波及羽島等あり。○西漢は。河内漢なり。此氏は系詳ならず。王仁の裔を。後に西文首とも漢文首とも云事あれど。其とは異なり。まことふへからず。但し西を河内と讀む事は同じ。推古紀十八年に河内漢直贊と云人あり。西を河内と讀むよしは。學令に東西史部と云事あり。其集解に。古記云。謂倭河内忌寸也。由是觀之。謂西者。河内。以在大和西也。とあり。才伎は手人なり。後文に手末才伎とあり。雜工の名なり。さて此人人歡因知利は。韓人の歸化して。西漢直に屬し居りしものなるへし。○其國は。新羅國なり。國神は即ち新羅國神なり。○復行一月。本に月を日に作れり。考本に據りて改。通證にも當作月と云り。思路遠とあるに據るに。月の方まされり。○後可到。本に後を復に作れり。これも考本に據れり。集解

にも後に改めたり○今來の事は既に云り。今新に參來れる才伎なり○大島。通證云。屬肥前國者。又見繼體二十三年紀。とあり。是は肥前松浦即平戸の東北の方にあり。重胤は周防國大島郡とせり。神代紀なる大洲と同じきよし云り。集解には百濟國地と云り。按に集解の説是に近きか如し。大島は韓地の屬島にて。繼體紀にも見えたり。是を肥前國又周防に在として。叶ひかたきを思。○候風。萬葉集に大御舟竟而佐守布とあり。佐守布は候義なり○淹留數月。伴部安崇云。此度の事心得ぬことなり。勅を受けて征討に新羅へ往しものか。百濟まで往て止て取て返し。才伎の事は。重々に勅命の事にもなきに。才伎を率て偽て大島に永く逗留すること。勇なきか故ならむ。又は父か方より内通したるを用て。共に謀反の心さしたる故なりと云り○牢鋼は。牢固に同じ。字は何れも通して書り。諸本にもま○遂有兒息。集解云。按自田狹既之任所以下。非是歲之事。但併繫于此。とあり○節の訓は。全き心なるへし。節操を全くする意なるへし○謀叛は。唐律に。十惡三日謀叛。注謂謀背國從偽。疏議曰。有レ人謀背本朝。將レ投蕃國。或欲レ翻誠從偽。或欲レ以レ地外奔云々。とあり○手末の事は。崇神紀に出○日鷹吉士。下文に難波日鷹吉士とあり。堅磐固安錢は二人の名なり。固安錢は韓人なるへし。さて吉士は氏にて。神功紀に吉師祖五十狹茅宿禰とある人を。記には難波吉師部之祖とあり。難波は吉師部の郷里を云るなれば。吉師は氏なり。さてこの日鷹も地名にて。肥伊國日高郡にあり。同氏ながら。其族の日鷹に住居るより。しか稱るなるへし。氏族志にも。この日鷹吉士を。姓氏錄なる難波忌寸同祖として。大彦命の族とせられたるは。まことにさることなるへし。なほこ

の吉士の事はまきはらはしきを。神功紀吉師祖。また多吳吉師の處に云り。かくて堅磐は地名に據れる名か。其前國難波郡堅磐加多之方あり。方は方の誤。固安錢は。もと韓人の歸化せしものと見えたり○倭國吾彌廣津邑。倭國吾彌と云事不審。吾彌は河内にあり。倭名抄河内國澁河郡跡部あり。用明紀に大連聞之即退於阿都。阿都。大連之別業所。地名也。とあるもこれなり。今稱下太。子さいふ。神名式。同郡跡部神社。今龜井村の屬邑跡部村にありと志に云り。栗田寛云。按舊事紀饒速日命の供奉の中にも。跡部首天津羽原と云あり。姓氏錄續日本後紀三代實錄等に。阿刀連多く見えて。みな攝津に貫り。國圖を按るに。本郡攝津に隣接たるに。古の阿都は即今跡部村なることを合せて。跡部或は阿刀とも云し事著しと云り。廣津は姓氏錄河内皇別。廣來津公。上毛野朝臣同祖。豊城入彦命之後也。三世孫赤磨。依家地名。負尋來津君。これは河内に由あり。舊事紀に尋津物部あり。姓氏錄未定に。尋來津首。神饒速日命六世孫。伊香我色雄命之後者不見。とあり。倭國には吾彌も廣津も物に見えず。集解に按此時大和國屬邑。後割隸河内國。と云れと信かたし。但し姓氏錄大和に。廣來津公。下養。公同祖。豊城入彦命四世孫。大荒田別命之後也。と云事は見えたり。なほ考へし。志に。初瀬に詣つるに。鹿の音に草のいほりも響けて。誤なかるもあき村の里。といふ相模集を引て。大和國城下郡條に入れたれと。おぼつかなし。

由是天皇詔大伴大連室屋命東漢直掬以新漢陶部高貴鞍部堅貴。畫部因斯羅我。錦部定安那錦。譯語卯安那等。遷居于上桃原。下桃

原眞神原三所

或本云吉備臣弟君。還自百濟。手人部。衣縫部。宋人部。

東漢直掬。通諺云。應神紀作倭漢直都加使主。然時代渺遠。疑此其子孫。とあり。集解にも。按應神天皇二十年曰。倭漢直祖阿知使主。其子都加使主。至于此百七十五年。と云り。されど此頃の事なれば強ちに云かたし。○新漢の地の事。既に云り。其處に住る人もなり。○陶部。はしめて見えたり。但し土師連の。上代より土器を造りし事はあれども。これは外國様の陶器を作れるもの。始て見えたるなり。職員令。宮陶司正一人。掌宮陶器皿事。とあり。萬葉集十六。陶人乃所作瓶乎。大神宮儀式帳に。陶器五十口。土師器五十口あり。解云。陶器は酒缶瓶の類。或人陶器は今いふ眞焼なり。土師器といふは素焼なりといへり。さもありません。眞焼は土以てその器を作り。藁草を其中にも入れ。外にもまきて焼は。眞焼となるといへり。今世くすり懸て焼は。異國の制をうつせるかなほ疑し。此事を平宜長に問へるに。右云ふ所さも有なんか。但し雄略紀新漢陶部と初て見えたりは。漢國の制の如く焼く器を陶器といひ。御國にて上代より焼來る制を。土師器といひわけしにもあらんか。下陶器作内人の進上品々の中。平釜見えたりは。陶器といふは眞焼のみにも限らぬにや。但平釜の制。今のは素焼なれど。古代は眞焼なるへし。猶和名抄瓦器類考へし。スエモノは居物にて。飯にても菜にても盛備。それを居る器の義なり。それを眞焼にせしより。すへての稱となりたるへし。和名抄瓦器類。瓦器一云陶瓦器。

須惠宇都波毛乃。又工商類。莊子云。陶者曰。我治埴黏埴爲器者。俗呼爲造手陶者。是を訓須惠毛乃豆久流とみえたり。なほ土師器は。商(高か)佐良。片佐良。酒杯の類なり。下土師器作物品の下にいふを見へし。土師器は。今いふ素焼にて。藥かけぬ土器の焼物なり。大神宮式土器と見えて。師の字なく。其義よく聞ゆ。土師は其器を作る稱にて。ハニシなり。其土師か作る器なれば。すへてそれを土師器といへり。と同書に云り。○鞍部。鞍作なり。後には氏となれり。されど姓氏錄には載らず。續紀には按作と書り。萬葉三にも按作村主益人あり。按は鞍の省字なり。狩谷氏云。鞍作與鞍部同氏。雄略七年紀有鞍部賢貴。敏達十三年紀。有鞍部村主司馬達等。用明二年紀。有鞍作多須奈。司馬達等子也。推古十三年。十四年紀。有鞍作鳥。多須奈子也。法隆寺釋迦佛銅像光後銘。作司馬鞍首止利佛師。推古十五年紀。有鞍作福利。三十二年紀。有鞍部德積。皇極四年紀。有鞍部德志。と云り。さて鞍の事も。古くは神代に。八千弋神自出雲。將上坐倭國。而東裝立時。片御手者繫御馬之鞍。片御足踏入其御鏡。と云事。記に見えたり。されど此の鞍作は。異國の制に據れる鞍作なり。職員令内藏寮大藏省に。典履二人。掌下縫作靴履鞍具。及檢投百濟手部。又百濟手部十人。掌雜縫作事。とある是なり。河内志に澁川郡鞍作村あり。○書部は書師なり。續紀靈龜二年五月條に書師あり。倭書師あり。後に如此別れたるは居地に據れるなり。姓氏錄左京諸蕃。大岡忌寸。出自魏文帝之後安貴公。雄略天皇御世。率四部衆歸化。男龍一名辰貴。善繪工。小泊瀨稚鷦鷯天皇。美其能。賜姓首。五世孫勤大壹惠尊。亦工繪才。天智天皇御世。賜姓倭書師。高野天皇神護景雲二年。依居地改賜大岡忌寸姓。とあり。右の安貴公と云ること。この因斯羅我とは同人か知かたし。さて天武紀に倭書師音檮あり。續紀天平十七年四月。倭書師

種麿等十八人。賜_二姓大岡忌寸_一とあり。さて又河内蕃別に。河内書師。陳思王植之後也と姓氏錄にあるは。河内の方なり。後書師と對せる氏なり職員令。書工司書師四人。書部六十人。とあり○因斯羅我。熱田本に因を固に作る○錦部。此は應神紀に見えたる吳織穴織。本紀なる漢織吳織等も。みな同じく。外國風の錦綾を織れる才伎の始て見えたるなり。これも後には氏となれり。山城諸蕃漢に。錦部村主。錦織村主同祖。波能志之後也。河内百濟に。錦部連。三善宿禰同祖。百濟國速古大王之後也。などあり。職員令。織部司正一人。掌_下織_二錦綾紬羅_一。及雜染事とあり。又挑文師四人。掌_レ挑_二錦綾羅文_一。挑文生八人。染戸。とあるも。外國様の織物なるへし。上古の織物は。神服。倭文。麻織などにて。これとは異なり。○定安那錦。集解に錦を衍として削れり。さる本もありしにや。おほつかなし○譯語は。推古紀に通事とある是なり。ヲサは韓語なるへし。姓氏錄山城皇別。曰佐。紀朝臣同祖。武内宿禰之後也。欽明天皇御世。稻彦云。御世下恐脫人名。考欽明紀。有百濟國紀臣者。蓋其人也。率_二同族四人_一。國人三十五人。歸化。天皇務以其遠來。勅稱_二珍動臣_一。爲_二三十九人之譯_一。時人號曰_二譯氏_一。男諸石臣。次麻奈臣。是近江國野洲郡。曰佐。山城國相樂郡。曰佐。大和國添上郡山村。曰佐等祖也。とあり。これは此氏とは異なれども譯語の例なり。聖武紀に。諸蕃異域風俗不同。若無_二譯語_一。難以通_レ事。などあり○卯安那。本の訓に卯をレウと訓り。那須繁仲曰。一本に卯を聊と書るかありと云り。さらば省字なるへし。さる本ありやたつぬへし○桃原。集解に。按推古天皇三十四年紀曰。桃原墓。聖德太子傳曆備講曰。河内國石川東條。太子御廟。東南即此。據_レ是則河内國石川郡。とあり。よく尋ぬへし○真神原。真神は崇峻紀に。始作_二法興

寺_一。此地。名_二飛鳥真神原_一。亦名_二飛鳥苦田_一とあり。萬葉二。明日香乃真神之原と詠るは。天武天皇の御陵の所在をよめるなり。紀又式に檜隈大内陵とあるは。もと明日香檜隈つゞきてあれは。大内はその真神原の小名なるへし。十三に。大口乃真神之原ともよめり。守部は口は内の誤なるへしと云り。御陵は今見に野口村に在は。真神原其邊なることは明らかし。なほ御陵のことは。持統紀に詳に云。然るに大和志に。高市郡神名備山。在_二飛鳥村上方_一。有_二三諸山神丘等_一支別。其野曰_二真神原_一。又淺小竹原。とあるはおほつかなき説なり○或本云。これにては。弟君百濟より歸れるなり。異説なり○漢手人部。令大藏省下に。典履二人。掌_下縫_二作靴履鞍具_一。檢_下按_二百濟手部_一。百濟手部十人。掌_二難縫作事_一云々。とあり。漢手人部と云るは。令に百濟手部とあるものなるへし○穴人部の事は上に云り。こゝなるは外國風の食饌を調する人なるへし。かゝる部も此御世よりありしなるへし。

日本書紀通釋卷之四十四

飯田武郷謹撰

雄略天皇
八年甲辰

八年春二月。遣身狹村主青。檜隈。民使博德。使於吳國。自天皇即位。至于是歲。新羅國背誕。苞苴不入。於今八年。而大懼中國之心。脩好於高麗。由是高麗王。遣精兵一百人。守新羅。有頃高麗軍士一人。取假歸國。時以新羅人為典馬。典馬。此云。于麻柯毗。而顧謂之曰。汝國為吾國所破非久矣。一本云。汝國果成。吾土。非レ久矣。其典馬聞之。陽患其腹。退而在後。遂逃入國。說其所語。於是新羅王乃知高麗偽守。遣使馳告國人曰。人殺家。內所養鷄之雄者。國人知意。盡殺國內所有高麗人。惟有遺高麗一人。乘間得脫。逃入其國。皆具為說之。高麗王即發軍兵。屯聚筑足流城。或云。都久斯岐城。遂歌舞興樂。於是新羅王。夜聞高麗軍四面歌舞。知賊盡入新羅。

地。乃使人於任那王曰。高麗王征伐我國。當此之時。若綴旒然。國之危殆過於累卵。命之脩短大所不計。伏請救於日本府行軍元帥等。由是任那王。勸膳臣斑鳩。斑鳩。此云。吉備臣小梨。伊柯履餞。難波吉士赤目子。往救新羅。膳臣等未至營止。高麗諸將。來與膳臣等相戰。皆怖。膳臣等乃自力勞軍。令軍中促為攻具。急進攻之。與高麗相守十餘日。乃夜鑿險為地道。悉過輜車。設奇兵。會明高麗謂膳臣等為遁也。悉軍來追。乃縱奇兵。步騎夾攻大破之。二國之怨自此而生。言二國者高麗新羅也。膳臣等謂新羅曰。汝以至弱。當至強。官軍不救。必為所乘。將成人地。殆於此役。自今以後豈背天朝也。

新羅國背誕苞苴不入於今八年。三國通鑑。慈悲王五年夏五月。倭人襲破活開城。虜人一千而去。こあり。さて其翌六年春二月。倭侵新羅歌良城。不レ克而去。王命伐智德智。伏兵於歸路。要擊大敗之。王以倭屢侵疆場。築沼邊二城。慈悲王六年は此天皇七年にあたれば。この時のことなるへし。○高麗王。

東國通鑑を按るに。是歲高麗長壽王五十二年。新羅慈悲王七年にあたり。取假。前には取急二字をアカラサマと訓り。こゝは取假二字をよめり。同意なり。さてイトマは間隙のことなり。歌に水鳥のあしのことなきなどよめるに同じ。字書に假休沐也。假通用。詳于假寧令。と通證に云り。典馬。馬飼也。唐官典廐。とあり。家内所養雞之雄。大日本史新羅傳に此事を載せて。注に考。舊唐書。高麗人頭著。折風。形如弁。士人挿。二鳥羽。新羅諷告蓋指此乎。とあり。惟有遺高麗。本に遺を遣に誤れり。今中臣本集解に據て改。筑足流城。或本云郡久斯岐城。詳ならず。新羅都城に近き地とはきこえたり。使人於任那王。大伽羅王なり。集解云。按東國通鑑。宋元嘉二十八年。新羅訥祇王三十五年。高麗長壽王三十九年。駕洛國王吹希卒。子銓知立。銓知以仁賢天皇五年卒。即此任那王銓知也。駕洛即加羅。加羅即任那。說詳于崇神天皇六十五年紀。及垂仁天皇二年紀注。とあり。若綴旒然。通證云。倭名鈔。旒和名波太阿之。旒旒省文。綴旒出詩商頌。箋云。綴旒之垂者也。二句見下冊。魏公。九錫文。然焉通。とあり。累卵。倭名抄。卵和名加比古とあり。穀子なり。枕草紙に。うつくしき物。かりのことあるこれなり。伊勢物語に鳥の子ともあり。西宮記に鴨子ともあり。今云あひるの子なり。日本府。集解に。即任那國中天朝所置宮府也とあり。阿羅伽那の地にして今の咸安郡なり。職原鈔に建將軍府之初在此とあり。この日本府。即後の筑前國太宰府の始なるよし。委しく推古紀十七年の下に云へし。任那王勸云々。考云。任那王勸めて三臣に新羅を救はしむること。時勢心得かたし。三臣も久しく背きたる新羅を救ふ

九年乙巳

ことは。新羅を日本へ歸服させん爲なるへしと云り。斑鳩。鳥を以て名とせしなり。著聞集に。いかるかよ豆うま。しとはたれもさそ。ひしりこきとは何を鳴らん。通證云。此鳥好食豆粟。故名豆美。俗謬呼豆廻。春月善嘯。似言比志利古伎利也。來與膳臣相戰皆怖。本に來を未に作る。誤なるへし。未だ戰はずして怖るへきよしなし。中臣本に來に作るに據て改む。地道。私記云。地道志太都美知。隧道なり。考云。今俗に云切通しなり。輻重の車が其故に通し易し。と云り。輻車。再板本による。秘閣本に輻重に作れり。熱田本に輻を輻に作れり。通證に。漢書景帝紀師古注。輻車之蔽也。左氏傳云。以藩載樂盈。即是。有郭蔽之車也。據訓則輻當作輻。釋名。輻車載輻重。臥息其中之車也。と云り。次に引る魏志の文に據に輻の方なるへし。高麗謂云々爲道也。通證に。高麗諸將以爲膳臣既遁去也。舊讀誤。と云り。さることなり。集解も讀を誤りたり。歩騎は。歩軍馬軍なり。この歩騎を集解に上に屬して。縱奇兵歩騎と訓たるは誤なり。夾攻大破之。この一段の文。集解云。魏志武帝紀曰。繡與表兵合守險。公軍前後受敵。公乃夜鑿險爲地道。悉過輻重。設奇兵。會明賊謂。公爲道也。悉軍來追。乃縱奇兵。歩騎夾攻大破之。とある文を取合せたるなり。

九年春二月甲子朔。遣凡河内直香賜與采女。祠胸方神。香賜與采女既至壇所。及將行事。奸其采女。天皇聞之曰。祠神祈福。

香賜。此云柯拖夫。

可不慎歟。乃遣難波日鷹吉士將誅之。時香賜即逃亡不在。天皇復遣弓削連豐穗普求國內縣。遂於三島郡藍原執而斬焉。

香賜與采女。通證に所謂男使女使也云り。男女相並ひて神を齋祭るは。伊勢神宮を始め。重みし給ふ社々に多かり。○祠胸方神。通證云。下文曰欲親伐新羅。故祠之也。神名式筑前國宗像郡宗像神社二座。聖武紀曰。遣使於伊勢神宮。大神社。筑紫住吉八幡二社。及香椎宮。奉幣以告新羅無禮之狀。とあり。○與采女。又云。一本無三字。爲是とあり。○壇所。又云。二字見唐書禮儀志。說文壇祭場也。延經曰。式城上郡宗像神社二座。此時皇都在此郡。則疑即此。類聚三代格曰。宗像神坐城上郡登美山。今在外山村。稱春日とあり。この説の如く。此時の壇所は大和國なる宗像神社にての事なるへし。此社の事も既に神代紀に注せり。○紆其采女。桓武紀に。國造兼帶神主。新任之日。例皆弄妻取百姓女子。號爲三神宮采女。便聚爲妾。妄託神事。遂扇淫風。積之國典。理合德肅。宜國司卜定一女。供之。○將誅之時。熱田本時字なし。○弓削連。天武紀十三年十二月。弓削連賜姓曰宿禰とあり。姓氏錄に左京神別。弓削宿禰。石上同祖とあるは。饒速日命の後なり。また左京に。弓削宿禰。高魂命孫天日鷲翔矢命之後也。河内に。また弓削宿禰。出自天押穗根尊洗御手時。水中化生神爾伎都麻呂也。とありて三氏なり。按ふにこゝなるは饒速日命の流ならん。稱德紀に從五位下弓削宿禰牛養等賜朝臣。外從五位下弓削連耳

高等二十八人賜宿禰。光仁紀に寶龜六年敕。天平寶字中。弓削連族。賜弓削御淨朝臣。及弓削宿禰等姓者。並復原姓とあるも。物部氏と聞えたり。清和紀に。播磨飾磨郡人。陰陽師弓削連是雄。及父安人。貫附河内大縣郡。後改貫右京。是雄後賜宿禰とあり。氏族志云。一條帝時有二勘解由判官弓削正言。少外記弓削清定。外記木工長上弓削清茂。類聚符或是族也。按東大寺正倉院文書。聖武帝時有出雲人弓削部首吉事。爾無首姓。大弓削亦不知何族。併附以備考。弓削氏族。後從居參河。有長坂上野平岩等氏。上野照氏屬新田義興。有功。兵家とあり。通證も集解も共に疎漏なり。○國內縣。訓に據るに縣内倒せしものと見えたり。さる本もありし由あり。○三島郡藍原。三島は後に三郡に分れたり。藍原は。倭名抄島下郡安威これなり。式同郡阿爲神社。攝津志に安威村。屬邑。安威山。安威川。源出丹州桑田郡熊野岳。經本郡清坂音羽鐘原山。流通車作生保。阿爲神社。安威村。稱曰。三島藍野陵。應體天皇。在太田村。土人曰池上。とあり。古は藍はいとひろき名なりしなるへし。苗森明神。曰。三島藍野陵。應體天皇。在太田村。土人曰池上。とあり。古は藍はいとひろき名なりしなるへし。

三月天皇欲親伐新羅。神戒天皇曰。無往也。天皇由是不果行。勅紀。小弓宿禰。蘇我韓子宿禰。大伴談連。小鹿火宿禰等曰。新羅自居西土。累葉稱臣。朝聘無違。貢職允濟。逮乎朕之王天下。投身對馬之外。竄跡匿羅之表。阻高麗之貢。吞百濟之城。况復朝聘既闕。貢

職莫脩。狼子野心。飽飛飢附。以汝四卿。拜爲大將。宜以王帥薄伐。天罰襲行。於是紀小弓宿禰使大伴室屋大連。憂陳於天皇。曰。臣雖拙弱。敬奉勅矣。但今臣婦命過之際。莫能視養臣者。公冀將此事。具陳天皇。於是大伴室屋大連具爲陳之。天皇聞悲類歎。以吉備上道采女大海。賜於紀小弓宿禰。爲隨身視養。遂推轂以遣焉。

神戒天皇。通證云。神乃上文所謂胸方神也。宜參考神代紀。三代實錄貞觀十二年。奉幣宗像大神。告文に。我皇大神波。掛毛畏岐。大帶日姬乃。彼新羅人乎降伏賜時爾。相共爾加力倍賜天。我朝救賜比崇賜奈利。○紀小弓宿禰。誰の子なるか未詳。集解に按紀角宿禰之孫とあるは據なし。されと時代はさもあるへし。○蘇我韓子宿禰は。滿智宿禰の子なり。公卿補任に見ゆ。○大伴談連は。室屋の子なり。姓氏錄大伴宿禰條に。雄略天皇御世。以天救負賜大連公。連なり。奏曰。衛門開闔之務。於職已重。若一身難堪。望與愚兒語。相供奉衛左右云々とあり。語は談と同人なり。此人の子金村あり。仁賢紀以下に見えたり。○小鹿火宿禰。記傳云。小弓宿禰の子なり。此は紀氏と云事も。子と云事も。文にはあらはには見えされとも。必ず然るへく聞ゆるなりと云り。○貢職。考本に職を賦に作るは誤なり。貢職と云事

下にも多くみゆ。○匝羅は。サワラと訓へし。サワラとよめ。神功紀に拔草羅城とある處なり。上に引る東國通鑑に。宋大明七年。新羅慈悲王六年。倭侵新羅歆良城とあり。此處も同處なり。○王帥薄伐。天罰襲行と讀むへし。舊讀はあやまりなり。○天皇聞悲類歎。この天皇に坐々て。大臣を重みし玉ふ大御心のほこ。なほいかに有かたき事ともなり。通證云。六朝文泝凌風而類歎。長笛賦驚歎類息。正字通類類字之語。廣雅懷也。とあり。されと用明紀にも類とあれ。○推轂。又云。出史實田傳。前馮唐傳。正字通。推轂與汲引義同。謂三推揚使登進。如三推車使前也。索隱說非。とあり。

紀小弓宿禰等。即入新羅。行屠傍郡。新羅王夜聞官軍四面鼓聲。知盡得喙地。與數百騎亂走。是以大敗。小弓宿禰追斬敵將。陣中喙地悉定。遺衆不下。紀小弓宿禰亦收兵。與大伴談連等會兵。復大振。與遺衆戰。是夕。大伴談連及紀崗前來目連。皆力闘而死。談連從人同姓津麻呂。後入軍中。尋覓其主。從軍覓出問曰。吾主大伴公何處在也。人告之曰。汝主等果爲敵手所殺。指示屍處。津麻呂聞之踏叱曰。主既已陷。何用獨全。因復赴敵。同時殞命。有頃遺衆自退。官軍亦

隨而却。大將軍紀小弓宿禰值病而薨。

傍郡の下。原注行屠並行並擊六字。私記攙入なり。集解に除けり。○喙地。神功紀四十九年に見ゆ。新羅の地なり。此後加羅に賜ひて屬玉へり。欽明紀五年にみゆ。○數百騎の下。本に馬軍二字あり。傍注に一本になじごあり。傍訓の攙入せしなるへし。今削れり。○紀崗前來目連。集解云。大和志曰。平群郡岡崎。按延喜式神名帳平群郡有紀氏神社。紀氏隸于平群郡。可_レ以知也。然則岡崎來目連。亦紀氏同族又可_レ以知也。と云り。清寧紀に城丘前來目_名同族なるへし。姓氏錄左京皇別に。久米朝臣。武内宿禰五世孫。稻目宿禰之後也。とあるは。天武紀十三年に臣より朝臣となれるにて。また異なり。○後軍覓出。義未詳。或云。三字當誤脱と云り。又或說に従軍覓出四字。當_レ作軍中不_レ覓出かと云り。また覓は不見二字ならんと云説もあり。とにかくに詳ならず。○遺衆は。新羅兵卒なり。されど聊か義通えかたし。○大將軍。名目はしめてみゆ。

夏五月。紀大磐宿禰聞父既薨。乃向新羅。執小鹿火宿禰所掌兵馬船。官及諸小官。專用威命。於是小鹿火宿禰深怨乎大磐宿禰。乃詐告於韓子宿禰曰。大磐宿禰謂僕曰。我當復執韓子宿禰所掌之官。不久也。

願固守之。由是韓子宿禰與大磐宿禰有隙。於是百濟王聞日本諸將緣小事有隙。乃使人於韓子宿禰等曰。欲觀國堺。請垂降臨。是以韓子宿禰等並轡而往。及至於河。大磐宿禰飲馬於河。是時韓子宿禰從後而射大磐宿禰鞍瓦後橋。大磐宿禰愕然反視。射墮韓子宿禰於中流而死。是三臣由前相競。行亂於道。不及百濟王宮。而却還矣。

大磐宿禰。顯宗紀に生磐宿禰あり。同人なるへし。小弓の子なり。○兵馬船官。これは馬官と船官と二項なり。令兵部省所管に。兵馬司主船司あり。こゝに二司のことを聊云へし。令兵馬司。正一人。掌牧及兵馬。謂取牧馬一付。郵驛公私馬牛。謂公者傳馬及公解馬牛也。私者非官畜而在民間。事。佑一人。大令史一人。少令史一人とあり。また主船司。正一人。掌公私舟楫及舟具事。佑一人。令史一人。船戶とあり。主船司は後に攝津に置かる。船木運送。津守連。遠眼に。船司津司を任賜ひしこと。住吉社。神代記に見えたり。これ主船司の攝津に置かれしとあり。營繕令に因るに。主船司。船は船戶をして分番して守しむ。義解に。太宰府の主船も亦同しとあり。さて船戶と云ものは。集解に別記を引て云。船守。即攝津及太宰府を除く以外。其船有るへき處は。皆便に隨ひ船を置て。且之に覆蓋を加へ。兵を遣して之を守らしむ。

其壞損せは事に隨て脩理し。即脩理に堪へずして。更に造るべきは。人功調度を料りて以て官に告ぐとも。又官私の船の所在。歳毎に色目及解斗の任る所。破壊し去る所を録して。朝集使に附して省に告ぐとある。これ主船司の職掌なり。さて掌公私舟楫とあれば。兵船のみならず。驛船及官船ならざる民間の船をも。此司にて主りし事は。兵馬司にて公私馬牛を掌ると同じさまなり。されど馬の方は馬司後左と云ありて。閑馬の調習。乗具養飼の事など。むねど其方にて掌り。兵馬の方は。むねど傳驛の事を掌るものにて。軍國の用に便ならしめしものと見えたり。船の方は。主船司の外には。令にも船に預る職掌見えす。これも旨とは。軍國の用を第一としたる物なる故に。兵部に隸したるものと見ゆ。されど古くは欽明紀十四年七月に。蘇我大臣稻目宿禰。奉勅遣王辰爾。數錄船賦。即以王辰爾爲船長。因賜姓爲船史。今船連之先也とあり。船連をして。諸國の船賦を數錄せしめられたる趣なれば。令の制とは大に異なるか如し。されど船連は。まづ令の主船正の職と大方同じきものなるか如し。さて官職秘録後附に因るに。主船司後世不任之とあれば。其後ば公私舟楫の事などは。いかさまに取行ひしものならず。詳まとして此時の船官などの事は。其制知かたけれど。聊後のさために據てこゝに附するなり。○專用威命は。通證云。古呂多知奴。今亦有此辭。萬葉集自字訓爲古呂。猶借訓爲比登古呂布多知。猶檀俗云比登利多知也。又和訓栞ひこころふの下に。借又儔又伴をよめり。獨自の義なり。自をこゝとよめる萬葉集に見えたりとあり。○深怨乎大磐宿禰。小鹿火宿禰は。大磐とは異母兄弟などにて。兼て中よからさりしなるへし。○所掌之官。是は何の官なりけん知かたし。○隙は隙の古文なり。中臣本考本

などに隙に改めしは。中々にわろし。○使人於韓子宿禰。考云。百濟王が三臣の不和を和睦せしめねは。新羅を伐つことはなるまじと思ひて。招きたるならむと云り。○欲觀國堺。此は新羅が任那を侵掠して。國界を亂したるを以。將軍等にそを檢視せられんことを乞へるものと見えたり。○垂降臨を。イテマサへは。出坐を延たるなり。後撰集歌に脇息を押へてまさへも。押へて坐せなり。○鞍瓦後橋。倭名抄調度部。鞍橋。楊氏漢語抄云。鞍橋。久良保禰。一云鞍瓦。箋注云。久良保禰見空物語吹上上卷。欽明紀鞍前後橋訓。末部字之呂名也。鞍橋見北魏書傳永傳。及花雲宮詞。又見日本後紀弘仁元年紀。彈正藤原馬寮式。と云り。新井氏が軍器考に云。倭名抄に楊氏漢語抄を引て。鞍橋一鞍瓦と云よし注せり。されど日本書紀には。鞍前後橋とも。欽明紀 又は鞍瓦後橋とも。雄略 見えたれば。楊氏か説は誤れるにや。鞍橋と云は。今云前後の輪にて。鞍瓦と云は居木とも由木とも云もの見えたり。又今は前輪を麻惠和といひ。後輪を阿止和と云。昔はマヘツツ。シツツ。と云ひける。但し日本書紀に見えし鞍橋君をは。矩羅膩と讀よし注して。鞍瓦後橋をは。クラホ子ノシツクラホ子と訓たり。又四方出と云もの。倭名抄に鞍スといふ字を之保天とよみて。考聲切韻の鞍は鞍橋を穿つ皮也と云注を引たり。鞍の穿つ所ならんには。鞍橋といふは前輪後輪といふものにて。鞍橋一に鞍瓦といふ説は。あやまれる事疑あるへからすと云へり。上の箋注に。欽明紀なる鞍前後橋の訓。マヘウシノノクラホ子。今本に見えず。これは何れの本に據たるにか。いとおぼつかなし。なほこの事欽明紀に云ることあり。○反視の訓は。回カり反カりて視る義なるへし。

於是采女大海從_テ小弓宿禰喪_ニ到_リ來日本_ニ。遂憂_ニ諮_ル於大伴室屋大連_ニ曰。妾不知_レ葬所_ヲ願_ハ占_ム良地_ヲ。大連即爲奏_シ之。天皇勅_シ大連_ニ曰。大將軍紀小弓宿禰。龍_ノ驤_ハ虎_ノ視_テ旁眺_ミ八維_ヲ掩_テ討_ツ逆節_ヲ折_リ衝_ク四海_ヲ。然則身勞_ニ萬里_ニ命墮_ニ三韓_ニ宜_シ致_シ哀矜_ヲ宛_テ視喪者_ヲ。又汝大伴卿與_ニ紀卿等_ニ同國近隣_ニ之人_ニ由來尙矣。於是大連奉_シ勅_シ使_シ土師連小鳥作_シ冢墓_ヲ於田身輪邑_ニ而葬_ス之也。由是大海欣悅不能_シ自默_シ以_テ韓奴室_ヲ兄麻呂弟麻呂御倉小倉針六口送_リ大連_ニ吉備上道蚊島田邑家人部是也。別_シ小鹿火宿禰從_テ紀小弓宿禰喪_ニ來_リ時獨留_リ角國_ニ使_シ倭子連_ヲ連_ニ未_レ詳_シ奉_シ八咫鏡_ヲ於大伴大連_ニ而祈請_シ曰。僕不堪_シ共_ニ紀卿_ニ奉_シ事_ヲ天朝_ニ故請_シ留_リ住_ス角國_ニ是以大連爲_シ奏_シ於天皇_ニ使_シ留_リ居于角國_ニ是角臣等_ニ初居_リ角國_ニ而名_シ角臣_ニ自此始_ル也。

視喪者。職員令に。喪儀正一人。掌_ル凶事儀式及喪葬之具_トある是なり。○同國近隣之人。集解云。按大伴氏之祖道臣命。賜_シ宅地_ヲ於築坂邑。見_ル神武天皇二年紀。築坂大和國高市郡。紀氏在_ニ平群郡_ニ。延喜式大和國平群郡有_ニ紀氏神社_トあり。○田身輪邑。和泉志云。日根郡淡輪村。舊作_シ田身輪_ト。屬邑_ニ。紀小弓宿禰墓在_ニ淡輪村東_ニ。墓畔有_ニ小冢七_ト。又云。上道大海墓。在_ニ淡輪村南_ニ。俗稱_シ小陵_ト。紀小弓妻也_トあり。村四墓畔。有_ニ小冢二_ト。同志に見えた_リ。世世紀氏の墓地とされりしなるへし。○韓奴は。考云。小弓宿禰三韓の者を生捕り。奴として使はれたる者なるべしと云り。○兄麻呂弟麻呂。本に麻呂を廢の一字に作れり。今考本集解に據て改む。通證云。今按麻呂作_レ廢。初見_ニ于此_ニ。猶神木作_レ榑。白田作_レ島。皆後人所_レ造也。然此紀無_ニ二合之例_ニ。宜_シ改作_シ麻呂_ト一字と云り。但し未に至りては。二合字を用たる所もなきにあらす。○蚊島田邑。未詳。○家人部。家人は賤となりて。人の家に使はるゝ者の稱なり。又家部とも云り。これを官田を作る人。戸令云。官戸陵戸家人奴婢爲_レ賤。又云。凡家人所生。子孫相承爲_ニ家人_ニ。皆任_ニ本主驅使_トなどあり。さて又按に。邑字伴信友校本に屯に作る。さらは屯家人部とよむへきか。倭名抄備前國兒島郡三家_{美也}。郷あり。姓氏錄に三宅人と云。姓氏もあれは。よしありけにおもはるれど。なほ三宅人は他姓なれば。本の字のまゝなる方まさるべし。○角國は。倭名抄周防國都濃郡。萬葉集に角島之追門などあるこれなり。重胤云。今夜地村と云所に國造と云處あり。其向なる山を角向山と云と云り。國人近藤清石云。按に都濃郷の名今傳はらず。須金村の大字須萬村の風土注進案に。本村往古は須々萬中須一郷にて。建久の頃までは紀村と唱へしが。平家一族長門國赤間關没落の後。

中納言雅賴卿の子秋月丸。父を慕ひて赤間關に下向し。父雅賴卿を尋ぬるに。雅賴卿も入水ありしと
 ききて。こゝかしこさまよひあるき。本村に平氏の落人潜居するにききて本村に來り。これを使いて
 居住し。古郷をなつかしみ。須萬と改めしと云ふ。と云ひ。字長谷の小学御所谷を。秋月丸の邸址と云ひ。また須々
 萬村の大字須々萬與村の字下角を。須々萬與村の風土注進案に。角宿禰住居の所を角と稱し。村名に
 用ゐる。下角と號する由に云へり。下角はたして云ふが如くならば。須萬もと紀村なるべく。紀村はたし
 て云ふが如くならば。下角うきたることにあらずして。このあたり都濃郷にして。いにしへの角國な
 り。猶よく考ふべしと云り。さて釋に此角を都留我と訓るは誤なり○倭子連。詳ならず○紀卿は。大
 磐宿禰なり○不堪共紀卿奉事天朝。記傳云。紀卿とは大磐宿禰を云か。さあらは小弓宿禰の妻に従て。
 采女大海小鹿火宿禰など一に歸られたらんを。顯宗紀に紀生磐宿禰跨據任那。交通高麗云々こあ
 るは。猶韓地に住へる如きこゆ。かつこゝに此人の歸られたる事もみえねは。いとくいふかじと云
 り。さる事なり。さてかく祈請せしは。大磐小鹿火同姓なれば。兵馬を奪はれ面目を失たる故に。共に
 天朝に事ふるに堪へしと。角國に居る事を願たるなり○角臣等初居角國云々。按に始祖角宿禰此宿禰の
 仁德紀に出て。その名を角と云るは。角國に依れる事と見え。また其子田鳥宿禰都怒國造となれるも。仁德
 紀に云り。の名を角と云るは。角國に依れる事と見え。また其子田鳥宿禰都怒國造となれるも。仁德
 紀に云り。さて又同御世に田鳥宿禰の孫米多臣。周芳國より讚岐國に遷れることも續紀に
 見えたり。されははやくより此氏角國に住める事明らかかなり。然るに此小鹿火宿禰に至りて。初て角

國に留り居るに依りて角臣と名くとは。いかゞなる傳なり。記傳にもこれを疑ひて云れけるは。按に
 角宿禰も。仁德紀に四十三年百濟に遣されしこと見えたりは。武郡云。應神紀三年にも。還來る時に。角國に
 留りしは角宿禰なるを。誤りて小鹿火宿禰のことに語り傳へしには非ぬか。又は祖の代より由ある地
 なる故に。小鹿火宿禰も留り居しにやあらん。と云れたり。

秋七月壬辰朔。河内國言。飛鳥戶郡人田邊史伯孫女者。古市郡人書首
 加龍之妻也。伯孫聞女産兒。往賀賀家。而月夜還於蓬藁丘譽田陵
 下。蓬藁。此云。逢騎。赤駿者。其馬時。漢略而龍。翫。翫。聳。擢而鴻。
 驚。異體蓬生。殊相逸發。伯孫就視而心欲之。乃鞭所乘驄馬。齊頭
 並轡。爾乃赤駿超摠絕於埃塵。驅驅驚迅於滅沒。於是驄馬後而怠
 足。不可復追。其乘駿者。知伯孫所欲。仍停換馬相辭取別。伯孫得
 駿甚歡。驟而入厩。解鞍秣馬眠之。其明旦赤駿變爲土馬。伯孫心
 異之。還覓譽田陵。乃見驄馬在於土馬之間。取而代而置所換土馬。

也。

飛鳥戸郡。倭名抄安宿郡安須加倍これなり。神名帳安宿郡飛鳥戸神社あり。姓氏錄に河内諸蕃に飛鳥戸造あり○田邊史。通證に今有田邊邑屬國分村とあり。但し河内志には見えず。姓氏錄右京皇別。田邊史。豐城入彦命四世孫大荒田別命之後也。左京皇別。上毛野朝臣。下毛野朝臣同祖。豐城入彦命五世孫。多奇波世君之後也。大泊瀬幼武天皇御世。努賀君男百尊。爲聞女産兒。往賀三鞆家。犯夜而歸。於應神天皇御陵邊。逢騎馬人。相共語話。換馬而別。明日看所換馬。是土馬也。因負姓陵邊君。百尊男德尊。斯羅。論皇極御世。賜河内山下田。以解文書爲田邊史。寶字稱德孝謙皇帝天平勝寶二年。改賜上毛野公。今上弘仁元年改賜朝臣姓とあり。此文大泊瀬幼武天皇御世以下。以解文書爲田邊史。までの文は。稻彦か訂正本には。師云。混諸蕃田邊史事。と云て園を加たり。この師云は本居翁の説なり。それは同錄右京諸蕃に。田邊史漢王之後知捨之後也とある。其氏と混へるものと爲られたるなり。されどしか定めかたきよしあり。そは氏族志上毛野氏下に云。姓氏錄云。雄略帝時云々。これ右の全文なり今略けり按日本紀私記序云。田邊史祖。思須美。和徳二人。仁徳帝時自百濟歸朝言。己等祖貴國將軍上野公竹合也。帝乃敕附其族。竹合蓋竹葉瀬也。據日本書紀。竹葉瀬使新羅。實在仁徳五十三年。後三十五年帝崩。即其子孫不レ當下逮帝時。而歸朝。姓氏錄田邊史直。係于荒田別。荒田別應神朝屢使百濟。即其子孫留居彼地。亦非レ無

レ謂。思須美和徳。豈荒田別子孫。至此歸朝。私記序誤爲竹葉瀬後乎。姓氏錄所謂努賀君百尊等。蓋思須美和徳子孫。而今本佚其前文。不可詳考也。唯續日本紀田邊史難波等。勝寶二年改賜上毛野公。與姓氏錄合。即難波等。蓋百尊之裔。以下其與上毛野朝臣同祖上故。改賜此姓也。姑附備考と云り。この考によれば。あなから蕃族ともいひかたし。なほよく考へし○書首は。應神紀十六年に出。拾遺に河内文首とあるこれなり○鞆は。睦子の義なるへし。女の夫を睦まじみて云稱なり。倭名抄爾雅云。女子之夫爲鞆。和名無古○蓬菓丘。倭名抄。覆盆子。和名以知古。蓬菓今木伊知古と云ものなりと云り。新撰字鏡には。萋伊知比古とあり。集解云。蓋陵多蓬菓。故時人呼曰蓬菓丘と云り。此地名今隠れたり○譽田陵。此紀には本紀の下に此御陵を記されず。記に御陵在川内惠賀之裳伏岡とあり。諸陵式に惠我藻伏山岡陵。輕島明宮御宇應神天皇。在河内國志紀郡。兆域東西五町。南北五町。陵戸二烟。守戸三烟とあり。河内志に在古市郡譽田村。式屬志紀郡。陵畔有家七。曰馬家。曰鞍家。曰圓家。曰登久理家。曰久豆家。陵東有馬鬣封。俗傳武内宿禰墓云々。前皇朝陵記に。譽田八幡宮縁起曰。奉于古市郡長野山藻伏山岡陵。是也。欽紀郡相隣。陵接二郡界。故爲在志紀郡。爲在古市郡。而已。また扶桑略記曰。治曆二年四月二十五日。石清水宮司言。上去三月二十八日戊朔。河内國譽田天皇山陵實動。放光之異也。と云り。譽田八幡宮縁起に。欽明天皇二十年云々と云は信かたし。社の礎しは後の事なるへし。此社今も御陵の前に。さて裳伏岡を蓬菓岡とも云しにや不審し。また譽田陵とは。譽田天皇の御墓と云事にて。地名にはあらし。地名は蓬菓丘とあればなり。上に引る姓氏錄にも。應神天皇陵邊とありて。地名は見えず○渡略は。文選甘泉賦作變略。注に龍行貌とあり。これをモコヨカと訓るは。神代紀なる

透進をモコヨフと訓る。一に見て附たる訓か。さらは非なり。透進は斜去貌とありて。龍馬の奔驚するさまにあらず。別にモコヨカと云辭ありしにや詳ならず。○歟登擢云々。歟は文選注に忽也とあり。アカラサマニと訓へし。さてこの句も疾行貌を云るなり。○異體蓬生。蓬字集解また竟宴和歌集に引るには峯とあり。文選にもしかあり。注に峯生若レ山而生レ峯也とも。峯生言多ニ異體ニ與ニ他馬ニ不レ同也ともあり。或説に峯生を舊讀カトクナリテあれと蓬は誤なることしるし。さて漢略以下殊相逸發までは。文選緒白馬賦の文にてかけるなり。○驄馬。和名抄牛馬部。説文云。驄青白雜毛馬也。漢語抄云。驄青馬也。黃驄馬茶花毛乃字末。○箋注云。新撰字鏡驄訓ニとあり。按に美多良乎未詳。末多良乎の誤にはあらぬか。古く此紀にマタラヲと訓めるも見えたり。さらは青白雜毛の義にて斑尾なるへし。なほ考へし。○超摠絶於埃塵。訓詳ならず。此句熱田本訓。コエノヒテヌケタエタルコト。チリヒチニミユ。とあるは。まつきこえたり。或説於埃塵ハ。拔絶たること。雲の道塵の道に見ゆなり。赤馬は疾馬に乘拔て。其間の遠く絶たるは。雲塵を遙に見る如しと云り。雲の道とは。古歌に雲路とも。雲井路ともよめる是なり。塵の道は例をしらす。千載集に塵の末と云は見えたり。文選歸田賦に。超埃塵以遐遊とあるにおなじ意。○驅驄驚迅於滅没。本に驅上一の驄字は衍なり。秘閣本熱田本及竟宴歌集に引るになし。故今刪れり。訓未だ詳ならず。熱田本にハシリサキタツコト。ホノカニシテウセヌ。とよめるは聞えたり。或説に。迅於滅没を。原本にワ流母可ニシテ失ヌ。と眞假名に旁訓を加へたるは。甚古言なりと聞ゆるものから。語例をしらす。萬十九天雲乎。富呂爾布美安多之。鳴神毛。とある富呂は。此ワ流と同言なるへく聞ゆるは。散々に見えて失ぬと云意なるへし。しからはホルモカのカは辭なり。さて此二句も猪白馬賦にあり。本文及竟宴集には驚を驚に作れり。集解には改めたり。されど前文に鴻驚ともあれば。改むるに及はず。○驟而。本にトヲシテと訓れど。舊訓にヲトヲシテと訓るに

十年丙午

從ふへし。○解鞍。通證引。楊氏漢語抄。卸鞍久良於呂須。○土馬。垂仁紀三十二年に。所謂土師等取レ埴造。作人馬及種々物形。樹於陵墓とあるこれなり。太神宮儀式帳神財に青毛土馬二疋あり。馬を陵廟に奉ること天武紀にみゆ。通證に。凡神社牽ニ神馬。懸ニ繪馬。者。神之所ニ愛玩也。本朝文粹。北野天神供ニ御幣并種々物。文有ニ色紙繪馬三疋走馬十列とあり。○代而。竟宴歌集に引るに而字なし。衍なるへし。通證に代而二字疑衍とあるはあらし。○土馬也。本に也字なし。今秘閣本に據て補つ。

十年秋九月乙酉朔戊子。身狹村主青。將吳所獻一鷲。到於筑紫。是鷲爲水間君犬所嚙死。別本云。是鷲爲筑紫嶺縣主泥麻呂犬所嚙死。由是水間君恐怖憂愁。不能自默。獻鴻十隻與養鳥人。請以贖罪。天皇許焉。冬十月乙卯朔辛酉。以水間君所獻養鳥人等。安置於輕村磐余村二所。

戊子。四日なり。○身狹村主青。熱田本に青下に等字あり。○鷲。倭名抄羽族部に。鷲兼名苑注云。形如鷹。人家所畜也とあり。榮花物語音樂卷にもみえたり。箋注。按持統六年紀。越前國司獻白蛾。疑白鵝之譌。今俗音讀或呼唐雁と云り。釋紀には於保賀利と訓り。○水間君。神代紀に水沼君あり。そこに云り。○筑紫嶺縣王。嶺は倭名抄肥前國三根郡岑これなるへし。肥前風土記云。昔者此郡與神埼郡合爲一郡。然海部直島請分三根郡。即緣神埼郡三根村之名。以爲郡名とあり。縣主系詳ならず。○鴻十

隻。新撰字鏡に鴻字加利と注せれど。和名抄及字鏡集等に加利と注せり。此鴻は鴈より大して。背頸淺黒微褐。翅は深黒色にて。腹は白く脚は赤黄色なり。常に澤中に居て菱實を食ふ。故にヒシクヒと云と云り。本に隻を候に誤れり。今中臣本考本等に據る。○養鳥人。和名抄筑後國三瀨郡郷名鳥養。大和國添下郡郷名鳥員。○辛酉。七日なり。○輕村は高市郡なり。○磐余村は十市郡なり。

十一年丁未

十一年夏五月辛亥朔。近江國栗太郡言。白鷓鴣居于谷上濱。因詔置瀨舍人。秋七月。有從百濟國逃化來者。自稱名曰貴信。又稱貴信吳國人也。磐余吳琴彈壇手屋形麻呂等。是其後也。冬十月。鳥官之禽。爲菟田人狗所囓死。天皇嗔。面而爲鳥養部。於是信濃國直丁。與武藏國直丁侍宿。相謂曰。嗟乎我國積鳥之高。同於小墓。且暮而食。尙有其餘。今天皇由一鳥之故。而鯨人面。太無道理。惡行之主也。天皇聞而使聚積之。直丁等不能忽備。仍詔爲鳥養部。

栗太郡。太は本の省字なるへし。熱田本に本とあれど。栗太と書る他にも數多あれは。本のまゝにてあしからず。倭名抄近江國栗太郡久留毛止とあり。この地名のよし今昔物語に。今昔近江國栗太郡に。大

なる柞の樹生たりけり。其圍五百尋なり。然れば其木の高さ。枝を差たる程を思ひ可遣。其影朝には丹波國に差。夕には伊勢國に差す。霹靂する時にも不動。大風吹時にも不搖。而る間其國の志賀栗田甲賀二郡の百姓。此木蔭に覆て日不當。故に田島作得る事無し。此れに依て其郡々の百姓等。天皇に此由を奏す。天皇即掃守宿禰口等を遣て。百姓申すに隨て。此樹を伐倒してけり。然れば其樹伐り倒して後。百姓田島を作るに豊饒なる事を得たりけり。彼奏したる百姓の子孫。于今其郡々に有り云々とあり。栗太郡志。靈仙寺村の下記曰。往古は栗太村なり。中古比叡山の靈仙坊此地に在住す。故に自ら靈仙寺村と云。終に村名と成と云。村人傳へ謂ふ。初世栗の大樹の株は此村なり。故に栗太郡栗太郷栗太村と云と云ふ。とあり。○白鷓鴣。通證引本草綱目李時珍曰。一種鴉鳥。或作鷓鴣。似鷓鴣而色白。人誤以爲白鷓鴣。是也とあり。されどこゝはたゞ白き鷓鴣なりしなるへし。○谷上濱。谷上は谷の上を轉して。神功紀の歌に見えたり。萬葉集に田上に作る。田上山は甲賀郡信樂山と連續して。栗太郡に屬す。その麓を流るゝ是を田上川と云。其末流勢田河に入り。大石を経て宇治河と稱す。田上の供御瀬など云るもあり。○川瀨舍人。記傳云。これは世にめつらしきことなり。故に。後世まで語傳へしめむ爲に。一部の舍人の名に負せて。のこし玉へるなりと云り。川瀨は谷上の地名なるへし。天武紀に川瀨舍人造あり。集解に。この川瀨舍人を。誤。○吳國人也。集解云。是歲當宋明帝泰始三年。百濟蓋鹵王十三年とあり。○磐余。吳琴彈。令雅樂寮伎樂師一人。義解謂。吳樂。本朝格云。新羅琴師人蓋此之類也とあり。さて此等は。即西土所集解に。この川瀨舍人を。誤。○吳國人也。集解云。是歲當宋明帝泰始三年。百濟蓋鹵王十三年とあり。○磐余。吳琴彈。令雅樂寮伎樂師一人。義解謂。吳樂。本朝格云。新羅琴師人蓋此之類也とあり。さて此等は。即西土所集解に。この川瀨舍人を。誤。○吳國人也。集解云。是歲當宋明帝泰始三年。百濟蓋鹵王十三年とあり。○磐余。吳琴彈。令雅樂寮伎樂師一人。義解謂。吳樂。本朝格云。新羅琴師人蓋此之類也とあり。さて此等は。即西土所

彼平乃古登是也。集解云。按職員令集解。雅樂寮有琴師韓琴師。蓋天武之朝撰紀之時。磐余所_レ有吳琴師也。と云り。○壺手屋形麻呂。壺手は景行紀に坂手池見えたり。今城下郡に坂手村ありと云り。萬葉十三。帛叫。檜從出而。水蓼。穂積。至。鳥網張。坂手乎過。石走。甘南備山爾云々。とあるも。是地なるへし。地名によれる姓なるへし。さて屋形麻呂はいかなる人にか。さしも聞えぬ人の。こゝにかく取出て。是其後也と書るはいふかし。もしくは當時名高琴の師などにやありけん。○鳥官は令になし。天皇御翫の禽の官なるへし。鳥を翫ふこと古くよりありて。出雲神賀詞にも見えたり。集解云。按中古有鳥曹司。朝野群載。紀朝臣久俊。請_レ依_レ以_レ私物。造進太子宿米器殿。竝鳥曹司。功_レ遷_レ左右衛門尉。狀曰。重按_レ舊貫。中臣賴遠。造進鳥曹司。早以拜除とあり。拾芥抄。殿合部。○菟田人。大和國宇陀郡の人なり。○跡面は。菟田人を跡するなり。○鳥養部は。鳥を飼ふ人なり。既に云へり。○直丁。直は番直なり。職員令に。官省寮司に各直丁あり。神祇官直丁。集解に問_レ直丁行事。答。官内驅使耳。但不_レ可_レ驅_レ使山野。何者量_レ司開繁。置_レ使丁_レ故。問直丁本何人。答。諸國點定進上者也。賦役令云。仕丁每_レ五十戸_レ二人。注云。以_レ一人充_レ斷丁。又云。二年一替是也。とあり。○侍宿。殿居なり。更番直宿するを云。○爲鳥養部。集解云。按鳥養部賤_レ於直丁_レ可_レ觀。と云り。

十二年戊申

十二年夏四月丙子朔己卯。身狹村主青與檜隈民使博德。出使于吳。冬

十月癸酉朔壬午。天皇命木工鬮鷄御田。始起樓閣。於是御田登樓。疾走四方。有若飛行。時有伊勢采女。仰觀樓上。恠彼疾行。顛仆於庭。覆所擊。饌。天皇便疑御田奸。其采女。自念將刑。而付物部。時秦酒公侍坐。欲以琴聲使悟於天皇。橫琴彈曰。柯武柯噬能。伊制能。伊制能。奴能。娑柯曳鳴。伊哀甫流柯杳底。志我都矩屢麻泥爾。飫哀杳彌爾。柯拖俱。都柯陪麻都羅武騰。倭我伊能致謀。那我俱母鷺騰。伊比志拖俱彌幡夜。阿拖羅陀俱彌幡夜。於是天皇悟琴聲。而赦其罪。

己卯は四日なり。○出使于吳。宋明帝泰始四年なり。○壬午は十日なり。○鬮鷄御田。鬮鷄は大和國山邊郡の地名に據れる姓なるへし。○猪名部は。次なる猪名部眞根を。混へて傳へしなるへし。○始起樓閣。倭名抄居處部。樓閣。四聲字苑云。今謂_レ臺上構屋爲_レ樓。辨色立成云。野王案。閣重門復道也。今按。俗謂_レ朱雀門。云。按說文。樓重屋也。即此義云々。神代紀雄略紀崇峻紀樓閣。雄略紀靈異記樓閣。廣神紀仁德紀高臺。齊明紀觀。皆同訓。讀日本紀萬葉集殿。即是。欽明紀樓。訓_レ多加也。廣本有_レ一云和名呂五字。古本拾芥抄云。朱雀門。伴氏造。賦_レ重閣。與_レ此所_レ云同。按讀日本紀和銅三年。神龜

元年。寶龜八年。延暦元年。并有重閣門。扶桑略記昌泰元年條云。舊宮重閣門。即此。蓋延暦遷都後。改名朱雀門。而俗猶沿舊呼重閣。非後世俗稱也。は樓も閣も一物なり。營繕令義解に。樓者重屋。閣亦樓也とあり。さて樓は神代にも既に見えて。古くより有しものなるを。こゝに始起とあるはいかにと云に。此なるは皇國のもことよりの造にはあらて。外國風の樓閣のさまに。始て造りしものなるへし。次に見えたる猪名部真根は。攝津諸蕃に。爲奈部首。百濟國人中津波手之後也とありて。韓國より歸化せし工匠なるへし。されはこゝの木匠も。彼國の人なりしやも知かたし。しか見る時は。一本に猪名部御田とあるも誤なりとも定かたし。かにかくにこゝに始起とあるは。異國様の樓閣なることは疑あらし。集解に。原有蓋誤也三字。私記攪入。と云て刪られたるは。さもあるへし。釋に引る天書に。十二年冬十月初營于雲樓とあるも。さる意ありて書る文字なるへし。疾走四方。熱田本中臣本竟宴歌集本に。方を面に作り。覆所擊饌。采女か手纏領巾懸て仕奉るさまなり。禁秘御鈔。陪膳采女典侍仰之。○注に饌者御膳之物也七字あり。私記攪入なる事決し。○付物部。此事既に云り。令囚獄司。物部。四十人。掌主當罪人。決罰事とあり。○秦酒公。十五年の下に云へし。○欲以琴聲使悟。琴聲のみにあらず。歌を以て悟し奉らむとて。其歌を琴に託せて。天皇に聴かじめまつりしなり。○柯武柯噓能伊制能。神風之伊勢之なり。集解に按謂伊勢者。因采女興之。と云れたるか如し。○伊勢能奴能。伊勢之野之なり。守部云。伊勢之野は五十鈴原を云。五十鈴原は即大神宮を申せり。其地の地名を云て。其宮のこととなるは。住吉といひて住吉大神のことなり。春日と云て春日大神とは聞ゆる事のあるか如

こと云り。久老は奴を故の誤なりとして。伊勢之子の義に見られたり。信かたし。○婆柯曳鳴。榮をなり。守部は五十鈴宮の御榮なりと云り。次に云。○伊真甫流柯枳底。五百世經懸而なり。五百世經るまで掛てと云ふ意なり。○志我都矩屢麻泥爾は。其之盡迄になり。盡る世あらぬことを譬に引て。盡るまでにとは。物を強く言はむかためなり。○飯真枳彌爾。柯拖俱都柯倍麻都羅武勝。大君に堅將仕奉となり。守部云。上よりのつゝきは。五十鈴宮の御榮は。垂仁天皇の昔より。於今五百年經たり。其如く自今五百世經るまで。大君に堅く奉仕むと云なり。ふと然は聞えかたきやうなれと。上古の歌なれば。耳遠き事もなからめやと云り。○倭我伊能致謀。我命もなり。○那我俱母鵝騰。長欲得となり。○伊比志拖俱彌備夜。言し工匠者也なり。○阿拖羅陀俱彌備夜。可惜工匠者也なり。一首の意は守部云。伊勢の五十鈴のみさかえよ。齋ひ祭りしよりも五百年經たり。今行末も五百經かけて。此御榮の盡と云事はなし。若其大宮の盡るまでに。大君に堅固く奉仕と。吾命も長くもかど云て。宮造に勤勞し工はや。をしき其工はやなりと云れたり。さて采女も御田も。俱に刑に行れんとしたるに付て。初句に伊勢の地名を云出て。伊勢采女をほのめかし。さて結句に至りて。工の事を云出て。采女をも其中にこめたるか歌の巧なるへし。然るにまた守部か。歌のさま難か死たる後に。惜みてよめる意と聞ゆ。此歌に樓閣の事。采女か事。又死刑のことなどは。ふつによしなきをや。しかるに諸注ともに。采女か榮えを。五百世かけてと云也と云るは。前文に恐ひて強ためるるかしと云れたるは。あまり古傳を襲にしたる説さまなり。本文のまことにきて。よく通ゆる歌なるをや。なほ此外に云れしこともあれと。すへてはふきて出せり。

十三年春三月。狹穗彦、玄孫齒田根命。竊奸采女山邊小島子。天皇聞以齒田根命收付於物部目大連。而使責讓。齒田根命以馬八匹、大刀八口、祓除罪過。既而歌曰。耶麼能謎能。故思麼古喻衛爾。比登涅羅賦。宇麼能耶都擬播。嗚思稽矩謀那斯。目大連聞而奏之。天皇使齒田根命資財露置於餌香市邊橋本之土。遂以餌香長野邑賜物部目大連。

狹穗彦。彦坐王の子。垂仁紀にみゆ。○玄孫。倭名抄親戚部。爾雅云。曾孫之子爲玄孫。和名夜之波古。○山邊小島子。姓氏錄右京皇別。山邊公。和氣朝臣同祖。攝津皇別山邊公。和氣朝臣同祖。大鐸石和居命之後也。集解云。按以地名稱采女。其地所貢采女。伊勢采女之類是。此稱其名者。則山邊爲姓可觀也。○云り。○祓除罪過。本居翁云。祓に馬を用る故は。耳振立聞物止。馬牽立氏。と云る如く。神等の其祓を速に聞召受よと云意。これに准ふるに。大刀は罪穢を斷絶意に用るにやと云り。今按るに。これは本末を取違へられたる説なり。祓に太刀馬を用るは。神に奉る幣なり。其幣物に付て文章をあやなしたる。すへて祝詞の常なり。然るに其幣物の名に准へて。義を取られたるは。本末の相違あるなり。○耶麼能謎能故思麼古喻衛爾。山邊之小島子故になり。古歌に故爾と云るは。大かたなるものをと云意に

心得る例なるを。こゝは今世にも常云如き故なり。かく云る例。萬葉にも賤吾之故。大夫之。荒争見者。また及失念。戀。故など。なほ其餘にも多し。○比登涅羅賦。人街なり。契沖守部云。人街は。一本に泥とあれど。其萬葉十八。波利夫久路。應婢都々氣奈我良。佐刀其等邇。天良佐比安流氣騰。比等毛登賀米。泥を耐と訓へし。萬葉十八。波利夫久路。應婢都々氣奈我良。佐刀其等邇。天良佐比安流氣騰。比等毛登賀米。授。とよみたる天良佐比にて。人に誇る意なり。街は字書に自矜也と注せり。此も人の目につくやうにとかまへて。馬八匹を出せるなれば。なほ誇れるなり。諸注みな。と云り。○宇麼能耶都擬播。馬之八疋者なり。匹は馬數を云名なり。言義は牽か。馬は綱を附て引行ものなればなり。守部云。匹を擬と云は。擬はの字なれども。用は清濁に拘はらず。豆を都に用たる類なり。大江匡房卿歌に。ゆきやらて雪の花と見つるかな。比登伎布多伎の駒にまかせて。これらなり。されは八匹と云へきを。耶都擬と云るは。八峯を八峯。八代を八代とよめる類なり。宇麼能と能の言を添たるは。馬の八疋はかり。何の惜きことあらむの意なりと云り。今按に馬の八疋は。馬ならば八疋ばかりと。俗に云か如し。此説宜しかるへし。さるは釋に八毛とあるに付て。通證に公事根源曰。白馬節會介都介奏。風俗通曰。馬稱疋者。俗説云。相馬及君子。與人相疋。故云疋。なと云る説はわるかるへし。○嗚思稽矩謀那斯。惜けくも無しなり。稽矩は語助なり。守部云。解に自慢の馬八匹を出すとも。更に惜からすの意なりと云り。今思ふに。若其意ならんには。馬八匹よりも。太刀八口の方をこそ。取出玉ふへきわさなるを。特に馬をしもよみ玉へるは。上に云る如く。わさと人街ふ贖物を出して。矜むの意なるなり。一首の意は。山邊の小島子ゆるるには。馬の八匹はかりは惜くもな

し。同じくは世の人の目につく贖物を出して。名を立て誇りてむと云なりと云り。○餌香市邊橋本之土。河内志に。古市郡會賀市。在古市村北會我川西。又呼曰會我。こあり。顯宗紀に。旨酒餌香市。不_レ以_レ直買。手掌_レ撥亮。拍上賜云々。古名高き市なり。其市ありしより。後に古市と名けたりしにやあらん。續紀神護景雲三年。會賀市司とあるも同地なり。天武紀に衛我河あり。そこに云。橋。中臣本清家本に橋を橋に作る。或人云。橋本は橋なり。續後紀十。衣縫造金繼女云々。至_レ又節。則母子買_レ雜。なほ橋の方なるべし。橋本とは橋の樹を殖たる地の名なり。東市河橋。借橋。十五年とあり。と云るることなれど。萬葉三。東市之殖木乃木立左右云々。とあるが如く。古市の衛に木を殖られし事ありしこみゆ。そは木の實を採り。又桑をも殖るは。葉をとりて民用の助けとせられしなり。記雄略段に。夜麻登能。許能多氣知爾。古陀加流。伊知能都加佐云々。淤斐陀氏流。波毗呂由都麻都婆岐などあり。又大和の海柘榴市と云ふも。殖木によれる名なり。又敏達紀に阿斗桑市とあるは。桑を生殖たるゆゑの名なり。なほ萬葉類聚三代格延喜式等にあり。さて本に土を土に作るは誤なるへし。今は活字本中臣本に據て改む。○長野邑。河内志に。古市郡長野山。譽田碓井土師等即此。一名漢伏山。舊屬志紀郡。見_レ廟陵式とあり。さて餌香は齒田根命の所有の地なりしか故に。其處に資財を露置せしめて。さなから物部目大連に賜ひしなるへし。

秋八月。播磨國御井隈人文石小麻呂。有力強心。肆行暴虐。路中

抄劫。不_レ使_レ通行。又斷_レ商客_レ船。悉以奪取。兼違_レ國法。不_レ輸_レ租賦。於是天皇遣_レ春日小野臣大樹。領_レ敢死士_レ一百。並持_レ火炬。圍宅而燒。時自_レ火炎中。白狗暴出。逐_レ大樹臣。其大如馬。大樹臣神色不變。拔刀斬之。即化_レ爲_レ文石小麻呂。

御井隈。詳ならず。播磨風土記佐用郡條に。彌麻都比古命。治_レ井養_レ根。即云。吾占_レ多國。故曰_レ大村。治_レ井處號_レ御井。とある地ならば佐用郡なり。なほ考へし。○文石小麻呂。倭名抄飾磨郡穴無安奈之とあるこれか。穴織漢織の例にて。文と穴とは通へり。されど文石と云氏はあることなし。扶桑略記に。文石小麻呂。古本に然ありしにや。大石と云姓。孝謙紀天平勝寶二年正月。大石村主真人みゆ。萬葉にも見えたり。○抄劫。通證云。訓未_レ詳。字書抄略取也。韻會劫俗作_レ劫とあり。○斷商客船。倭名抄商人和名阿岐比止とあり。斷をタヘテと訓めるは。塞の義なり。斷絶の義にはあらず。紀中の訓に例多し。○春日小野臣。記に天押帶日子命者春日臣小野臣之祖とありて。二氏とわかれし後より記せり。其もとは春日臣なり。さて春日も小野も地名にて。春日は大和國添上郡なり。天武紀に十三年十一月。大春日臣賜_レ姓曰_レ朝臣とあり。記傳云。大てふ言は。是より前何れの御代に加られたるにか。詳ならず。持統卷五年の下に。十八氏を擧たる中には。た_レ春日とありて。大字はなし。元明紀に出たるには大字あり。とあり。姓氏錄左京皇別。大春日朝臣。出_レ自_レ孝昭天皇々子天帶彥國押人命也。仲臣令家重_レ千金。委_レ精爲_レ堵。于時大鷓鴣天皇。德仁臨_レ幸其家。詔

號三糟垣臣。後改爲春日臣。桓武天皇延曆二十年。賜大春日朝臣姓。とあり。桓武天皇云々云る疑はし。是より
垣臣も。小野は近江國滋賀郡なり。今も小野村あり。堅田よ。天武紀十二年十一月。小野臣賜姓曰朝臣。と見え。論あり。北比良より南なり。 姓氏錄左京。小野朝臣。大春日朝臣同祖。彦姥津命五世孫。米餅搗大使主命之後也。大德小野臣妹子。家
 于近江國滋賀郡小野村。因以爲氏。山城に小野朝臣。孝昭天皇々子天足彦國押人命之後也。神名帳近江
 國滋賀郡小野神社二坐。名神。これ氏神なり。續後紀に。承和元年二月。小野氏神社。在近江國滋賀郡。勅
 聽下彼氏五位以上。每至春秋之祭。不待官符。永以往還。とあり。この文によれば。祖先以來世々小野
 村に居れりしこと明らけし。またこゝに春日小野臣見えたれば。姓氏錄に小野臣妹子。始て小野村に
 居しにはあらざるなり。たゞ單に小野氏と稱しは。妹子より始まりしなるへし。また姓氏錄山城に。小
 野臣。天足彦國押人命七世孫。人花命之後也ともあり。氏は妹子の後は。續後紀小野朝臣篁より。三代
 實錄陽成紀。山城愛宕郡小野郷人勘解由次官小野朝臣當岑あり。さて小野氏系圖に。篁七世孫隆泰。孝
 泰に作る又孝泰に作る。武藏守と爲る。子孫蕃衍して横山黨と云ひ。猪股黨と云ふ。所謂武藏七黨なり。小野系圖に。其先
 王に出さる。なほ春日臣の事は。敏達紀春日臣仲君の下に云へし。○敢死士一百。考本に百の下人字あり。○
 王に出さる。なほ春日臣の事は。敏達紀春日臣仲君の下に云へし。○敢死士一百。考本に百の下人字あり。○
 火炬。通證。倭名抄燈燭和名並度毛師比。炬火調與燈同。俗云太天阿加之。字書云炬束薪灼之。とあり
 ○拔刀斬之。或人説に。今越部庄に大寺の犬見塚といふあるは。若は少麻呂の塚にはあらしか。猶よく
 考へしと云り。

秋九月。木工猪名部眞根。以石爲質。揮斧斲材。終日斲之。不誤傷
 及。天皇遊詣其所。而恠問曰。恒不誤中石耶。眞根答曰。竟不誤矣。乃
 喚集采女。使脫衣裙。而著犢鼻。露所相撲。於是眞根暫停。仰視而斲。
 不覺手誤傷及。天皇因噴讓曰。何處奴。不畏朕。用不貞心。妄輒答。
 仍付物部。使刑於野。爰有同伴巧者。歎惜眞根。而作歌曰。婀拖羅斯
 枳。偉儼謎能陀俱彌。柯該志須彌儼幡。旨我那稽摩。拖例柯々該武預。婀
 拖羅須彌儼幡。天皇聞是歌。反生悔惜。喟然頽歎曰。幾失人哉。乃以
 赦使。乘於甲斐黑駒。馳詣刑所。止而赦之。用解徽纆。復作歌曰。農
 播拖磨能。柯彼能矩盧古磨。矩羅枳制播。伊能致志儼磨志。柯彼能矩盧
 古磨。一本。換伊能致志儼磨志。而云伊志柯孺阿羅磨志。

九月の上に。秋字あるは衍なり。○猪名部。上に云り。○質。釋紀に阿豆と訓り。新撰字鏡。數椹字磧也阿
 氏。又砧加奈志支乃石。字典磧說文柱下石などあり。史范離傳。不足以當椹質。索隱曰質對及也。とあ

り。この當の義なるへし。本の訓は誤れり。○衣裾。倭名抄裝束部。裙裳毛。釋名云。上曰裙。下曰裳。○
 歎惜。記に地矣阿多良斯登許曾。また阿多良須賀波良なごあり。○婀拖羅斯積。可惜なり。○偉難謎能陀
 俱彌。猪名部之工匠なり。○柯該志須彌離。所繫繩墨なり。萬葉集に墨繩袁。播倍多留期等久。また斐太
 人乃。打墨繩之。直一。道爾。倭名抄内典云。端直不曲猶繩墨。和名須美奈波。守部云。なへての注に。墨
 繩をかくとは。今世に墨を打つ云意なりと云り。思ふに上代大厦を建るには。まつ中央に準繩を繫て。
 其より量出ける故に。其を重き行として。かくは云るならんこと云り。○旨我那稽摩。摩考本に麼に作る
 よろし。其之亡者なり。那稽麼は那久者と云に同じ。○拖例柯々該武預。誰將繫與なり。預は助辭。歎
 く意あり。○婀拖羅須彌離。惜墨繩なり。守部云。一首の意は。可惜くをしかるは。猪名部の工ぞ。も
 し其か亡ならは。今より後誰か繫んよ。其重き墨繩をはこて。木道の廢れんことを歎けるなり。と云り
 ○甲斐黑駒。聖武紀に。甲斐國獻神馬。黑身白髮尾。平氏太子傳曆に。甲斐國貢一驪駒四脚白者。年中
 行事歌合に甲斐駒牽あり。六帖に。小笠原倍美のみまきにあることまも。執ればそなつく兒等か袖は
 も。堀河院百首。逢坂の杉の群立木繁きに。まきれやすらん甲斐の黑駒などよめり。此國昔より良馬を
 出せり。集解に。按巨摩郡有穗坂。真衣野牧。八代郡有柏尾山。而黑駒山值其南。駒飼村在其東。甲斐
 出駿逸驪駒。故世稱名馬。以甲斐とあり。倭名抄。驪馬。毛詩注云。驪純黑馬也。
漢語抄云。驪馬黑毛馬也。○箋注云。馬名合。烏玉馬。萬葉集。乾玉之黑馬。細路紀云。皆是也。とあり。○農播拖磨能。釋私記に。師說烏扇之實也。其色黑。故喻之。或說鶉羽也。或說夜

之異名也。言欲讀黑之發語也。とあるは古説なれと信かたし。久老云。寐程のなり。寐るを東國の方言
 にぬまるといふ。播と磨とは相通ふ。拖磨は年月晝夜の來經ゆく程をいふ言のよし。萬葉三別記に云
 り。もと夜にかふる枕詞にて。夜は暗きものなれば。黒もつづけたり。其餘夢妹にもかふるは。寐の
 一言につづけたるなり。○柯彼能矩盧古磨。甲斐黑駒也。萬葉十三。夜干玉之黑馬之來夜者。また烏玉之
 黑馬爾乘而。○矩羅枳制播。被鞍者なり。鞍を着せすして直に馳するなり。○伊能致志離磨志。命將死
 なり。使者もし鞍を装なごせんには。真根既に刑を受けて將死となり。○柯彼能俱盧古磨。通證に再言之
 者。真根脱刑。則願黑駒之力。褒其逸足也。と云る。さることなり。一首の意は守部云。よき所へ來
 たるかな。此甲斐の黑駒に鞍させなごして引しろは。得追付すて死せんものを。あはれ甲斐の黑駒
 の逸足によりて。追及ひたりとなりと云へり。○一本伊志柯孺阿羅磨志は不レ及將有なり。伊は發語な
 り。

十四年春正月丙寅朔戊寅。身狹村主青等。共吳國使將吳所獻手末才
 伎。漢織吳織。及衣縫兄媛弟媛等。泊於住吉津。是月。爲吳客道。通磯齒
 津路。名吳坂。三月。命臣連迎吳使。即安置吳人於檜隈野。因名吳原。
 以衣縫兄媛。奉大三輪神。以弟媛爲漢衣縫部也。漢織。吳織。衣縫。是

十四年庚

飛鳥衣縫部。伊勢衣縫之先也。

戊寅。十三日なり。○吳國使。記傳云。こゝに吳國使とあれども。實に彼南國王より奉りたる使にはあらし。例の韓國人ともなごの議りて。吳國王の使と爲して。吳國の人を遣したるにこそありけめと云り。○漢織吳織及衣縫云々。通證云。既見應神紀。漢織作穴織。蓋與此皆別人也。と云れたれと。別人にはあらず。一傳の錯たるものなること。既に應神紀に云り。○住吉津。記仁德段に定墨江之津とあり。今の住吉の地なり。○磯齒津路。萬葉六。遊覽住吉濱。遷宮之時。道上守部王應詔歌。從千沼回雨會零來。四八津之泉部云々。攝津志云。住吉郡住吉村。或曰住吉濱。曰兒濱。或作阿胡。又曰出見濱。或作都見。又曰板津。曰磯齒津とあり。磯齒津は天王寺より住吉社に通ふ阿部野道なることしるし。萬葉歌に和泉國の千沼と詠合せたる。千沼は住吉の南にて程近き處なり。○吳坂。記傳云。或人云。住吉の東一里はかりに。喜連村と云あり。河内の堺なり。昔は河内に屬て。萬葉に河内國伎人郷とある處なるを。久禮を訛りて喜連とは云なり。孝謙紀三代實錄などに。伎人隈とあるも此處の事なり。さて住吉より喜連に行間に。ひきく岡山の横たはりである。是を萬葉三の歌に。四極山打越見者とある山にて。吳坂は此なるへし。今も住吉より河内へ通りたる此道を。古に吳國人の通りし道なりと云傳へたり。喜連村に吳羽明神と云社などもあるなり。又かの萬葉の四極山の歌によみ合せたる笠縫島は。内匠式に云々。菅蓋一具。菅并骨料材。從攝津國

笠縫氏參來作。とある笠縫氏の居處にて。今の東生郡深江村これなり云々と云り。其説なほ委きを。今は省きて擧つと云り。さて吳國使の爲に。故にこの道を通し玉ひしは。これも記傳に。抑吳國使は。異國の中にも希見しき客なる故に。磯波津には泊すして。ことさらに此住吉津に泊へく。豫ておきて賜へるなるへし。凡て異國のことは。此大神の所知看すか故なり。萬葉十九に贈入唐使長歌に。忍照難波爾久太里。住吉乃。三津爾船能利。直渡云々。是又遣唐使なるを以て。ことさらに此津より發船するなるへし。と云れたるか如し。○臣連。通證に謂朝廷諸臣と云るか如し。契沖か目連かと云れたるはあらず。○僧隈野。大和高市郡なり。○因名吳原。記云。此時吳人參渡來。其吳人安置於吳原。故號其地謂吳原也。とあり。通證云。式高市郡吳津孫神社。今在栗原村とあり。今世に栗原村と云は。久禮を久理と訛れるにて。まことに此なるへし。○奉大三輪神。應神紀には。以三兄媛奉於胸形大神とあり。同事の混れて。かく二方に傳はりたるものなるへし。○漢衣縫部。應神紀十四年に來目衣縫と云るあり。四十一年には。吳衣縫蚊屋衣縫と云るあり。吳衣縫は漢衣縫と一なるへし。さて部とは。伎人の多きゆる衣縫部と云。即て姓に呼なせるなり。○飛鳥衣縫部。崇峻紀元年に。壞飛鳥衣縫造祖樹葉之家。始作法興寺。此地名飛鳥真神原とあり。延喜式大和高市郡飛鳥坐神社。○伊勢衣縫。集解に原脫部字。據上文。補とあり。さて通證に式伊勢國奄藝郡服部神社を引れたれと。こゝによしありともおもはれず。

夏四月甲午朔。天皇欲オホシテ設アヘ吳人ニ。歷トナヘ問群臣ニ曰。其共食者誰好乎。群臣
僉曰。根使主ニ可。天皇即命テ根使主ニ爲共食者。遂於石上高拔原ニ饗アヘ吳
人ニ。時密遣シ舍人ニ視察シ裝飭シ。舍人復命シ曰。根使主所著玉纒カマツラ大貴最
好。又衆人云。前迎使時。又亦著之。於是天皇欲シ自見ニ。命テ臣連ニ裝シ。如
饗之時ニ引見シ殿前ニ。皇后仰テ天ニ歎キ。啼泣シ傷哀ニ。天皇問曰。何由泣耶。皇后
避床而對曰。此玉纒者。昔妾兄大草香皇子ニ奉穴穗天皇ニ勅シ。進シ妾於
陛下ニ時爲妾所獻之物也。故致シ疑於根使主ニ。不覺涕垂哀泣矣。天皇聞
驚大怒。深責シ根使主ニ。根使主對言。死罪死罪。實臣之愆。詔曰。根使主自
今以後。子子孫孫八十聯綿ニ。莫預シ群臣之例ニ。乃將欲斬之。根使主逃
匿至日根。造稻城而待戰。遂爲官軍見殺。天皇命テ有司ニ分シ分子孫ニ。一
分爲大草香部民。以封シ皇后ニ。一分賜シ茅渟縣主ニ。爲負囊者。即求シ難波
吉士日香香子孫。賜姓シ爲大草香部吉士。其日香香等語。在穴穗天皇

紀事平之後。小根使主小根使主。根使主也。夜臥謂人曰。天皇城不堅。我父城堅。
天皇傳聞是語。使人見根使主宅。實如其言。故收殺之。根使主之後
爲坂本臣。自是始焉。

共食者。推古紀にも訓同じ。言義は相喫人なり。皇極紀の童謡に。渠梅多備母。多礙底騰哀囉栖。ある
を。太子傳曆に喫而今核とあり。萬葉に。妻毛有者。探而多宜麻之。佐美乃山。野上乃字波疑。過去計良
受也。これ喫ふことを多礙とも云るなり。されは相共し物食ふ者を云名なり。延喜治部式に。蕃客入朝
條に。共食二人。掌下饗日各對使者。飲宴とある是なり。○石上高拔原。石上は大和國山邊郡なり。高拔
原詳ならず。訓も本にヌクル原と訓まれしはいかくなり。通證にヌクノ原と付られたるよろしかるへ
し。○玉纒。安康紀に詳なり。○大貴。訓ケヤカは清やかと云言か。物語文にけうらと云事あるは。清ら
と云言なるに合せて。しかおもはるゝなり。萬葉十六。寒水之心毛計夜爾。此は清水の如く。心も潔
くおもほゆると云意のつゝけなり。通證に源氏談云介佐夜可とあれど。氣鮮と云事なるへければ。こ
ゝに叶ひかたし。○著之。訓オリキは。ケセリキのセをオに誤りしものなるへし。○引見。考本に引を列
に作る。○何由泣耶。本に何由二字なし。今熱田本に據る。○不覺の訓は。考本何字ありと云り。さらば何
オホロカニの約りたるなるへし。○死罪死罪。ウヘナリ四字引合と古本にあり。承諾して罪に伏したる

詞なり○詔曰。本に曰字脱せり。今熱田本中臣本に據て補○日根。和泉國郡名○大草香部民。記傳云。皇后に對し玉ふならば。若草香部民なるへきに。大草香部とある。大の字は誤にはあらざるか。此時に大目下王は坐々されは。大草香部も共に皇后の有ち玉へるにやと云り。さることなり○茅渚縣主。姓氏錄和泉皇別。珍縣主。佐代公同祖。豐城入彦命三世孫御諸別命之後也。とあり。この氏は。聖武帝時に。和泉血沼郡大領血沼縣主倭麻呂。日本靈異記 光仁帝時。珍努縣主諸上。續陽成帝時。大初位下珍縣主三津雄あり。三代實錄 後世には姓を宿禰に改めたり。一條帝時。典藥醫師珍宿禰石松。内舍人珍宿禰爲補と。除目大成鈔に見えたり。さて集解に。按日根。根使主本居之地。而蓋茅渚所管。故賜其縣主と云り。また根使主を殺に功なごありしにや○負囊者。古事記に於て大穴牟遲神。負俗爲從者とあり。通證に。神宮踏歌行事記曰。俗持者從者也。今按世俗謂事功後於人者爲袋持。此遺也と云り○大草香部吉士。天武紀十二年十月。草壁吉士賜姓曰連とあり。姓氏錄河内皇別。日下連。阿閉朝臣同祖。大彥命男紐結命之後也とあり。神功紀なる難波吉士と同族なり。このこと既に出○坂本臣。坂本は和泉國和泉郡坂本郷これなり。根使主の子孫。一を大草香部民となし。一を茅渚縣主に賜ふとありて。其茅渚に住めりし者の子孫。和泉國なる坂本を氏となしたるより。後に坂本臣となりしなり。上の詔に。根使主自今以後。子子孫孫八十聯綿。莫預群臣之例とはあれど。其後また子孫に功なごあり。再ひ群臣の例に預りて。姓をも賜はりしなるへし。なほ安康紀元年見合すへし。

十五年辛亥

十五年。秦民分散。臣連等各隨欲驅使。勿委秦造。由是秦造酒甚以爲憂。而仕於天皇。天皇愛寵之。詔聚秦民。賜於秦酒公。公仍領率百八十種勝部。奉獻庸調。絹縑。充積朝廷。因賜姓曰禹豆麻佐。一云禹豆麻利麻佐。皆盈積之貌也。

秦民分散。熱田本中臣本古語拾遺には民を氏とあり。應神天皇十四年に。弓月君が率て來つる百二十七縣の民なり○秦造酒は。弓月王孫にて。普洞王の男なり。次に云。弓月王は秦造祖なり。應神紀に出。さて天武紀十二年九月に。秦造賜姓曰連。また十四年六月に。秦連賜姓曰忌寸とあり。さて酒下公字脱したるか○而仕於天皇。記傳云。仕は白字などの誤か。又この字上に脱文などありしかと云り○詔聚秦民。拾遺にはこゝをも民を氏に作り。姓氏錄山城國諸蕃に。秦忌寸。太秦公宿禰同祖。秦始皇帝之後也。物智王。弓月王。譽田天皇。神代卷 十四年來朝。上表更歸國。率二百二十七縣。歸化。并獻金銀玉帛種々寶物等。天皇嘉之。賜大和朝津間腋上地一居之焉。男眞德王。次普洞王。古記曰 大鳥鷄天皇。德仁 御世。賜姓曰波陁。今秦字之訓也。次雲師王。次武良王。普洞王。男秦公酒。大泊瀬稚武天皇。德雄 御世。備下普洞王時。秦氏總被却畧。今見在者十不存一。請遣勅使。檢括招集。天皇遣使小子部雷。率大隅阿多隼人等。搜括鳩集。得秦氏九十二部。一萬八千六百七十八人。賜於酒。このつゞきの文。次に云り。さて右の文中。物智王は疑

功滿王の誤。物一功に作る本居翁の説なり。姓氏錄左京諸蕃。太秦公宿禰。秦始皇帝三世孫孝武王之後也。男功滿王。男融通王。○百八十種勝部。本に部字を脱。今傍書拾遺伴校本集解等に因て補へり。通證に百八十種謂其多也。勝或訓多倍。肌膚之義。或訓末佐。蓋禹豆麻佐之略。齊延日謂伴部一歟。と云れたれど。信友はスクリと訓て韓語なりと云り。さることなり。韓人の部に。さる號のありしなるへし。なほ姓氏錄右京諸蕃に。上勝。百濟國人多利須々之後也。山城未定に。木勝。津留木之後者。また勝。上勝同祖。百濟國人多利須々之後也。また右京に。不破勝。百濟國人淳武止等之後也。其外にも。なほあり。などありて。みな韓人なり。なほ同書に村主と云る氏もあまたあり。それも韓人なり。通證に。姓氏錄曰。秦勝。秦融通王之後。倭名抄攝津國豊島郡秦上秦下。今有勝部邑。秦邑。服部村。又曰因幡國氣多郡勝部。上總國周淮郡勝部とあり。但しこれらの勝部は。みなカチへとよめり。なほよく考へし。集解にも訓は本のまゝにて。按勝部勝蓋優勝之義。諸秦氏之中。優勝勝工者と云り。この説によらば。マサへと訓へべきなり。

○奉獻庸調。庸調のことは既に崇神紀に云り。訓ツクリモノミツキモノは二項と見るへきか。または作物之御調の義にてもあるへし。また庸と訓とは別なれど。此は二字を引合せてミツキモノと訓へきか。さて此下に本に御調也の三字あるは。傍訓の本文に成れるなり。通證に卜家本及釋無三二字とあり。中臣本にもなし削るへし○禹豆麻佐。姓氏錄上に引る文のつゞきに。爰率秦氏。養蠶織絹。盛饒詣闕貢進。如丘如山。積畜朝廷。天皇嘉之。特降寵命。賜號曰禹都萬佐。是盈積有利益之義。役諸秦氏。構八丈大藏於宮側。納其貢物。故名其地。曰長谷朝倉宮。是時始置大藏官員。以酒爲長官。秦氏等一祖子孫。或就居住。或依行事。別

爲數腹とあり。また左京諸蕃太秦公宿禰。秦始皇帝十三世孫孝武王之後也云々。大鷦鷯天皇御世。以百二十七縣秦民。分置諸郡。即使養蠶織絹貢之。天皇詔曰。秦王所獻絲綿絹帛。朕服用柔軟温煖肌膚。賜姓波多公。秦公酒。大泊瀬幼武天皇御世。絲綿絹帛悉積如岳。天皇喜之。賜號曰禹都萬佐。古語拾遺に。至長谷朝倉朝。秦氏分散。寄隸他族。秦酒公進仕蒙寵。詔聚秦氏。賜於酒公。仍率領百八十種勝部。蠶織貢調充積庭中。因賜姓曰禹豆麻佐。言蠶織絹。蠶也。所貢絹帛。於肌膚。故訓秦字。謂之波陀。仍以秦氏所貢絹。蠶神御首。今俗猶然。所謂秦機織之絲也。ごあり。名義拾遺の文にて明らけし。一云禹豆母利麻佐とあるも是なり。記傳云。賜姓は賜號とこそあるへけれ。ウツマサは姓にはあらず。此後も猶姓は秦なるをや。さてこの號の意。禹豆は今言にも。物を多く積たる類なさを。ウツ高しと云に合り。母里と云るも。盛又森などの意と通ひてきこゆ。麻佐は即百八十種勝部とある勝なるへし。姓氏錄に勝と云姓もあり。尸にもありて。即秦勝と云もあり。これらみなマサとよむべきなり。そは韓國にて。一種の號にはありけん。それに此方にて。勝字を用る。太秦を禹豆麻佐と訓るは。ハ。マサルと云訓をとりたるなり。さてウツマサに。太秦の字を書は。何時よりのことならんと云り。太秦を禹豆麻佐と訓るは。河内國讚良郡に。秦村。太秦村あり。山城國葛野郡に太秦里あり。又和泉國泉南郡半田村の舊名は。秦なりしよし。志に記せり。何も秦人の住し地なりけん○皆盈積之貌也。是は私記の摺入なるへし。集解には削られたり○天書に此年夏五月大旱とあり。此紀には漏たり。

十六年秋七月。詔宜桑國縣殖桑。又散遷秦民。使獻庸調。冬十月。詔聚漢部。定其伴造者。賜姓曰直。一本云。賜漢使主等賜姓曰直。

宜桑國縣殖桑。この後にも。持統紀七年。詔令天下勸殖桑紵。又田令に。課桑漆。上戸桑三百根。漆一

十六年壬子

百根。又類聚三代格大同二年太政官符に。七道諸國催殖桑漆事などあり。主計式また政事要略にも見えたり。通證に。考倭名抄。諸國郡鄉名。桑原者居多。此其遺也とある。さることなり。○散遷秦民。此より前にも仁德天皇御世に。百二十七縣秦民を以。諸郡に分置し。蠶を養ひ絹を織りて貢らしめしこと。姓氏錄に見えて上に引り。○使献庸調。拾遺の上文のつゝきに。自此而後。諸國貢調。年々盈溢。更立大藏。令蘇我麻智宿禰檢三按三藏。齊藏内藏大藏秦氏出納其物。東西文氏勘錄其簿。是以云々。姓氏錄に。役諸秦氏。構八丈大藏於宮側。納其貢物。是時始置大藏官員。以酒爲長官とあり。○聚漢部。漢部は漢氏の部民なり。漢氏は阿知使主の後なり。上に出つ。漢部は漢人の部を云。續紀十六に漢部松長。三代實錄十六に漢部福刀自など見えたり。此姓氏錄には洩たり。拾遺の上文のつゝきに。東西文氏勘錄其簿。是以漢氏賜姓。爲内藏大藏。令秦漢二氏。爲内藏大藏主鑰藏部之縁也とあり。職員令大藏省に。大主鑰二人。少主鑰二人。藏部六十人とある即是なり。○定其伴造者。其伴部を率ゐる長を伴造と云事既に云り。さてこの者字を下に附て。互倍利と訓める通證の説は。論にも足らぬ愚説なり。○賜姓曰直。これ即應神紀に倭漢直とある氏なり。倭は河内漢直に對して云るなり。河内漢直は。祖評年推古紀十八年に見ゆ。さて此時此氏直姓を賜はれるを。天武紀十一年五月。倭漢直等賜姓曰直とありて。また十四年六月。倭漢連。河内漢連。賜姓曰忌寸とあり。天武天皇御世には。兩氏共に連となり。又忌寸となれり。いとまさきはし。當昔倭漢直は大和に住て。東文直と稱し。河内漢直は河内に住て。西文直とて。紛れなかりしを。それをまた河内方を漢文直と稱し。倭方を漢文直とも神祇令義解云りしより。まこと

とに混らはしく。其上文をもアヤと訓誤りて。いよゝ混し易くなれり。後にはたゞ東西を以辨ふる外なし。此事既に應神二十年紀に云へれど。なほまたまさきはしければ。再ひこゝに云り。○賜漢使主等。記傳云。賜は漢部を賜ふなりと云へれど。なほ行なるへし。中臣本にはなし。集解にも刪られたり。

十七年癸丑

十七年春三月丁丑朔戊寅。詔土師連等。使進應造盛朝夕御膳清器者。於是土師連祖吾等。仍進攝津國來狹狹村。山背國內村。俯見村。伊勢國藤形村。及丹波但馬因幡私民部。名曰贄土師部。

戊寅は二日なり。○應盛朝夕御膳清器者。記傳云。此文通えかたし。盛の上造字など脱たるかと云り。今假に補。さて朝夕御膳の事。或人云。案に御膳は上代より日に二度供りし事は。記の景行段。朝夕之大御食云々とあるのみならず。祝詞式に朝御食夕御食と記し。大神宮式及内外儀式帳等專同し。今按に。上代御饌と申しは今云本膳にて。珍味を盡し。食器を並へたる状を云れは。中昔よりは朝夕を一度に減し。又後には内膳司より供るをは。女房をして散飯のみ取らしめ。別に調て供りしこともありけらし。其は左に引記録等の上にて。其趣を知るへし。中右記文永二年九月條に。酉刻參内供朝夕膳とあるにて。夕御膳に朝御膳を兼たるなり。玉食供進抄に。凡御膳朝夕兩。近代一度供。永曆比朝膳夕膳。

夜及陰供。於一度議云々。又曰午刻供朝饌。先女房召六位藏人。稱唯參入。女房仰云。於毛乃女須。藏人微音稱唯。即御膳宿示召御膳之由云々。近代聞食御膳の狀を伺奉るに。朝夕の外午時に至り。御茶と稱し。御湯漬を供る由なり。供進抄に午刻供朝饌。こゝるは。御茶をは朝間にめくらしにや。世の沿革推してゐるへし。禁秘御抄に。凡御膳大床子御膳。朝餉皆一度供之。此御膳等。近代主上不着。又只御膳三度。是只女房サバヤカリ取之。只内々稱小供御。乳母沙汰供御三代所著也云々。朝巳時夕申時之由。寛平遺誠也。但三度供之間。近代晝未時。夕入夜敷。と記し玉へり。是より三度の供御ありて。晝の御膳と申事見えたり。西宮記陪膳條に。節會陪膳采女奉仕。内宴更衣若典侍奉仕。御本殿朝夕膳四位奉仕云々。御晝御座之時。供膳者陪膳奏御飯。厨事類記に。晝御膳高盛七杯。平盛一杯云々。春記長曆四年十一月條に。今日雖神事。猶有御精進。晝御膳是同之。今昔物語二十六に。日に三度の食物を令備ける。上下合て五六百人云々。如此中昔より後は三度食に定りて。今に變事なしと云り。さて又御膳の訓。本にミツキモノとあるは誤なるへし。清器。通證に。今按凡飲食御器。以土器爲貴。陶器爲清。蓋此遺風耳と云り。來狹々村。續紀和銅六年九月。攝津職言。河邊郡玖左佐村。山川遠隔。道路險難。由是大寶元年始建館舍。雜務公文。一准郡例。請置郡司許之。今能勢郡是也。神名帳。攝津國能勢郡久佐々神社。攝津志に。能勢郡宿野村。舊名來狹々。屬邑三。製造有土盤。宿野村出とあり。久佐々神社。今宿野村にあり。いふと云り。○山背國內村。神名帳山城國綴喜郡內神社。倭名抄山城國綴喜郡宇智。山城志に綴喜郡內里

一名箕里とあり。○俯見村。山城志云。紀伊郡伏見。日本紀作俯見。舊九村。曰石井。曰森。曰舟戶。曰久米。曰山。曰山尾。曰北內。曰即成院。曰法安寺是也。當今多爲町名。北領百十八。南領六十。兼併伏見廻。其坊區數道。往々雜糅。皆以管子伏見。見南北町名。都合二百六十三とあり。通證に。深草與俯見相隣。今深草土器師即此遺也と云り。○藤形村。大神宮延曆儀式帳に。壹志藤方片樋宮。度會清在倭姬命世記講述鈔云。藤方村今在津城南一里。屬一志郡とあり。通證に土人言。間掘出古陶器於田野。夫木集。いせの海の浦風互て藤方や。安濃の鹽かま雪ふりにける。○丹波。倭名抄丹波國天田郡土師。但馬。又云。但馬國出石郡埴野。因幡。倭名抄以奈八。式高草郡大野見宿禰神社。今野見保德尾村。德尾村。今在大野見明神と云。○私民部。集解に。按吾笥所領七處民部。以制造土器。進于御厨と云へり。私は公に對へて云。民部の訓は。通證に蓋以民人爲藩籬也。とあるか如し。民人の部曲は。藩籬の境界を立たるか如き意なり。○贊土師部。通證云。又見安閑紀。延喜式有贊土師。坏作土師。玉手土師等名とあり。天皇の御贊の事に仕奉るより。贊土師部とは云けらし。姓氏錄大和神別。贊土師連。天穗日命十六世孫。意富曾波連之後也。とあり。吾笥の後なるへし。續紀二十四。贊土師連沙彌麻呂と云人みゆ。

十八年甲寅

十八年秋八月己亥朔戊申。遣物部菟代宿禰。物部目連。以伐伊勢朝日郎。朝日郎聞官軍至。即逆戰於伊賀青墓。自矜能射。謂官軍曰。朝

日郎手誰人可中也。其所發箭穿二重甲。官軍皆懼。菟代宿禰不敢進擊。相持二日一夜。於是物部目連自執大刀。使筑紫聞物部大斧手執楯。叱於軍中俱進。朝日郎乃遙見。而射穿大斧手楯二重甲。并入身肉一寸。大斧手以楯翳。物部目連。目連即獲朝日郎。斬之。由是菟代宿禰羞愧不克。七日不復命。天皇問侍臣曰。菟代宿禰何不復命。爰有讚岐田虫別。進而奏曰。菟代宿禰怯也。二日一夜之間。不能擒執朝日郎。而物部目連率筑紫聞物部大斧手。獲斬朝日郎矣。天皇聞之怒。輒奪菟代宿禰所有猪名部。賜物部目連。

戊申。十日なり。○物部菟代宿禰。未詳。菟代地名などにや。○伊勢朝日郎。朝日此も地名か。たつぬへし。○伊賀青墓。何郡にか詳ならず。○相持。左傳昭元年。史記頂羽本紀等に見えたり。通證云。今俗謂無勝負。曰レ持。亦此義也。今按開。歌園基等所レ言是也とあり。訓は風守など云に同く。互に目を付て守り居るなり。○筑紫聞物部。天神本紀に。饒速日命天降供奉天物部等。二十五部人。同帯兵仗。筑紫聞物部も其一なり。倭名抄豊前國企救郡。萬葉に豊國聞之長濱などある地の物部なり。○翳。延喜式に佐之波

と訓り。これは翳と云ものを持て。天子の御體を指蔽すより云るなり。萬葉十六に。流溪乃。二上山爾。鷲曾子產跡云。指羽爾毛。君之御爲爾。鷲曾子生跡云とあり。こゝはたゞ指隱すなり。○讚岐田虫別。田虫別人名なるへし。義は未詳。集解に。景行紀なる神櫛皇子讚岐國造之始祖也と云文を引て。田虫之別の意に見られたれと信かたし。且つ田虫と云地名も見あたらねはなり。○猪名部。集解に按是菟代宿禰所レ領猪名部民。延喜式神名帳伊勢國員辨郡有猪名部神社。即此地と云り。姓氏錄左京皇別。猪名部造。伊香我色男命之後也とあるは。此に由れるか。攝津未定。爲奈部首。伊香我色乎命六世孫。金連之後者とあるは。攝津の地名に據れるなるへければ。左京のも其一か詳ならず。さて續紀二十九。伊勢國員辨郡人猪名部文丸。三代實錄に。掌侍春澄朝臣高子。奉幣氏神。向伊勢國。蓋高子善繩女。善繩本姓猪名部造員辨郡人也とあり。さらば猪名部造は。なほ伊勢の方なるへし。

十九年乙卯

十九年春三月丙寅朔戊寅。詔置穴穗部。

戊寅は十三日なり。○穴穗部。穴穗天皇の御事を。舊事紀に天皇無胤とあり。故に天皇の御爲に置けるなり。されと倭名抄に國郡の部に。それとおほしき地名は存せず。通證に。今諸國郡村有穴。姓氏錄未定雜姓の中に。孔王部首。穴穗天皇之後也とあるは心得す。

二十年丙辰

二十年冬。高麗王大發軍兵。伐盡百濟。爰有少許遺衆。聚居倉下。兵

根既盡。憂泣茲深。於是高麗諸將言於王曰。百濟心許非常。臣每見之。不覺自失。恐更蔓生。請遂除之。王曰不可矣。寡人聞百濟國者日本國之官家所由來遠久矣。又王入仕天皇。四隣之所共識也。遂止之。百濟記云蓋

幽王乙卯年冬。百大軍來攻大城。七日七夜。王城降陷。遂失尉禮國。王及太后王子等皆沒敵手。

高麗王。東國通鑑を按るに。此年宋後廢帝元徽四年。高麗長壽王六十四年。百濟文周王二年にあたり。○伐盡百濟。盛の訓ホコホルは。ホロホス。東國通鑑を按るに十九年に當れり。下文に引る百濟記なる乙卯年冬と云るに合へり。さて此時の事を宋書に。順帝昇明二年と云に。倭王武と云者か。自使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事安東大將軍倭國王と稱し。表を上りて云ける辭の中に。驅率所統。歸崇天極。道遙百濟。裝治船舫。而勾驪無道。圖欲見吞。掠抄邊隸。度劉不巳。每致稽滯。以失良風。云々と云文あり。昇明二年はこの天皇二十二年にあたり。されは此年のことを云るなり。されどこの倭王武と云ものは。西國の偏土に居りて。世々唐國に諂ひ居る者にて。朝廷にては更に知しめさぬ事なるよしは。既にも云るかことし。この倭王武と云ものは。かの日本府の宰たる田狹など。志を通し居る者なるとなるへし。然るをこの武を天皇の御事として云る。既などは。あなかしこ。聞くも思々。しき曲言なり。 ○倉下。未詳。ヘスオト。下文も同じ。韓語なり。○心許。綏靖紀立操。皇極紀意氣。三代實

錄十に意見とあり。此假名たじかなるものに見えず。通證云。猶言心底也。正字通許所也とあり。○不覺自失。隨書高祖紀に。齊王憲言於帝曰。普六堅相貌非常。臣見之不覺自失。恐非一人下。請早除之。云るに據る文なり。考云。不覺自失とは。一旦負ても始終失せんとは思はず。毎に見たるとなり。然れば再發すへきは。根から除ひのけむと云たるなりとあり。これは訓に據て解したるなれど。自失はさる意にはあらず。

○日本國之官家。中臣本卜部本。日の上に爲字ある宜し。○乙卯年は十九年なり。○狛。通證に。此紀狛皆作狛。集解狛に改む後漢書東夷傳。勾驪一名狛耳。又有小水狛濊狛と云り。記傳云。高麗に狛字を書く事は。彼隣國に濊狛と云國あり。又後漢書に勾驪一名狛耳と云ひ。又其別種に小水狛と名くるものあり。されは狛と云は。其あたりの凡ての舊名にやありけん。と云へり。文獻備考云。狛國。輿地志狛國都。今在江原道春川府北十三里昭陽江北。 ○尉禮國。訓は誤なり。東國通鑑に。百濟始祖温祚王元年。温祚都河南慰禮城とあり。字典慰禮。通作尉。百濟の一名なり。

文獻備考云。三國史曰。初沸流温祚兄弟云々。沸流欲居海濱。温祚都河南慰禮城。三年也。輿地勝覽曰。稷山縣東二十里。聖居山有慰禮城。また温祚十四年築北漢城。近肖古二十六年移都北漢城。また忠清道下に。句麗蛇山城。新羅蛇山縣。高麗稷山縣。本朝同。本百濟慰禮城。なごあるにて明らけし。○太后王子。太后云斤於流久。王子云佐志牟。ともに韓語なり。欽明紀七年下と併考へし。○皆沒敵手。東國通鑑。宋元徽三年。高勾麗長壽王六十二年。百濟蓋幽王二十一年。文周王元年秋九月。高勾麗王陰求可。以聞百濟者。淨屠道琳應。募曰。臣雖無能。思有以報國。願大王指使之。王悅密遣之。琳僞得罪。亡入百濟。時百濟王好博奕。琳詣王門。告曰。臣少而學碁。頗入妙。王召與碁。果國手。遂尊爲上客。甚昵

之。恨相見之晚。琳一日侍坐。從容言。臣異國人。上不疎外。恩私甚渥。未有三分毫之益。願獻一言。王曰。第言之。琳曰。大王之國。四面山河。天設之險。西隣莫敢覬覦。奉事之不暇。王當以崇高之勢富有之業。鍊人之視聽。而城郭不葺。宮室不修。先王骸骨。權擯露地。百姓屋廬。屢毀河流。臣竊爲大王不取也。王曰諾。盡發國人。悉土築城。由是倉廩虛竭。人民窮困。國勢甚危。琳逃還以告高勾麗王。王喜將伐之。濟王聞麗王來伐。謂子文周曰。子愚而不明。信用姦人之言。以至於此。民殘而兵弱。誰肯爲我力戰。吾當死於社稷。汝在此俱死無益。盍避亂以存宗祀。文周乃與木笏滿致。祖彌榮取。南行焉。至是麗王率兵二萬。圍百濟漢城。王閉城門不出戰。高勾麗分兵四道。夾攻對盧齊于再會。榮婁萬年等攻北城。七日拔之。移攻南城。乘風縱火。焚燒城門。城中急。有欲出降者。王寤不知所圖。以數十騎出城西走。榮婁等追之。王下馬。榮婁等向西。三唾之。乃數其罪。縛送於阿且城下。宥之。虜男女八千而歸。榮婁萬年。本百濟人。獲罪逃入高勾麗。至是爲鄉導。百濟王子文周即位。初文周求救於新羅。得兵一萬。比還城破王死。麗兵已退。遂即位。性柔少斷。然亦愛民。冬十月百濟移都熊津。

二十一年春三月。天皇聞百濟爲高麗所破。以久麻那利賜汶洲王。救與其國。時人皆云。百濟國雖屬既亡。聚憂倉下。實賴於天皇。

二十一年
丁巳

更造其國。

汶洲王蓋鹵王母弟也。日本舊記云。以久麻那利賜汶末多王。蓋是誤也。久麻那利者。任那國下哆呼利縣之別邑也。

久麻那利は即熊津なり。百濟に熊川と云ひ。新羅に熊州と云。今の忠清道公州なり。韓國に熊川二處あり。一は慶尙道に熊川郡あり。一は忠清道公州に熊川あり。これ汶洲王再興以後の國都なり。右の二處まかひやすし。然るに集解に。按慶尙道慶尙道有熊川郡。東國通鑑移都熊津。汶洲王は。蓋鹵王母弟と下に見たり。本書注に。加須利君。通鑑にこれを子文周とあるは誤なるへし。この人通鑑に。與木笏滿致云々。南行焉とありて。また初文周求救於新羅ともあれば。新羅の地に居れりしなるへし。さて此王通鑑に據に。豐巳年爲解仇弑されたり。○更造其國。この事欽明紀十六年の下に。蘇我卿の王子惠に云る言に。昔在天皇大泊瀬之世。汝國爲高麗所逼。危甚累卵。於是天皇命神祇伯。敬受策於神祇。祝者適託神語。報曰。屈請建邦之神。往救將亡之主。必當國家盛靖。人物又安。由是請神往救。所以社稷安寧とあり。○賜末多王。この王は混支王の子にて。汶洲王の甥なり。通鑑に牟大王とも東城王とも云り。牟大と末多とは音通へり。これはげに誤なるへし。○下哆呼利縣。繼體紀に上哆利下哆利とある處に云へし。按に此日本舊記の説は。忠清道の熊川と。慶尙道の熊川縣とを。一つに爲たる誤の傳なるへし。任那國の下哆呼利縣は。いかにも慶尙道の方なるへけれと。此は百濟國都なれば。公州の熊川たること明らけし。なほ思ふに哆呼利の呼は衍にもあるへし。本に縣を聯に誤れり。今考本に據る。訓は通證に。私記云。下

二十二年
戊午

讀三阿留之。繼體紀欽明紀同。蓋韓語也云云。本の訓は誤あり。縣をコホリ云も韓語なり。

二十二年春正月己酉朔。以白髮皇子爲皇太子。秋七月。丹波國餘社郡管川人水江浦島子乘舟而釣。遂得大龜。便化爲女。於是浦島子感以爲婦。相逐入海。到蓬萊山。歷觀仙衆。語在別卷。

爲皇太子。舊事記に是日物部布都久留爲大連とあるは。此紀に見えず。布都久留は目大連の弟なり。○秋七月。按にこゝに伊勢外宮なる止由氣皇大神鎮坐の事あるへし。止由氣大神は。始め天照皇大神と共に。此國に天降玉ひしか。故有て丹波國丹波郡なる。比沼乃真奈井原に鎮り坐て。此年月其處に坐々しか。此天皇の二十一年丁巳に。伊勢大御神の御誨を奏して。迎奉るへき事に定まり。明年即此二戊午七月二日に。大佐々命を以丹波國より布理奉り。度遇の山田原に移し奉りしこと。儀式帳倭姫命世記御鎮坐本紀等の書に出たるか如し。いかにして此紀に記し漏されたりけん。かつ其月にあたりて。同じ丹波國餘社郡浦島子の事をしも。此に載たるもいと不審し。故通證にも其文どもを引て。さて云れけるは。今按此紀不書外宮事。爲一大缺事。而是年月同。丹波餘社亦同。甚爲可疑爾。と云れたる。よいにさることなり。かへすも疑はしき事なり。○餘社郡。今丹後に屬せり。續紀和銅六年四月。割丹波國五郡。始置丹後國とあり。倭名抄丹後國與謝郡。○管川人水江浦島子。管川は正應元年丹

後國田數帳に。與佐郡に筒川保あり。内山真龍か地名記に。管川今號淺藻川。川東綱野村。在浦島社とあり。釋紀引丹後風土記。曰。與謝郡日置里。此里有筒川村。此人夫日下部首等先祖。名云筒川嶼子。爲人姿容秀美。風流無類。斯所謂水江浦島子者也。是舊宰伊豫部馬養連所記。無相乖。故略陳所由之旨。此文の萬葉九に。詠水江浦島子歌。春日之霞。時爾。墨吉之。岸爾出居而釣。船之得乎良布見者。古之。事會所念。水江之。浦島兒之。堅魚釣。釣釣。云々。水江は氏なり。浦島は名なり。或人云。按に浦島て字長志摩とよむは誤なり。浦の島子と唱ふへし。諸書に島子とのみもあり。萬葉なるも浦の島子とよむへし。浦は水江の浦を云るにて。おのつから島子か氏の如く。其居地の名をつけて呼ならひたりとささこゆ。實方集に。島の子か心ゆるさぬ玉くしけ。あくれさあはぬものにそ有ける。和泉式部集。あふことを今はたのまぬ中。墨吉は此處の地名なり。長明か無名抄云。丹後國與謝郡に。阿佐茂川の明神と申す神坐す云々。是は昔浦島翁の神に成れるとなんごあり。神名式丹後國竹野郡綱野神社を。今阿佐茂川の東綱野村に在り。浦島大明神と云ひ。又淺茂川明神と云ふ。栗田寛云。按無名抄に。阿佐茂ある。浦島翁は世に傳ふる。筒川嶼子か事にて。其説は信しかたけれど。此嶼子を。釋紀に引丹後風土記には。日下部首の先祖といへるに依て思ふに。もと日下部首の祖神を祭れるより。世に浦島子と謂て傳へたるなるへし。日下部首。依羅宿禰。並に同祖なれば。殊に綱野といふに由ありて聞ゆ。○大龜。風土記に五色龜とあり。○感。通證云。訓多介利。今俗海鱸臘臘獸之陰曰多介利。亦此義とあり。或人云。物の健ひ進むを云名なり。感をまたカマケとも訓む。其反にて。一は進み一は退る。共に相感するより云辭なり。○爲婦。萬葉歌上に引るつゝきに。及七日。家爾毛不來而。海界乎。過而榜行爾。海若。神之女爾。選爾。伊許藝。越。相眺良比。言成之賀波。加吉結。常代爾至。海若神ノ宮乃。内隔之。細有殿爾。携。二人入居而。老目不爲。死不爲而。永世爾。有家留物乎云々。○蓬萊山。扶

桑略記云。蓋龍宮也。とあり。蓬萊と云龍宮と云る。みな押當の文字なれば非なり。訓はそれをはなれてよめるなれば宜し。○語在別卷。集解云。四字私記攙入。謂別卷者。即私記。別集諸所傳。而爲一卷者。按萬葉集長歌。釋所載丹後風土記。本朝神仙傳。天書。及古事談。元亨釋書。所說大同小異。而風土記說爲詳。故錄諸左。仁和寺藏書目錄。有浦島子傳一卷。不知古事談所載傳即此否。或云。語在別卷とは。千傳あり。又爲家後撰正義島子傳あり。此等の傳を指て云か。釋曰。丹後風土記曰。此前上文に引り。長谷朝倉宮御宇天皇御世。嶋子獨乘小船。汎出海中。爲釣三日三夜。不得一魚。乃得五色龜。心思奇異。置于船中。即寐。忽爲婦人。其容美麗。更不可比。嶋子問曰。人宅遙遠。海庭人乏。誰人忽來。女娘微笑對曰。風流之士。獨汎蒼海。不勝近談。就風雲來。嶋子復問曰。風雲何處來。女娘答曰。天上仙家之人也。請君勿疑。乘相談之愛。爰嶋子知神女。慎懼疑心。女娘語曰。賤妾之意。共天地畢。俱日月極。但君奈何早先許不之意。嶋子答曰。更無所可言。何解乎。女娘曰。君宜廻棹赴于蓬山。嶋子從往。女娘教令眠目。即不意之間。至海中博大之島。其地如敷玉。闕臺掩映。樓臺玲瓏。目所不見。耳所不聞。携手徐行。到一大宅之門。女娘曰。君且立此處。開門入內。即七豎子來相語曰。是龜比賣夫也。亦八豎子來相語曰。是龜比賣之夫也。玆知女娘之名龜比賣。乃女娘出來。嶋子語豎子等事。女娘曰。其七豎子者昂星也。其八豎子者畢星也。君莫恠焉。即立前引導。進入于內。女娘父母共相迎。揖而定坐于斯。稱說人間仙都之別。談議人神偶會之嘉。乃雪百品芳味。兄弟姊妹等。舉杯獻酬。隣里幼女等。紅顏戲接。仙歌寥亮。神舞透迢。其爲歡宴。萬倍人

間。於玆不知日暮。但黃昏之時。群仙侶等漸々退散。即女娘獨留。雙眉接袖。成夫婦之理。于時嶋子遺舊俗。遊仙都。既經三二歲。忽起懷土之心。獨戀二親。故吟哀繁發。嗟嘆日益。女娘問曰。比來觀君夫之貌。異於常時。願聞其志。嶋子對曰。古人言。小人懷土。死狐首丘。僕以虛談。今斯信然也。女娘問曰。君欲歸乎。嶋子答曰。僕近離親故之俗。遠入神仙之界。不忍戀眷。輒申輕慮。所望暫還本俗。奉拜二親。女娘拭淚歎曰。意等金石。共期萬歲。何眷鄉里。棄遺一時。即相携徘徊。相談慟哀。遂接袂退去。就于岐路。於是女娘父母親族。但悲別送之。女娘取玉匣。授嶋子。謂曰。君終不遺賤妾。有眷尋者。堅握匣。慎莫開見。即相分乘船。仍教令眠目。忽到本土筒川鄉。即瞻眺村邑。人物遷易。更無所由。爰問鄉人曰。水江浦嶋子之家人。今在何處。鄉人答曰。君何處人。問舊遠人乎。吾聞古老等相傳曰。先世有水江浦嶋子。獨遊蒼海。復不還來。今經三百餘歲者。何忽問是乎。即銜弄心。雖廻鄉里。不合一親。既送旬日。乃撫玉匣。而感思神女。嶋子忘前日期。忽開玉匣。即未瞻之間。芳蘭之體。率于風雲。翩飛蒼天。嶋子即乖違期要。還知復難會。廻首蜘蛛。咽淚徘徊。作二首歌。按古事談所載浦島子傳曰。天長二年乘船歸于故鄉。釋所載神仙傳曰。浦島子到本鄉。逢人問之。曰。昔聞浦島子仙化而去。漸過百年。風土記云。說據伊豫部馬養連所記也。馬養大寶中人。然則大寶以前既歸明矣。推甲子至大寶二百餘歲。至天長二百四十八歲。風土記武鄉云。此風土記は釋記の風土記にはあらず。謂三百餘歲者。所傳謾加數也。或二誤三。亦不可知也。宜以馬養爲證也。爲歸在天長二年者。據風土記所謂

經三百餘歲者。蓋安作二年月耳。と云れたるは。然るへき論なりけり。

二十三年夏四月。百濟文斤王薨。天皇以昆支王五子中第一末多王。幼年聰明。勅喚內裏。親撫頭面。誠勅慰懃。使王其國。仍賜兵器。并遣筑紫國軍士五百人。衛送於國。是爲東城王。是歲百濟調賦益於常例。筑紫安致臣。馬飼臣等。率船師以擊高麗。

文斤王。集解云。按東國通鑑。是歲當宋昇明二年。齊延元元年。百濟三斤王三年。東城王元年也。丁巳歲。文周王爲解仇見弑。太子三斤立。己未歲冬十一月薨。即此歲也。此爲四月。通鑑爲三十一月。不知孰是。文斤即三斤。文三不知孰是。と云り。文周王の立しは十九年にて。既に上に云り。さて二十一年丁巳に。文周爲解仇見弑し事。また其子文斤の立し事も紀に脱せり。今年文斤の薨られし事通鑑と合り。但し月は。これにて汝洲王の統は絶たるなり。○昆支王五子云々。昆支王は軍君なり。五年紀に見えたり。さて軍君所謂昆支王は。通鑑に據るに一代には立たず。其子末多王立しに後。王位を贈りなごしたりしものにはあらざるか。詳ならず。さて末多王は。さきに軍君とくもに皇國に參來りて。其まゝ國に歸らざりしなるへし。其弟武寧を皇國に送り返せしこと。五年の下に見えたり。○誠勅。本に誠を試に誤。考本に據る。下文にも誠勅とあればなり。○筑紫國軍士。集解に後世諸國有軍團。是軍團兵

士とあれども。此時未だ軍團ありとも通えず。筑紫物部に屬し居る兵士なるへし。○東城王。武烈紀四年に。暴虐百姓。國人遂除とある此王なり。○筑紫安致臣。天孫本紀に饒速日命九世孫。物部三志連公。奄智連等之祖とあり。安致奄智地名なるへけれと筑紫に見えす。縵連は三志弟竹古。三川縵連祖とあり。また竹古弟椋垣は。三川縵連。比尼縵連祖とあり。縵に由ある事なるへけれと。詳ならず。○馬飼臣。本系詳ならず。

秋七月辛丑朔。天皇寢疾不預。詔賞罰支度。事無巨細。並付皇太子。八月庚午朔丙子。天皇疾彌甚。與百寮辭訣。握手歔歔。崩于大殿。遺詔於大伴室屋大連。與東漢掬直曰。方今區宇一家。烟火萬里。百姓艾安。四夷賓服。此又天意。欲寧區夏。所以小心勵己。日慎一日。蓋爲百姓故也。臣連伴造每日朝參。國司郡司隨時朝集。何不罄竭心府。誠勸慰懃。義乃君臣。情兼父子。庶藉臣連智力。內外歡心。欲令普天之下。永保安樂。不謂遺疾彌留。至於大漸。此乃人生常分。何足言及。但朝野衣冠。未得鮮麗教化。政刑猶未盡善。興言

念此。唯以留恨。今年踰若干。不復稱天。筋力精神。一時勞竭。如此之事。本非爲身。止欲安養百姓。所以致此。人生子孫誰不屬念。既爲天下。事須割情。今星川王。心懷悖惡。行闕友于。古人有言。知臣莫若君。知子莫若父。縱使星川得志。共治家國。必當戮辱遍於臣連。酷毒流於民庶。夫惡子孫。已爲百姓所憚。好子孫足堪負荷大業。此雖朕家事。理不容隱。大連等民部廣大。充盈於國。皇太子地居上嗣。仁孝著聞。以其行業。堪成朕志。以此共治天下。朕雖瞑目。何所復恨。

一本云。星川王腹惡。心能天下著聞。不幸朕崩之後。當害皇太子。汝等民部甚多。努力相助。勿令侮慢。

不預。通證に字書預與豫同と云れたれど。中臣本に豫に作れり。さらば預は誤とすへし○支度。職員令に主計寮支度國用とあり。通證云。度者計也。支者分也。計分年貢雜物之義也。今俗法令云於伎互備用云支度。即此義とあり○丙子。七日なり○握手獻款。熱田本中臣本水戸本舊事紀本。握上並字あり○崩于大殿。此天皇御年詳ならず。大日本史云。本書享年缺。舊事紀古事記。並曰一百二十四。古事

記注云。己巳年八月九日崩。水鏡一代要記。並曰九十三。神皇正統記曰八十。愚管鈔曰百四。按本書允恭帝七年十二月。皇后產大泊瀨天皇之夕。帝始幸藤原宮。據之推之。則實爲六十二。とあれど。しか定めもてゆかは。また皇后の御年に叶はぬことあり。記傳にもこの天皇の紀年いと不審し。まつうけかたき事あるは。大后は仁徳の皇女に坐すを。安康の元年に聘玉ふとある。其年はこの天皇二十七歳にあたり。大后は六十餘にあたり給ふへし。たごへ御父天皇崩坐年に生まれせりとしても。五十六歳なれば。聘へ玉ふへき御齡にあらずと云り。此事は既に上に辨へたれども。天皇の御年を六十二とすれば。大后の御年とはるかに隔り玉へれば叶はぬかことし。かにかくに史のまゝに見てあるより外は。あるまじくこと○方今區宇一家より。蓋爲百姓故也と云までの文は。隋書高祖紀仁壽三年七月の文。同四年七月の文に據て潤飾せられたり。集解に全文を引けり。見合すへし○國司は國宰なり。既に云○郡司は郡大小領なり。職員令に。郡司。大郡大領一人。掌撫養所部。檢察郡領事。餘領准此。とあるは。令以後の事なり。この時既國司國造並置れたりしなるへけれど。いまた郡司の名目ありしにはあらず。縣主を郡司と云りしなり○朝集。通證云。宇古奈波流。孝德紀祝詞式訓同。通鑿唐紀注。自外入朝與朝班者。曰朝集使とあり。さて此より以下。朕雖瞑目。何所復恨とあるまでの詔も。高祖紀なる仁壽四年七月の文に多く據られたり。集解に引たり。をりくは見合せて。此の文を補ふこともあり○心府をコ、ロキモと訓る。心膽なり。源氏物語等にも。この語見えたり。記高津官段。意富

韋古賀波良邇阿流。岐毛牟加布。許々呂袁。邇邇迦。萬葉に村肝之心コハロ。また肝向心キモムカフコハロ。推テ而ナ。なごあり。○遷疾彌留至於大漸。通證云。阿豆志禮。顯宗紀。羸弱訓同。阿豆衣。持統紀。篤癯訓同。登古都久爾。蓋常世國之義。忌諱之辭也。書願命曰。嗚呼疾大漸。惟幾。病日臻。既彌留。故安陸昭王碑文曰。遷疾彌留。歎焉大漸。○り。○朝野衣冠未得鮮麗。通證云。今按天皇用。心於此。故頻使於吳。見。上文。推古紀以下所。出冠服制。蓋始。于此。と云るはさることなり。此文ふと見れば。なほかの隋書文に。總てよられたるか如くなれと然らす。さるは彼書の文には。此前後の文は大かた同じけれと。此處は甚く異にて。遷疾彌留。至。於大漸。此乃人生常分。何及。言及。但四海百姓。衣食不。豐。教化政刑。猶未。盡。善云々とあり。四海百姓云々を。朝野衣冠云々と改められたるにて。天皇の御志。衣冠を鮮麗にし玉はむと。常におもほしめし。事知られ奉らる。集解にも。按天皇蓋意在。改。服色。制未。全備。と云り。○本非。爲。身。止。欲。安。養。百姓。所以致。此。人。生子孫云々。此處本のまゝにては何とも解かたし。今は集解に。本文に據て身又人字を補ひたるに據れり。然すればこゝは隋書の文と聊かも異ならず。義もよく通えたり。○友于。通證云。書君陳友。于兄弟。後漢書袁譚傳。友于之姓生。於自然。とあり。○流。顯宗紀被字。欽明紀連字訓同。○負荷大業。三代實錄に。天之日嗣乎。戴。荷。比。守。仕。奉。倍。伎。事云々。○大連等云々。大伴室屋大連。平群眞島大臣等をさして詔ふなるへし。さて大連大臣等に。土地人民を廣大に賜へるよしは。國家に事あらん時の藩屏の設なりと詔へるなり。○以此共治天下は。大連等の藩屏の備と。皇太子の儲君の地位に

居まして。仁孝の聞えまますことにて。共に天下を治め玉はよごなり。○朕雖瞑目。本に雖字脱したり。今中臣本に據る。集解にも隋書に據て補はれたり。

是時征新羅將軍吉備臣尾代。行至吉備國過家。後所率五百蝦夷等。聞天皇崩。乃相謂之曰。領制吾國。天皇既崩。時不可失也。乃相聚結。侵寇傍郡。於是尾代從家來。會蝦夷於娑婆水門。合戰而射。蝦夷等或踊或伏。能避脫箭。終不可射。是以尾代空彈弓。弦於海濱上。射死踊伏者二隊。二囊之箭既盡。即喚船人索箭。船人恐而自退。尾代乃立弓執末。而歌曰。彌致彌阿賦耶。嗚之慮能古。阿每彌舉會。枳舉曳儒阿羅每。矩彌彌播。枳舉曳底那。唱訖自斬數人。更追至丹波國浦掛水門。盡逼殺之。

一本云。追至浦掛。遣人盡殺之。

征新羅將軍。集解云。按征新羅。在九年。將軍死。軍。新羅未。服。とあり。されはこの時再び新羅征伐に出。し立給ひしなるへし。三國通鑑。新羅慈悲王十九年夏六月。倭人侵。東邊。王命。將軍德智。擊破之。殺。虜